192
55

故實叢書 安齋隨筆

自十三
至十五

安齋隨筆十三の巻目次

判金　川中嶋合戰　鵠鵜白鳥
錢病　踐祚年無改元　千字文渡二來吾國一
三合五勺飯　近衞の音　稱レ御辭
碁日の訓　射レ敵術　棒チキリ木
位署行試守字　即位被レ議二武家一　奪補
錫紵　橡衣　ウツブシ色
甲士捕物　富士往來　小五月
百萬遍念佛　北野早取祉　立親王
ノの字　寸法　清水の訓
樣器揚器　五六鐙　太刀名所
宇佐八幡流鏑馬　射五善　大法
作の鞍　裝束　物具裝束抄
陸奥紙椙紙引合　蒙求和歌　シノブと云ふ詞
襪　兩笠　本朝律令
川樋の釧カハ螺鈿ノ劒　扇　書二歌意一
血症禁二柿實一　和歌祖神　今天空滿月
古歌助武略
稻荷訓
車左右の上下
平禮上下
信濃布
戰國武士官名
天の逆鉾
折敷
山路
香椎
服色名
奇病
作の鞍鐙
異樣

剃刀　三ツノ拍三ツナ柏　鳩の字訓　佛法五說　訓點義違
讀書推量　アナアラアヽと云ふ詞　サスガ　踏懸　衣冠催束帶
三條裝束抄兩品　江陽屋形年譜　所司代　澤田源內　イクヂナシ
褌　歌無法式　殂馬　吉日凶日　ひちぐりと云ふ詞
あなぐると云ふ詞　あけつらふと云ふ詞　諡字の音　女房髮衣にきこむ　不植菓樹
シダラテン　父子不相似　武藏鐙　鎧威毛　侍大將足輕大將
鎧名所　業平櫻の歌淸濁　古今集正本　貞宗鞍　だにさへと云ふ詞
金銀私考　細工金　當時の砂金　甲州金　生銀
金位　下金　相手　支證　和讒

安齋隨筆十四の卷目次

鷹飼犬牽帽子　緒の志部　菓脛巾　亂緒沓　ケバヤ
手鼓　什物　交割物　八道行成　文書一通
正月寶舟繪　ジョサイ　森字俗作　鷹飼無禮　寶舟繪
鷹のセキ緒　守宮神　假の隨身　烏隹字　梅谷澁木蘭地
上樣　光源氏の大將　天孫　白帥黑帥　經史古讀俗讀
交野　鷹ナブリ　無乃の字寧の字　蓋の字　長歌短歌

子細　うたかた　あぢきなし　オモシヤルオシヤルギヤアル　チヨボイチ
掛鏡爲ニ神體一　立レ幣爲ニ神體一　カキヒタシ　天下治本亂本　惣海の鞍
あさで　修羅車　字音與ニ和訓一相似　字音與ニ和訓一相同　轉音爲訓
吉田家神道　理學神道　詠神歌　義輝公滅亡　あらましと云ふ詞
軒轅氏土德稱王　上古之事　翔鳳詩妓王歌　常世鄉　勉强
彼是　堅塊　射心　包狀包やう　馬頭觀音
神寶鞆　番匠　拵の字　賴朝童名　義經首埋ニ藤澤一
養育の字古訓　カテラと云ふ詞　鏡面佛像現　爲渡十高名　稻城
庄　細馬　刺頸死　神祇伯　忌レ名不レ忌レ實
コマルと云ふ詞　唐音　生子の面似ニ先祖一　騎馬　山海經
倭文布　つとめてと云ふ詞　朝夕の語　折櫃　百敷
眞淵が文詞　御の字訓　シナガ鳥　屈系　ツマと云ふ詞
袖袂の訓　人丸畫像彩色　玉來　靈芝　中古以來書
ハヤスと云ふ詞　日本書紀文詞　天子御革帶の圖　裾　成柄
モハヤと云ふ詞　スデニホトンドと云ふ詞　スコブルと云ふ詞　トテモと云ふ詞　國造の號永停止
放免　ワリゴサヽエの繪　食器　入調　正八幡宮
署レ名用ニ官位唐名一　素絹の文　器物の古名副ニ新稱一　種子嶋鐵炮　根矢

安齋隨筆十五の巻目次

用膠　陪從　淺黃色
插頭花　サスと云ふ字　御引直衣
惣の字　蠟燭　帛御裝束
琉球人稱二日本一　帛御裝束　蝶鳥の紋　氣色幷目
タテマツルと云ふ詞　披簀　主上着御御指貫並沓　刀のゑみ　押出し　薄色濃打　丈の字
差几帳　吉の字　衣はこのふた　褁觸
さう〳〵し　韓紅　冠額　阿彌陀經語の誤
唐花唐鳥の紋　安作太刀　片衣　押紙掛紙
裏書　大明神　人始　生飯
舊事紀　小口袴　練の薄物　武士武家
散し物　烏帽子の眉　大口袴　蛤貝佛像現
武家記錄　竹刀　三位稱卿　陵碑
神代文字　日本帝祖爲二吳泰伯一　南瓜　文字四聲　神雜瑞雜齋雜
古史通　軍器考　俗說辨　日蔭莖
青白の橡赤白の橡　烏帽子名所幷圖　あふひ作の太刀　よせかけめゆひ　やうはいたうりのさうの小手　歌題の文字

熊の皮のもみたび　めての脇たておくり　長柄のてうしにも　黒かねの厚さ五分に
白綾の母衣　の板　草子物語　みぢの土器　きたはせたる桶川胴　ぎよれう島すりの直垂
燒鯉　田舍人の詞　人のもとへ送る書狀心得　陸奥五十四郡　箋
秀吉器量　龜卜　剃髮　堅魚木　伊勢內宮外宮
おほときはと云ふ詞　をさ〳〵と云ふ詞　村　けしうはあらずと云ふ詞　やんごとなきと云ふ詞
小忌　欲の字　かたはらいたしと云ふ詞　をこがましと云ふ詞　似の字
曆術不用新曆作ル署法　多くの年數月數日數を速に求むる法　白雉年號　齊明天皇紀
敗北　年忌　道路里數　要害
詩歌　香聲

安齋隨筆卷之十三

判金　續武家閑談卷十に云く權現樣未だ御小身の時上方にて後藤德乘に被仰候は誰か一人彫物は不成とも平金物仕候者關東へ下り候樣に被成度のよし仰候へども誰も後藤家より不參候に後藤庄三郎可被下と申して參り候御意に入り御鷹野御供仕候上意に天下を御取候はゞ其方何ぞ望めと被仰庄三郎然らば小判の黃金を四つに切りてつかはせ候樣に致度と望み申候天下御取後如此なりし其頃までは大判なりにて當時の小粒は庄三郎より始まり元は無之小判も漸々に秀吉の頃より出來す其の前は灰吹銀を秤に懸けて遣ふなり云云貞丈云く秀吉以前まで京都將軍時代には唯錢ばかり通用して金銀の通用はなかりしなり進物には砂金幾兩（秤目なり）或は黃金幾兩などゝて送りしなり此の黃金大判は小判に非ず板金竿金を切りて秤に懸けて幾兩と云ふ銀も板銀竿銀あり銀南挺といふは南鐐の事挺は杖也竿銀なり板銀は花降銀といふ四角にて板の如し銀を鑄形へ入れて燒きたる面へ水に手を付けてふりかくれば花の散りてふりかゝる如くなる痕付くなり是を花ふり銀と云ふ

川中嶋合戰（前の甲陽軍鑑の條と見合すべし）武家閑談に云く落合清左衞門井上三郎兵衞と云ふは皆上杉家の浪人なり兩人の物がたりに信玄と謙信川中島の一戰にて太刀打せられしは天文廿三年八月十八日の合戰の刻御幣川の川中にての太刀打なり其の時武田典厩を村上義清渡り合ひ武田菱の鞍の紋を信玄かと思ひ組討に討取りけるとなり此の日十七度に十一度は謙信勝ち六度は信玄の勝ちなり其の夜信玄退散翌日謙信引取り其の後弘治二年三月廿五日夜謙信筑摩川を渡りて信玄の旗本をかけ破り板垣駿河守一條六郎小笠原若狹守諸角豐後守山本勘助初鹿源五郎を討取る然る所甲州方先手飯富兵庫高坂彈正眞田一德齋等一萬餘神戸山より廻りて謙信を

前後より攻め討つ依之て謙信は川を渡りて引き退く次に廿六日信玄と謙信と又合戰日中七度なり勝負不レ付翌廿七日相引きする上杉家中兩度の合戰に謙信家にて討死せし人々惡日年號月日分明なり永祿四年九月十日の川中島の合戰は上杉家に沙汰なしと兩人物がたりなり〇甲陽軍鑑には河中島合戰永祿四年九月十日唯一度の事に記す上杉家の記と大に違ひたり甚だ僞作なり甲陽軍鑑は高坂彈正の記と僞りて小幡勘兵衛景憲が安作なり甲州流の軍法と云ふ事を取り立つる故其の事を實にせんが爲に信玄の合戰に勝利有りし事を述べしなり又武隱叢話に和田喜兵衛を手討にせしも永祿三年上州高崎にての事なり川中島合戰の時に非ず云云武家閑談又同じ甲陽軍鑑には河中島合戰の時の事と記す僞なり

鵠〇鸛〇白鳥　此の三鳥の名紛らはしき事あり鵠は和名抄に漢語抄に云く古布日本紀私記云久久比とあり後代にハクテウと云ふ宗五記大草子に白鳥（鵠と註せり）節用集古本に鵠の字の註に又白鳥とありクヾヒと訓あり〇鵠は和名於保止利とあり是寺の塔の上などに巢を喰ふ大なる鳥なり是を後代はコフと云ふなり上古コフと云ひしは鵠の事なり後代コフと云ふは鸛の事なりコフと云ふ名同じく其の鳥は別なり〇白鳥は前に云ふ如く鵠（クヾヒ）の事なり又軍物語なとの草子に鵠（コフ）の霜ふりの羽にてハイだる矢と云ふは鸛のシモフリの羽なり後代鵠（古名オホトリ）をコフと云ふによりて紛れ誤りて鵠の字を用ひたるなり鵠は白くして霜ふり羽はなし又軍物がたり草紙に白鳥の羽にてハイだる矢と云ふはシロトリとよみて白鷲の尾なりハクテウに非す大鷲小鷲を大鳥小鳥と云ふ故白鷲を白トリと云ふ也〇鵠を和名抄にオホトリと云ふすべて古今にて物の名の違ふ事あり

血症禁柿實　生柿熟柿白柿ともに産婦手負等に固く禁ずるなり血を狂する物なり此の事を不レ知人鎧の小手草摺腦當脛楯等の裏に柿澁にて染めたる布を用ふるは軍事を知らざるなり金創ある人柿澁布を身に付くれば血を吸ひ出だして止まる事なしされば武具には固く柿澁を忌むべし又柿澁を以て製したる器は虫生じて惡し

今天王寺　百練抄治承二年八月十三日普成佛院（號今天王寺）內供養多寶塔上皇遣院司主典代

錢病　同書治承三年七月近日天下上下病腦號二之錢病一

踐祚之年無改元　同書治承四年十二月一日今日可レ有二改元一之由有二其沙汰一然而俄停止踐祚年改元大同之外無二其例一（踐祚は卽位の事なり近世別とするは誤なり）〇貞丈曰て聞く卽位の年に年號改元あれば其の年半は先帝の年號にて半は今上の年號なり是れ地に二人の王あるが如くなれば忌むなり其の明年より今上の元年とするなり明年まで齊年號を用ふる事ありとも年改まる故拘らずして其の年改元ありと云ふ

千字文渡于吾國　白石翁が同文通考に曰く古事記には王仁が來りし時論語十卷千字文一卷を獻りしよし記せり是れ彼の文字我が國に來りし始とは云ふなり（自註云く）按ずるに齊の蕭子雲千字文一卷を撰み其後梁の周興嗣次韻千字文一卷を撰みき我が朝の應神天皇の十五年は晉の武帝太康年中にや當りぬらむ其の後晉南渡して宋の爲に亡され宋又亡びて齊の代となれる事は百九十年が程を經たりしさるは後の世に出來つる書の百九十餘年がさきにまづ我が國に傳ふべき樣あらじ彼の王仁が獻りし所の一卷ときこえしは風悟篇太甲篇急就章等の小學の書を獻りしをかく傳へ誤りしにや古事記を撰まれし事は千字文傳はりし後の代の事にて有りしかば彼の王仁が來りし時論語幷に小學の書一卷を奉りしと聞えしを今世に行はるゝ所によりて其の獻りし小學の書は則ち今の千字文の事なりと心得誤りてかくは記せるなるべし〇續日本紀に王仁來朝して孝經論語を以て皇太子に授くとあり是を以て見れば古事記に千字文と書かれしは孝經の誤りなるべし（白峽考）

和歌祖神　住吉玉津島の明神を歌の祖神とするは誤りなり紀貫之が古今集の序に此の歌あめつちひらけ始まりし時より出きにけりしかはあれども世につたはる事は久方の天にしては下照姫に始まりあらがねのつちにしては素盞嗚命よりぞ起りける云云按にあめつち開け始まりし時より出きにけりとは天地いまだ開けざりし時に陰陽の二氣もいまだ分れざりしが開けて天地となり萬物化生しける所を人の心中に思ふ事の外にあらはれざるが思ひあまり口よりひらけ出で、歌となり萬の思を述ぶるが如くなれば天地開闢を歌の始といへるなりさてたしかに歌と云ふ事の世に傳はるは下照姫素盞嗚尊より始まるといへるなり此の二神歌よみ給ひし事日本紀神代巻に詳に見えたり住吉の事は伊勢物語に業平が歌に返歌し給ひしと云ふより玉津島は立ちかへり又もこのよに跡たれんと云ふ後人の妄作の歌より住吉玉津島を歌の祖神と云ひ習はせしなり歌人とよばる、人に紀貫之が說を不レ用下照姫素盞嗚尊を祖神とせず遥に後代の根なし事の故事を信じて住吉玉津島を以て祖神とするは事闕けたるなり歌人といはれながら故實をしらざるなり

古歌助武畧一　武隱叢話に云く下總國廐南の城へ上杉定政寄られ人數を夜押出しける其の道に山涯海ばタあり汐滿つる時は山涯を行くに山の上に石弩を張り置きや、もすれば人數を損ず定政此方にて人數を止め件の道汐の干たる時分山涯よりよけて遠干潟を押すべし汐干たるかと物見を遣はさる、に見切あしき故に分明ならず定政の家老太田持資入道道灌我等見て參らんとて乘り出して其所まで行かず乘りもどし汐は干さぶらふ人數を出すべしと云ひ則ち人數押行く汐干して遠干潟を安々と押し行きたり定政道灌に向つて其所まで行かずして汐の干たると見る事如何と問ひ給ふ道灌申すに古歌に

遠くなり近くなるみの濱千鳥聲にぞ汐のみちひをばしる

と申候が千鳥の聲遥に遠く聞え候に付汐干たるを存候と云ひたりけり新武者物語に（卷三）云く太田三樂は武州岩槻の城主にて智謀武畧の達人なり（中畧）或時押陣の道に大河ありしに淵瀨を知らずして渡る事を得ざりしに三樂川ばたに望み古歌を吟じて云く

そこひなき淵やはさわく山川の淺き瀨にこそあた波はたて

とあれば波のあらき所を渡せと下知して諸勢を渡しけるに恙なく向の岸につく時に當りて人皆感じけるとなり○右の兩人武道には用なき歌を玩ぶといへども武備を專らとする故右の歌ども武用に立つべき歌なりと思うて兼ねて覺え置きたる故時に當りて用に立ちたるなり總て淺はかなる事にても賤き事にても武用に立つべき事を覺え置くべきなり武用の助に成る事多かるべし

二合五勺飯　新武者物語に云く人の食物は朝暮二合五勺づゝ、然るべしと濁川左近將監つもり定められしなり○按に是一度の分量を云ふ（朝夕にては五合なり）

近衞の音　コンエなれどもコンと云ひてエに移る所惡しき故コノエと云ふ音便（音便とは云ひよきやうにいふなり）コンのンはムなりムとヌと相通の音なる故コヌエと轉じてコノエと云ふなり左近衞右近衞と云ふ時はコノエといはずコンエと云ふなり近衞の院はコノエの院と云ふべし近衞殿もコノエドノと云ふべし神樂の早歌にコノエノミカドニコシオトイツ（巾子落）云云兼良公の註にコノエノミカドは陽明門を云ふ（貞丈云く近衞殿を陽明家と云ふも昔陽明門の近くにおはしける故なり）

稱」御辭　御の字は天子の事に云ふ詞なりされども毎事毎物御と云ふに非す國史令式等に御と云ふ事稀にあり

中古以來天子は勿論貴人には毎事毎物悉く御と云ふ御の詞喧く聞ゆ今に至りては賤き我々とても相互に御の字を付けて云ふ事に成れり其の本は御宇御製崩御などの類天子の事に稱する詞なり

僧巫爭利　庚申を守る事は道家の法術なるを佛家にて青面金剛神を庚申の本尊として道家と利を爭ふ申(シン)を猿として俗に三猿（見ざる聞ざる言ざると云ふ）を庚申の神の使者なりと云ふに付けて神道家にて巫祝の徒庚申に祭る神は猿田彦命なりと云ひて佛家と利を爭ふ大黒は梵語にては摩訶伽羅(マカキヤラ)と云ひて（摩訶は大なり伽羅は黒なり）僧家の庖厨の神なるを巫祝の徒大黒の字音と大國の字音又大巳貴と似たる故大黒と云ふは大國魂命とも大己貴命とも云ふ神なりと云ひて佛家と利を爭ふ道家にて日本の何神は何佛の化けて來たるなりされば本地は何佛垂跡は何神と云ふと說きて神道家と利を爭ふなり各其の道にも非ざる事を巧に作り出して利を爭ふ事甚だ憎むべき事なり惑ふこと勿れ

稻荷の訓　イチニなりヲとナと聲の音相通なるゆゑイナと云ふニとリと横の音相通なる故ニをリと云ふなりイチニがイナニとなりイナニがイナリとなりたるなり

春日の訓　春日をカスガとよむは義訓なり義訓と云ふは義理を以て訓ずるなり萬葉集に義訓多し春の字をカスとよむは春は陽氣立昇りて霞む時なりカスムを下略してカスと云ふなり日の字をカとよむは常にも二日三日をフツカミツカと云ふを以てなり

射敵術　新武者物語に云く秀吉公豐前國嚴石城を攻めさせらる、時蒲生氏郷の家來野木甚左衞門尉は弓の上手にて山田の畔を立ち渡り敵五人射殪し首五つ提げて來たる類ひ希なる働哉とみな人感じけり首一つ取るも難しとするを五つまでは何としてとりたるぞと其の故を問ふに敵の鏃先我が拳に中る程に押しよせて矢を放つ時ははづる、事候はずとぞ答へける○眞丈云く右の如く敵を近寄せて射る事弓術の傳法なり如此すれば甲冑を貫ざる事なし但矢の根を撰むべし六七間ばかり隔て、石を射て試みるに矢の根の先マクレルハ貫かず又矢の根の先端るも貫けずと知るべしマクレもせずカケもせざる矢の根を撰みて寶として貯へ持つべし鍛の堅過くるは闕くるなり鍛のたらざるは先マクレルなり此の中通りを得たる根にて石を射れば石には疵付くとも矢先は全く損せず

棒ナギリ木　棒と云ふは兩端も中も同じ大さに削るなりナギリ木も棒と同じ樣なれども是は兩端を少し太く中をば少し細く削るなり（或說にナキリ木と云ふは杖の事なり杖は乳の通りにて切る故なりといへり非なり杖とナキリ木とは別なり）如斯削れば人を打つ時シナヒテ中り強きなり鎗薙刀をつかふには左の手をあふの手をうつむけて柄を持つなり棒ナギリ木をつかふには左右の手兩方ともにうつむけて棒ナギリ木の首尾兩方を以て打つなり左へ取りのべて打つなり如此つかふに直に削りたる棒より兩端少し太く中少し細く削りたるはヒラ〳〵として利あり機を織る具にナギリ木と云ふものあり（前に記す）兩端大きにて中細き物なり其の意にてナギリ木と名付けたるなり目にかゝるほど兩端太く大きくするには非ず喩へば兩端わたり一寸二分にて次第に細く真中にては經り九分計りの恰好なるべし長さは五尺又六尺人の好によるべし棒の術も流々ある故一定の事あるべからず又ナギリ木ザイ棒と云ふ事義經記に見えたりザイ棒は罪棒にてトガ人を打つ唯の棒なるべし是ら昔は侍も用ひたれども今は足輕より外は用ひざるなり

一千度祓　東鑑卷一治承四年八月十六日の記に云く十六日丙申自二昨日一雨降終日不二休止一爲下明日合戰（貞丈云く頼朝山本判官平兼隆を打つ軍なり）無爲上被二始行一住吉小太夫昌長奉二仕天曽地府祭一武衞自取二御鋭一授二

昌長ニ給云云永江藏人頼隆勤ニ一千度御祓ニ云云○百練抄卷十一土御門院建永元年十一月二日今日於ニ院御所ニ可レ有ニ千度御祓一依ニ上皇御目不豫一也○貞丈云く右の文を見れば千度の祓と云ふ事久敷事なり祓と云ふは中臣の祓なり其の外の祓詞は後代の造作なり神儒佛を一つにつきまぜて作りたるものなり中臣の祓は上古より有り此の祓は人の常に犯せる不正の事は身穢となる故中臣の祓を唱へて其の穢を祓ひ清めて身を清淨にして神をも拜し神事をも取り行ふ爲にするなりされば一度祓の詞を唱ふれば清まる故千度萬度くりかへし誦するには不及事なり後代神祇道の誰誤り千部萬部の法華經又百萬篇の念佛千卷多羅尼などの如く心得て千度萬度の祓をすれば祈禱の爲とてするなり右に引きたる文を見れば誤り來れる事も久しき事なり國史令式などには千度萬度の祓を行はれし事は曾てみえず千度萬度の祓は後代の所爲なり

車左右の上下　百練抄土御門院承久三年十一月廿五日關白春日詣也二條中納言長衆御乘車左扈從○廿日長衆卿記に云く春宮權太夫（資實卿）談示云春日詣之時汝乘ニ車左方一疑レ之云云予答曰車右可レ爲レ上之由見ニ何書一哉答曰御前辨別右此事太公望乘ニ車之右一之心以レ右爲レ上レ之歟予答曰事以レ左爲レ上之條迎ニ候扈一時史記註分明也太公望乘レ右者以レ令ニ同車一爲レ上也以レ右非レ上歟猶乘レ車爲レ誰可レ空レ左哉權太夫又不答春日詣翌日前納言親經送ニ書狀一云追ニ候扈之跡一乘左珍重由示レ之才人猶可レ貴云云不レ知ニ奥旨一之人謬難歟可レ歟云云

位署行試守字　事物紀原に云く（守宮篇）曰漢有ニ守令守郡一謂下以ニ秩未レ當得而越授一之故曰レ守猶ニ今權一也則官之有レ守自レ漢始也宋朝神宗改ニ官制一始正ニ其名一故有ニ行階卑官高稱一レ守○貞丈按に我が朝には行守衆の三つのみ有りて試と云ふ事は無し今世武家にて何役の見習と云ふ事のあるは異朝の試に當れり古より我が朝廷には試なし

即位被レ議ニ于武家一　順德院御宇承久三年一院（後鳥羽院）北條義時を罰せんとし給ひしが官軍敗れて義時一院中の院（土御門）新院（順德院）を他國に遷し奉り當今（順德院の太子懷成親王即位九條廢帝と云ふ是也則官之有レ守自レ漢始也宋朝神宗改ニ官制一始正ニ其名一故有ニ行階卑官高稱一レ守○貞丈按に我が朝には行守衆の三つのみ有りて試と云ふ事は無し今世武家にて何役の見習と云ふ事のあるは異朝の試に當れり古より我が朝廷には試なし

奪補　百練抄後堀川院貞應元年三月廿六日能隆卿還補祭主息男隆宗朝臣在任間父子違背申事由奪補（ウバフ）也未曾有事也奪補とは祭主の職を上へ取り返し給ふと云なり官を任ずると云ひ職をば補すと云ふなり奪はウバフなり本文に在任とある在補の誤なり

赤斑瘡　百練抄白河院承曆元年今年上自ニ后宮大臣主庶人一皆煩ニ赤斑瘡一親王公卿以下逝去者多○榮花物語あかかさ是なり廡（シラカ）疹なるべし

平禮上下　百練抄後堀川院貞應元年十一月五日今夜左大辨宰相資經拜賀也賀毛車（車副平禮白襖上下薄色）前駈二人（民部太夫光有式部太夫也康）雜色七人（平禮下袴）平禮と云ふは立烏帽子を頂に折りて着ればヒラメク故ヒレと云ふ平禮の字を用ふ（ヒラのラをレにかよはすなり）白襖は白青なり（ウス藍なり襖の訓を青にかりもちひたるなり）上下とは狩衣の上と下とを同じ色にしたるなり（スベテ上下と云ふ時は狩衣にても水干直垂にても上下同じ色なるを云ふ此所にも上下と云ふは狩衣の上下なり）薄色とはウス紫を云ふなり

錫紵　シャクヂョとよむ天子の凶服の名なり錫はスヾとよみて鉛に似たるカヂなり紵は玉篇に麻屬とあり此の凶服は麻布を錫色に染むる故錫紵と云ふなり此の色は薄黑色（ニビイロと云ふ鼠色なり）に染めて薄く藍に染むれば錫のさびたる色になるなり是を青ニビ色と云ふ凡凶服は鈍色（ニビイロ）青鈍色（アヲニビイロ）の二つなり常には忌む色なり

橡衣　ツルバミノキヌとよむ橡は樫樹（イチヒノ木なり俗にクヌキと云ふ）の實なり（ツルバミと云ふ俗にドンクリと云ふ）此の橡を搗き碎きて煎じ染れば黑くなるなり濃く黑く染めたるは下賤の庶民の常服なり薄黑く（ウスヾミイロなり）染めたるは凶服なり天子も錫紵を脫ぎ給ひて常の吉服には移らず暫く黑袍とて橡濃く黑く染めたる御袍を召すなり其の後吉服なり

ウツブシ色　是も凶服の色卽ちニビ色なり是は五倍子に少し鐵醬を（オハグロ）加へて染れば薄黑くなるなり染草は替れ共色はニビ色になるなり白膠木（ヌルデともカツノキ共云ふ）の枝に五倍子生ずるなり五倍子をフシと云ふなりフシは皮の中に何もなく空虛なり中のウツロなる故ウツフシと云ふなりヌルテをフシ紫と云ふも五倍子の生ずる故なり

藤衣　是も凶服の異名なり藤の莖の筋をとりて糸にして織りたる布を藤布と云ふ是下民の麻衣と並べ用ふる常服なり位ある人も凶事には美服を着せず麻布藤布などをニビ色に染めて着するなり哀傷の歌に藤衣とよめり

信濃布　延喜式に見えたり今信濃國民米穀を入るふくろにシナ袋と云ふありシナと云ふ布にて縫ひつくるなり其の布は葛布の如くふとくあらき糸にて織る其のいろは赤黑し樫櫚の毛のいろよりも赤みありそめずして自然の色なりシナと云ふ木の皮を糸にしておると云ふ他國にはなし信濃のみにあり上古信濃布と云ひしは此の布の事なるべき歟他國にても米穀を入るゝ長き袋を麻布にて作りたるをシナ袋と稱するは彼のシナ袋より出でたる名なるべし

甲士揷物　源平合戰南北兩朝合戰の頃は鎧武者の幟は笠幟（甲に付くるシルシなりカサジルシ揷頭幟なりもと頭ノシルシノカサジルシト云ひたるを後は何シルシをも分け誰某と云ふ事をも見分くるなり永祿以後の頃よりくるウシロノシルシなり）此の二つの幟を以て敵身方をも引指物と云ふ物出來て鎧の背にさす事に成れり是武功を紛れなく明かに他人に見せむが爲に人目にかゝる樣にしたるなり三河物語（大久保彦左衞門忠教が記したる書にて實錄なり）長篠合戰の事を記したる條には各同道して爲が巢山へ廻りて頓て追ひ崩す其の時松平紀伊守天野惣次郎戶田半平其の外の衆數多鎚を合す半平が鎚の事を沙汰したるは半平は指ものをさしたる故なり天野惣次郎は半平より先なれども指物をさゝず鐵砲武者なれば世上にて半平ほどは沙汰なけれども半平よりは惣次郎が先なり云云是にて可考其の頃は他人が四尺の指物を指せば我は五尺の指物をさして他人よりも明に見知られんとする程に指物漸々に大きくなり又異形の物を作りてさす事に成りしなり武功を紛れなく人に見せ賞祿を取る爲には能き物なれども餘り長く大なる指物は場所に依りて進退刺撃の妨になる事もあるべし心を可用事なり

富士往來　賴朝の富士の卷狩の事を作りたる俗文章なり天正四年（丙戌）石寺九郎右衞門秀持と云ふ者の寫したる節用集にユカケと云ふ字をさま〴〵記したる所に繩韉の二字を出して註に富士往來に在るなりと見えたり然れば彼の往來は天正以前より有りし物なりすべて往來類は俗文章なれども其の作者古き時代の人なる故古き事を考ふる助になる事間々あり今當世の唐人先生などは手にとるも穢はしき樣に賤しめて見るものともせざ

れども新井筑後守は博學明道の大儒にて本朝軍器考に庭訓往來節用集等を考證に引き用ひたり其の外女兒の玩に田村草子高館草子秀郷草子などの俗本をも古き書なる故考證に引き用ひたり今の唐人先生は是らをば見る事をだに耻づれば況んや引き用ふる事をや唯無點の唐本のよめる事を自慢する狹隘なる器量にては博達の識者にはなられぬなり

小五月　百練抄其の外日記類にみえたり節用集にコザツキと訓を付けたり註に江州阪本祭禮とあり（百練抄寶治元年九月九日辛酉新月吉小五月會日）

食兵粮　續武家閑談に（卷十二）云く或人曰く事の急なる時食事を調へ則ち馳せ出づれば必ず息切れ又吐逆すべし依て食ふべき粮を腰に付け駈け出でて事の濟みたる時食ふべきなり天正十二年長久手にて安藤彦右衞門成瀨小吉働き終りて腰を探れば食物有之故寛々と快く食ひて飢うる事なかりしと云ふ總じて出る時飽まで食して出れば却て早く飢うるものなり少し食ふか食せずして腰に付けたるにしかじと云ふ○貞丈云く常に劒鎗等習練の仕合にも食ひて直に働けば息喘き吐逆するなり又云く武士は常に美食を好む事勿れ粗食を食ひ習ふべし軍中には美食なし又大食を好むべからず癖になるなり又俗說に早食早屎早走と云ふ常に心に懸けて習ふべし

戰國武士官名　右同書に曰く北條氏康は左京太夫從四位下なり武田晴信（信玄）は大膳大夫兼信濃守從五位下なり上杉憲虎（謙信）は彈正大弼越後守從五位下なり然れば親類門葉の外に何ぞ五位の諸太夫に任ずるものあらんや戰國ゆゑおして諸家ともに官名を稱しけるものなり文官の人相中越の諸臣みな實の諸太夫と思へり恐ならずや○貞丈云く今世農民商人に至るまで何兵衞何右衞門と稱するも戰國の武士我儘に官號を盜み稱せし餘風の傳はり來れるなり此の外の官號を稱するも又同じ東百官は將門が官號なりと云ふは僞りなり近世好事の者の作る處なり可笑號なり

百萬遍念佛　百練抄後深草院寶治元年二月九日癸巳上皇令レ參二詣石清水宮一給七ヶ日御參籠云云依レ有二百萬遍御念佛一之故也

北野早取の社　右同書後深草院建長四年十一月十八日卯時計北野早取社後自二乾上一出二火炎一高五丈計登二杉梢一即其間及當鳴○同首書云早取社北野小神次第云本社乾八座一殿之內從北第五座早取

立親王　百練抄のうち處々にあり立太子立坊立后と云ふ事は先例珍しからず立親王と云ふ名目もとはなき事なり唯親王宣下にてあるべし立の儀はあるべからず

器物金銀飾　古代の器物の金銀の傍をみるに皆銅の上に金銀を燒付けたるなりたま〳〵は無垢もあり是古代金銀少き故に非ず儉約によつて目に見たる所金銀と見れば夫にて事足るなり其の質を金銀にするには不及殊に鎧冑太刀の金物など無垢にすれば重くなるを忌むなり後代には人の心奢り强くなりて金銀を無垢にせざれば人見て賤しむ無垢を賞翫するは却て賤しき心なり

天の逆鉾　逆の字サカサマとよむ故此の鉾常にサカサマに立つる物と聞ゆ又は逆に枝ある物とも聞ゆれども然るに非ず神書はみな字儀に不拘して只字の音訓を借りて書くなりされば逆鉾の逆もサカサマの義には非ずサカ木のサカに同じサカキは賢木と書くなりサカシキともカシコキともいふは恐れうやまふの義なりサカ木もサカ鉾も貴びて恐れうやまふの稱なりサカサマの義にはあらず又云く嶮岨の字をサカシキとよむも恐ろしき義にて賢の義に相通ずるなり

〆の字　世俗米錢出入の帳に米錢の數を總括して記する〆錢幾貫或は〆米幾石など、記す〆はト(ボク)の字なりシ

ムルとよむなりトレ居などに用ふる字なり算數總括をば總計（シメテ）と書くべき事なれども俗用には通せずにて事すむなり（壹貫文を壹〆と書くは錢一トシメと云ふ事なり）

寸法　硯筥文臺厨子棚類其の外調度類古は寸尺無レ之其の物々に依りて通例の大サの程位は有レ之なり定法としては無レ之後代に至りては寸尺に拘はり泥みて寸尺を大切の事とす頑恠の所爲なり（三寸は三才にカタトリ五寸は五行にカタトルなど云ふ事用ふるに足らず）

清水の訓　清水をシミヅとよむはスミ水の約語なりスミの切音シとなるなり凡和語に略語（ヤツシコトバ）轉語（ウツリコトバ）延語（ノベコトバ）約語（ツヽメコトバ）あり是をよく辨へざれば和語に通じがたし

催馬樂　催馬樂の歌はつれ〴〵草に梁塵秘抄の野曲の調こそ又あはれなる事は多かめれ云云文段抄に云く八雲御抄に後白河院の御作とあり野槌等の諸抄に後鳥羽院の御作と云へるは誤りにや神樂と催馬樂との註物を集めたる抄なり一條禪閤御所の註を加へ給へるを梁塵愚案抄といへり（以上文段抄）梁塵愚案抄に云く催馬樂は昔諸國より御貢物を大藏省へ納めし時民のクチズサミに諳ひける歌なれば催馬樂と名付くるなり馬を催すと書けるは貢物負ふ馬を駈り催す意なり云云元祿十三年辰正月中院通茂卿七十賀の記に云く今日歌遊准二久安富家禪閤七十賀儀三件時催馬樂（曲調）なり其曲調斷絶不レ傳仍以二朗詠一代レ之○貞丈云く催馬樂の歌詞は今も梁塵愚案抄に載せてある故斷絶せず其の歌をうたふべきフシは斷絶して傳はらぬ故諳ふ事ならぬなり按ふに公家には物事を秘する事を好まるゝゆゑ催馬樂曲調も秘し過ぎて斷絶に及びし歟

折敷　是ををしきと云ふはをりしきの畧語なりをりとは檜を折り曲げたるを云ふしきとは物の下に敷きて盛にするなり折敷に品々ありへきとは檜を薄くへぎたる儘にて削らずして作りたるをへぎと云ふ是れへぎ板の折敷と云ふ事なり又かんなをかけて美しく削りて作りかくのをしきと云ふはすみきりかくの折敷と云ふこれかんなかけの折敷と云ふ事なり四角のそばだちとがりたる處を切らざるなりそば切らずの折敷の略なり亦山折敷と云ふは麁相にて厚く作りたるなり山家より作り出すなり又足打とも足付とも云ふは折敷に足を打付けたるなり今世これを木具と云ふは誤りなり木具とは檜の白木に作りたる物名なり

樣器楊器　源氏物語やどり木の卷に白がねのやうきなりの御さかづきと見えたり是は銀にてやうきの形を作りたるなり源氏物語に楊器とも藥器ともあり藥器とは藥をかけてやきたる燒もの、事なるべし是は非なり楊器を本とすべし楊の木にて作りたる折敷の事なるべし三中口傳には樣器とあり楊と樣と同音の字なる故楊と云ふに樣の字音を借り用ふるなり中院通茂卿七十賀の記に折敷三枚（樣盃蝶鳥）又云く折敷一枚（樣器）とあり此の樣器も楊器にて楊の木の折敷なるべし檜木にて作りたるを檜物と云ふ如く楊の木にて作りたるを楊器と云ふ同例なり檜物と云ふものはウツハモノと云ふべきを略していへば器の字をものとよむべし檜器楊器同じ例にて唱へはかはるなり

五六鐙　鐵にて骨を作りて木を入れたるを五六と云ふ何故五六と云ふ事詳ならず○或說に五六三拾貫目の重りを柳葉に掛けて伸びざる故五六と云ふといへり伊勢守齋が談に鐙をタメスには三拾二貫の重りを掛くるといへり右の說は二貫目たらず用ひがたし○又或說に五六三石の米を重りに掛けて伸びざる鐙を五六と云ふといへり此の說も如何○又或說に昔甲州の五六と云ふ里にて作り出したる鐙なる故五六と云ふといへり甲州の御代官に尋ねしに甲州に五六と云ふ地名なし右の說も用ひがたし○或說に鐙に五六のカキといふ事ある故の名なりと

云ふ伊勢淨齋に五六のカチの事を問ひしに答へて云ふ鐙の蛸頭の付根より舌先の外カドまで五寸六分に作る是定法なりといへり此の五六のカチは木を入れたる鐙のみに不限鐵鐙眞鍮鐙もみな五六のカチなり或は一分或は五厘許僅の伸縮はあれども大底五六のカチなりされば木を入れたる鐙のみを五六と云ふべからず○貞丈按に上古の鐙さま〴〵の形あり唐鐙あり唐鞍に用レ之其の形輪なり又壺鐙あり其の形沓の如し又舌長鐙あり　餝抄に圖あり又舌短鐙あり今の鐙は木を入れたる鐙も鐵鐙も大抵相同じ皆五六のカチを用ふる故今の鐙の總名を五六と云ふなるべし然るに後代木を入れたるのみを五六と云ふ鐵鐙も五六のカチをば用ふれども五六とはいはずして鐵鐙と云ひ習はせるによつて別の物の樣に思ふなるべし古書には五六鐙と云ふ名は見えず然れども今の鐙も近世の物には非ず後三年合戰前九年合戰一ノ谷合戰の繪保元合戰の繪年中行事の繪西行物語法然上人御傳記其の外古畫に專ら五六鐙を畫けり延喜式左馬寮式に木鐙見えたり諸鞍日記に前駈の鞍の事形は移の如し鐙はカナ鐙もあり木鐙もあり云云古畫の前駈の體を見るに鐙の形今の鐙なり然ればカナ鐙とあるは今の鐵鐙にて木鐙とあるは木を入れたる鐙なり古は如斯カナ鐙木鐙と稱したるを兩品ともに五六の矩（カチ）をもつて作る故總名を五六掛と云ふ然るに鐵鐙をばカナ懸と稱して五六懸と云はざる故五六掛と云ふ名は木を入れたる鐙の名に片付けたるなり

太刀名所　烏帽子折草子に云くものきるたちは二尺六寸か七寸かと覺えたりせつはもとよりうんとうかぶとかねまことのめぬきそらめぬきせめしばひきいしづきかはさきに至るまで上ぼんのこがねを以てひらめきたつて見えて候○うんとう不詳（按に柄の首猿手と云ふかなものありそれにうづ卷の形もあり雲形の卷たる如し是ウントウなるべし）

烏帽子名所　右同草子にわれらがせんぞはひだりをりをめさるゝよしを承つて候へば人かずならぬうしわかも左へをらせきばやとおぼしめしおふ大夫どの此くはじやがきう（着）するえぼしはそれなる大さびにつぶのちつとあらゝかなるを一くせみえせませひながたにおひをおらせくしがたをいが〴〵（小結）とためてたへをつてたび候へ（中畧）○女房なゝめによろこぶてへいじ一具てうはながたにくちつゝみこゆひとりゆひきち次がやどへたづねいり（中畧）それゑぼしをきるにはこゆびをゆふてきる事さぶらふそれゑぼし給はれこゆひをゆひてまゐらせむとはしげたやうにくもゐにさつとゆひあげ此のゑぼしをめされておくへくだられ給ひ（中畧）○按に此のゑぼしは俗に云ふ侍ゑぼしなり常のゑぼしは和らかにて立ゑぼしを折りて侍ゑぼしにするなりさびはえぼしのしわなりつぶはしわの高き所なりくせとは曲みなりひながたはひたひの上（如斯の折なりくしがたはまねぎの前いたゞきの上に）如斯の折めありこゆひは弱年の時長小結なりはしけたやうとはこゆひの結びやうの名なるべし今詳ならず雲ゐにさつとゆひあげとは高くゆひ上ぐるを云ふなるべし又云ふ大さびは横筋のうねふときなるべしつぶと云ふもうねをいふなるべし

山路　豐後の國まのゝ長者が娘を用明天皇召されて后に立てんと勅ありしがまゐらせざりし故天皇御身をやつし豐後國に下り給ひ長者が家の牛飼になり草刈童と成りて御名を山路とよぶ後に神祭にやぶさめを射る事ありしに其の事を知りたるものなかりしを山路やぶさめを知りて射し故長者山路を聟にしたりしに八幡の御告によりて天皇なりと云ふ事しれて娘をめしぐして還幸ありしと云ふ事ゑぼし折の草子にあり山路が草刈笛と云ふ事俗に云ふ事なり出所しれざる故記レ之右山路の事彼の草紙の造り事にてあとかたもなし

宇佐八幡流鏑馬　寶弓兵鑑其外射術家の俗書に天武天皇宇佐八幡宮にて始めて流鏑馬射給ひしといへり

是れは烏帽子折と云ふ舞の草紙に用明天皇宇佐八幡の宮にて流鏑馬射給しと云ふ事あるを取り違ひて天武天皇と記したる也實は用明天皇にても天武天皇にてもなし日本紀にみえずあとかたもなき空言なり流鏑馬の始不詳

射五善　論語馬融註曰射有三五善一曰和志體二曰和容有容儀三曰生皮能中質四曰和頌合雅頌五曰興舞同○此方の射は三善のみ歟

大法　山門の四箇の大法　安鎭　熾盛光　七佛藥師（山門獨修也）普賢延命（東寺衆修也）○東寺の大法　孔雀經　仁王經　請雨經○三井の大法　尊星法　法華法　金剛童子　右見于太平記賢愚抄」此の書天文十二年癸卯十一月江州住侶乾三作也慶長十二年丁未刊行

琵琶の甲安の郡　太平記にあり太平記賢愚抄に云く琵琶甲（ビハノカウ）安郡（アンノコホリ）共に所の名材木の出所なり

香椎　カスイ（シイとは云はず）太平記賢愚抄に如此云へり

作の鞍　俗說に作の鞍は平なる板の上に置きて見るに四つの爪先の中一つ浮きて違あり是作のしるしなりと云ふ此の事を伊勢淨齋に問ひしに答へて云ふ右の如くなるは不出來の鞍なりと云ふ別に置きて試みる樣あり此の事のみに不限俗說は總じて用ひがたき事多し又俗說に證も三つカヲと云ふ事ありと云ふ是も淨齋に問ひしに作の家に此の名用なしと答へき

裝束　俗には裝束と書きてヨソホヒツカヌルとよみて物を飾る事を云ふなり禁中御殿の內御簾かけわたし疊きしきならべ屏風ついたて障子など立てしきり御殿をしつらひ飾る事も裝束と云ふ大方の柄さやなどをも裝束といふすべて物を飾る事を裝束と云ふなり冠服のみに限らぬ事なり又かな書の草子など裝束をサウゾクと書くはシャの切音サとなる故サウゾクと書くなりシャウの音轉じてサウとなるなり又サウゾキテと云ふはサウゾキテと云ふ事を畧したる詞なり

物具裝束抄　此の書もとは物具の抄と云ふモノヽグ抄とよむなり武士の家にては甲冑を物具と云ふは公家にては冠服を物の具と云ふされば物具抄と云ふは裝束抄と云ふは同事を二つ重ねたるなり誤りなり又物具裝束抄をブック裝束抄と唱ふるも誤りなり和書の題號は音にて唱ふるあり訓にて唱ふるあり音と訓を交へて唱ふるもあり其の書によるべし音と訓を交へて唱ふるを儒者などは湯桶（ユトウ）よみとて笑へども我が國朝廷の事には湯桶よみ多し是もよみやうの一つの習事なり古より此の國の風俗なり儒者己か生國の事には疎きものなり

天子受三古今傳授一　天子御製の歌は文字の數足らずとも大に餘るとも詞わろくとも意面白からずとも誰か御歌に非ずとて嘲り譏るものあらむやもし嘲りそしるものあらば誅罰すべし上古より定家家隆の頃までは古今傳授と云ふ事は聞えず遙か後代室町家の頃に東下野守常縁と云ふ武士の歌人始めて古今傳授と云ふ事を作り始めて宗祇法師に傳へしとぞ夫より此の事公家にも專ら用ひられて大極秘事大切の事にせられて天子もこの傳授を受け給ふ事になれり古今傳授を受けざれば歌よみに非ずと云ふ故なるべし上古の風俗は秘事秘傳とて物事を惜み隱す事はなし後代に及びては公家には細少の事をも秘する風俗になり來れり潤屋の計なり

服色名　下襲狩衣にキヌ等の織物の經緯の糸の色或は表裏の色或はきぬの重ねの色等を以て松がさね梅がさね其の外草木花葉の名を取りて名付けたるは是れ制度の定めには非ず其の本は風俗の意巧より出でたるが法の如くに成りたるなり着例なども制度に非ず何の時には何の色を着ると云ふも古人風流にて私に始めて着たるが

後の例となり法の如くになれるなり其の色目着例などの事集め記して諸家の裝束抄多く出來たるなり衣服令に戒せられたるは制度の定めなり

陸奥紙檀紙引合　源氏物語明石の卷の河海抄にみちのくに紙檀紙の名なり萬葉にみちのくのまゆみの紙といへり云云此の說みちのくに紙を檀紙の名とするは誤りなり倭抄帖紙の條に陸奥紙或は檀紙と二名を出だせり一物には非ず按に古奥州より出だしし紙二種あり引合せと檀紙となり宗五記（伊勢下總守貞頼書なり大永八年の記なり）書札の部に源氏物語にみちのくに紙のえならぬなども侍るは當時の引合の事なりといへり云云然ればみちのくに紙はだん紙の事にてはなし引合の事なり同書に折紙の字は狠籍なり公方樣へは公家門跡大名衆は備中紙の小たか檀紙を一重ね二つに折りて御用候（備中よりも檀紙出しなり大タカ小タカと云ふは紙のたけの大タケ小タケなり）御相伴衆同前大方の人は小引合杉原など御用候云云是又引合（ミチノク紙の事）と檀紙と一物ならぬをしるべし今世は引合と云ふ紙絶えてなし（今京都にて少しウスクシボある紙を引合と云ふ是にてはなし）引合も檀紙も共に奥州より出し故ミチノクニ紙と云ふべけれども（少しウスクタテ少しくシボアル紙は古の小タカダンシなり）檀紙をばマユミの紙ともタン紙とも云ひてみちのく紙といはず二種同國より出し物故後代其の名紛らはしく成りて誤れる事あり河海抄を作れる四辻善成公の頃は檀紙も引合も世に專ら用ひし時なれども同國より出る紙にてみちのくに紙といふ名を常にいはぬ故其の名をとり違ひて記し給ひしなるべしだんしみちのくに紙ヒキアハセの差別しる人少き故是を記し置くなり

蒙求和歌　古書なり序に于時元久甲子之歲壬申之日朝儀大夫源光行閑居の暇然記之云爾とあり蒙求の標題を出し註をして末に和歌あり四季戀祝羇旅を詠せり卷は十四卷歌は二百五十首なれども唯七卷あり書中爪（古のスの字）又（古のホの字）等の片假字を用ひたり

シノブと云ふ詞二つ　堪へ忍ぶと云ふは物をこらへカンニンする事なり此のシノブは忍の字なり○昔をシノブ人をシノブなど云ふはシタフ事なり此のシノブは慕の字なり○人目をシノブと云ふはシノグなり此のシノブは凌の字なり如斯の差別あり

チメルと云ふ詞　小兒の見しらぬ人を見て人を恐るゝを人ヲメと云ふ又貧賤の人たま〳〵富貴の人の家に入りて恐るゝ氣色あるをヲメルと云ふヲメルとは恐るゝの義には非ず尻ゴミして退く氣色あるを云ふ退の字をヲメルとよむべし公家の裝束にヲメラカスと云ふ事あり官女の五つ衣など五つ重ぬるにうへに重なる衣をばエリ袖口ツマスソなどを段々次第にシザラカシテ縫ふなりたとへば小野小町などの繪のエリ袖口ツマスソの重なりたる體の如しシザラカスル事をヲメラカスと云ふなり人ヲメなど云ふも退くなり

奇病　相模の國にヒザヤラウと云ふ病あり予が領地彼の國にある故其の事を聞けり其の病の初め膝の邊蟲の螫す如くシクと痛みて大に腫る腫れていたむ捨て置けば膝ふしばかり大くて脛は甚細くなり歩行する事ならず鶴膝風に似たり二三度も痛む者もあり早くなほさざれば癒えず其の地の土民に針治をし覺えたる者あり藥治をし覺えたるものもあり針を立つれば白き膿水出でて癒ゆ藥は牽牛子を黒炒と中炒と生と三品一つに粉にして熱湯にて用ひ衣服厚く重ねて大に汗すれば癒ゆと其の土民の談なり此の藥は秘すると云ふ按るに外邪なるべし牽牛子は瀉下するなり汗にて發散す汗下の二つにて治するはこれ外邪と見ゆ鶴膝風とは別なるべし他國には聞かぬ病なり古代よりある病とみえて其の地に針方藥方を傳へたる者あるなり水土によつて如斯病もあるなるべし

襪　音ベツ訓シタウツ下沓と云ふ事なり西土の襪は履のタテアゲを長くして膝の邊に至るものなり此方のシ

タウヅは指の股なき足袋なり（常のタビとは縫樣違ふなり）西土の襪とは大に異なりすべてのもの和漢文字は一つにして其の物は二つにて不同なる事あり強ひて和を以て漢に當てがたき事あり襪のみに限るべからず又和漢同物もあり

薗笠　延喜式主殿寮式寮家年料大斫十九口鉏二柄（已上請木工寮返ル故）鍬十口鋤一口砥一顆等美濃二十五領薗笠二十五枚清菜鹽一斛一斗

本朝律令　後成恩寺殿（兼良公）令抄に云く本朝令は唐開元（玄宗年號）令を本として書きたり假令日本は小國なれば三年の喪を一年になし官職の名のかはりこそあれつかさどり行事の法樣皆唐に不レ違律は永徽律を本として定めらるゝなり永徽年中に撰せられたる律なれば永徽律と云ふなり永徽は唐高宗の年號高宗在位卅四年初の年號なり永徽は六十年なり

鐙木　伊勢尋齋云ふ本鐙を作るにケヤキの木を用ふケヤキハ鐵に合ひて鐵さび出でさるものなり鐙の鐵骨にケヤキを合するに合せめにサビ出づる事なし

作之鞍鐙　作と云ふは伊勢因幡が家にて其の正統の者の打ちたるを作と云ふ因幡が弟子の打ちたるをは家の弟子打と云ふ作とはいはず因幡は職人には非ず浪人なり辻井關などが打ちたるは作とはいはず辻井關などは職人なり又辻は昔伊勢家の傳を得たりと云ふ左には非ず享保年中將軍家の仰ありて伊勢仙齋に尋ね問ひしめられしに伊勢家の弟子に非るよし言上せり又我が父貞益にも尋ねさせ給ひしに同前に言上しき古代の弟子の姓名記したる書に辻氏なるものみえず又辻が打ちたる鞍鐙は作の家の寸法定矩に合はず形も作りやうも作とは違ひあり是伊勢の傳を受けざるの證據なりまた因幡が家にては町人をば弟子にとらず武士ばかり弟子にとるなり又因幡家には鞍鐙を貢物にはせず人所望すれば打つて贈るなり其の謝禮は人々心まかせなり金銀等の員數を定めて代物をとる事なし然る故甚貧窮なり又上の御用にて鞍鐙を獻上するあり金壹枚下さるゝばかりなり知行所も御扶持米も町屋敷も何も下さらずして御用を勤むるなり朝鮮人來朝の時朝鮮へ下さるゝ御鞍鐙も因幡が新に打ちて獻上するなり又もとは御用仰せ付けらるゝ事なし代替りの御目見に自作の鞍を獻上するまでなり享保年中初めて御用を仰せ付けらる岩本内膳正の御取次なり延享の頃より御細工所の職人と同樣の御取扱になり下れり享保の頃までは上に家筋をしろしめされし故職人の御取扱にてはなかりしなり（辻が家は紀州クラ打にて享保年中江戸へ召し出されたり）

川樋の劍。カハ螺鈿の劍　傍抄に云ふ稱二川樋劍一者樋中書二種々繪一其上伏二水精一若二瑠璃一云云後稱念院殿裝束抄に云くカハ螺鈿の劍の事衣笠命云ふ文具なるにふちを金にても何にても入れたるなり○貞丈按に川の字訓を借りて書きたるなり又カハと書くは誤りなりカワと書くべし川の字を借り用ふる故それに從つてカハと書くは誤りなりもとはカワなりカと云ふはカコミの略語なりワと云ふは輪なり圓輪と云ふ事なり的のカワ桶のカワなどゝ云ふも是なり太刀の鞘の細長金にても何にても圓の輪をして其の中に種々の文を畫きたるをカワ樋の劍と云ふ青貝にて文を入れたるをカワ螺鈿と云ふなり

扇　唐にてはセンと云ふウチハの事なり明の代の頃よりか日本の摺扇を見て彼の國にても摺扇を作るなり此方にては專ら摺扇を用ふる故ウチハをば圓扇と云ふ俗に圓の一字をウチハに用ふるは誤りなり石川丈山が詩に白扇倒懸東海天と云ひしは富士山の形を摺扇に譬へたるなり白摺扇といはゞ其の形違ふまじ白扇とのみ云ひては白きウチハなる故其の形容大に違へり

畫歌の意　或家に住吉内記が西行法師の歌の意を畫きしに狩衣きたる人を畫きてありしを内記が弟子其の畫を乞ひ得て焼き捨てけり西行が歌に俗體を畫ける故師の恥をかくさんが爲めに焼きたりしと云ひしとぞ聞き及びし惜しきことなり西行が俗の時よみし歌なる故内記は俗體に畫きたらんものを弟子は其の心をしらずして焼きたりしはいと口をしされど師の恥をかくさん爲めの志はほむべき事にこそ凡歌意を畫かしめんには本集に就きてよく正し明らめて畫工に教へて畫かしむべし

之の辭をが（濁音）**と云ふ**　君ガオノガナガ（ナハ汝なり）梅が等の類なりガと云ふを賤しき詞と思ふは誤りなり古歌にガの詞多し

眞榊　箭に榊を巻くと云ふはウラハギ本ハギを巻くなり糸にても紙にても巻くなり紙に對して糸にて巻くを眞榊と云ふ飾抄弓箭の篇榊の條に建暦の御禊に中將資平用ニ眞榊紅梅色一なりと見えたり紅梅色は巻糸の色を云ふなり眞榊を梅の皮と心得るは誤りなり糸にても紙にても巻くことを榊巻と云ふ義をば別書に記しおく故今畧之弓にも榊を巻くは是も紙巻に對しても細藤にても巻くを眞榊と云ふなり笛にも榊を巻くなり糸を巻くなり

剃刀　和名抄に云ふ剃刀和名加美曾利○貞丈按に我が國に古へ髪剃る事なし欽明天皇の御宇百濟國より佛法渡り來り我が國の人僧尼となれり此の時より剃刀を用ひ始めしなるべし百濟より持ち參れるならむ

三つの柏。三つな柏　御綱柏　御津野柏　御角柏　三角柏　三葉柏など、古記に書きたり是皆字訓を假借してさま〴〵に書けるなり實は瑞の柏なり瑞の字ミヅとよむなり靈瑞の義にて凡神物には瑞の字を冠らしむる事多し褒美の詞なり瑞離瑞穗の國瑞の殿瑞の神寶などの類なり三葉柏とかくも瑞葉柏なり又ミヅノカシハともミツナカシハとも云ふはナとノと音相通の故なり又ミツツカシハとも云ふは下のツは助語にて天津神地津神下津岩根などの津に同じ之に通ずる詞なり（ミツ〳〵ノカシハと詠める歌あり是は助語を二ツ重ねたるなり漢にも助語を二ツ三ツ重ねたる文あり）又木抄鴨長明歌に『みわそ〳〵ぐみつの柏のしたり葉の長々し代をいはひ來にけり』とありて長明が自註あり今畧して云ふミツノ柏一名長柏とも云ふ其の葉柏の樣にて廣さ三四寸長さ三尺なり常の木草に似ず云云○貞丈云ふ伊勢太神宮の祭に神司等神酒をミワと云ふ故歌にミワソ〳〵グとよめるなり別書に註す

鳩の字訓　鴿の字バンと訓を付けたる書あり誤りなり和漢三才圖會に鴿（紡鳥同）澤鳧○方月○謏田鳥和名於須賀止里今云溝五位鷺おすめどり○みぞごい唐音ハンふを誤りてバン（濁音）として梅首鵐のバンと一物として訓を付けたるなり梅首鵐のバンと一物として訓の註に曰く本草に鴿常に在二田澤中一形似二鴟鷺一蒼黒色頭有二白肉冠一赤足見レ人鳴喚不レ云有レ似二主レ守宦一故俗爲二護田鳥一○按護田鳥俗云ふ溝五位又云ふ世々利狀似二鵁鶄一而小蒼黒色頭有レ如二白肉冠一脚掌黄○又同書に鵁鶄（音煩）ばん正字未レ詳註曰按鵁大如レ鳩黒色短尾尖嘴本紅末廣脚長而正青常鳴二于田澤一人養レ之亦能馴而伏レ卵其雛可レ愛夏月以レ鵁爲二上饌一味美○大鵁形似レ鵁而大其嘴白而額下鼻上有二白肉瘤一脚色黒短於二鵁脚一而似二鷸鷓掌一其嘴小而庶鼻瘤俗以二大鵁一爲二河鴟一（河鴟別有二一種一）○貝原好古和爾に鳩を以て鵁とするは誤なり

佛法五說　佛法に設二五說一而從二人慾一以誘入所謂五說者一說二德神道自在一二說二諸行無常一三說二三世輪廻一四說二因果業報一五說二地獄淨土苦樂一此五說佛法根源也攝レ之其說千變萬化爲二諸法一

訓點義違ふ　飾抄の車の箔に打立不レ知と云ふ四字二所にあるを壺井義知が訓點にウチタテシラズとあり是よみ樣の誤りなり予が訓點にはタテプチヲウツと付けたり是れ車の長物見には緊緣を打つと云ふ事なり漢土

の書よりもよみ憎き物は和國の書なり文字の置樣逆なる事あり或は文字の意義に拘らず音訓を借りて書きたるあり音訓を交へて用ふるあり心を用ひずしては讀みがたきなり又其の時代の俗語あり今の俗語と詞は同じくして意の違ふ事あり博く古書をば見るべきものなり一卷の書をよめば一卷の智あり百卷の書をよめば百卷の智あり

讀書推量　書の解しがたき文に當つて聰明なる人は推量を以て本義を迎へ出し來る事ありまた推量を以て本義を過つ事あり推量に損益の二つあり

アナ。アラ。ア、と云ふ詞　アナハ嗚呼なり日本紀神代卷にアナニヱヤと云ふ詞あり歌にもアナコト〳〵シなど云ふ消息の詞にもアナカシコと云ふ類なりア、と云ふはナとアと横の音相通故アナ轉じてア、となるなり是本語に非ざる故歌などにはア、とはよまず俗にアラカナシアラアリガタヤなどいふはラとナと是も横の音通故アナ轉じてアラと成るなりアナハ雅語にてア、もアラも俗語なり儒書にある嗚呼の二字をアナとよむべきなりア、と訓を付けたるは俗なり

サスガ　サスガに二品あり五六七八寸ばかりの腰刀をサスガと云ふ是はサスカタナの略語なりサスカタナは刺刀にて敵を刺し殺す刀なり又一つには鐙のミヅヲカヲ（俗にビチヨガヲ又ヒトウガヲと云ふ）の事をサスガと云ふ是はサスカヲの略語なり是はミツヲ韋（チカラカハに穴のあきたる也）の穴へ刺す金なり伊勢物語にむさし鐙サスガにかけてとあり

蹈懸　フガケとよむ野宮中納言定基卿曰ふ唯今舞人のすねあてに候金襴を用ひ左右より打合せて紅の組にて上下を結申候常の脛巾の如くに候ふかけと訓じ候（新野問答に見えたり）橘嘉樹が云く蹈懸は尋常の脚伴の如く赤地大和錦にて左右打合せて上下に組糸の括緒ありてしむるなり糸鞋を着付けて其の上へかゝる樣に着るなり是は舞樂の時奔走自由にする時袴の下より赤脛の見ゆるを厭ひて着るよし二荒山にて舞樂ありし時東儀筑前守が談り侍りき

此の體舞樂の繪にあり

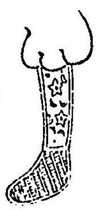

蹈懸

衣冠催束帶　橘嘉樹云ふ衣冠催束帶は布袴の事を云ふ是公家の常言なり桃花蘂葉に云く常の袍に下襲指貫を着す是を布袴と云ふ着用の事は可レ隨二先規一なり圓明寺殿反古裏　書曰布袴は無二別子細一歟只先如衣冠下着とも着候て其上に下襲着て袍を着候て尻は如束帶作着玉帶襪云云西三條裝束抄に云く布袴は常の袍に指貫を着て下襲劔笏を用ふるを布袴と云ふ

三條裝束抄兩品　三條裝束抄一名伏見院宸翰裝束抄と云ふ又西三條裝束抄一名逍遙院裝束抄と云ふ此の逍遙院裝束抄を增補したる書一卷あり外題は唯裝束抄とばかりあり一名無名裝束抄と云ふすべて裝束抄と云ふものは鳥羽院以來衣文と云ふ事始まりしよりの事にて細微の事に拘りたる事どもを記せるなり上古の風儀には非ず風流を專らとするなり

江陽屋形年譜　此の書は近江國佐々木氏の家記なりと云ふ佐々木義實義秀義鄕等の名あり是は作り名にて其の人は曾てなし此の書は江源武鑑と同じく澤田源内が僞作なりと見ゆ用ふる事勿れ右の作り名を知らずしては古記錄の如くみゆ予も初は惑ひき

所司代　京都將軍の頃に所司代と云ひしは侍所の代と云ふ義なり所の字は侍所の所なり侍所に補せられたる大名は其の家の被官人を所司代にして其の者に侍所の司る役を勤めさするなり此の司とは將軍家を守護し狼藉

者を召し捕へ盜賊火付等を追捕し刑罰を行ふ事などをするなり其の侍所の役なり其の代役するを所司代と云ふ今世の京都諸司代とは別なり

澤田源内　慶長年中近江國の土民澤田源内と云ふ者己が家は佐々木六角の嫡流なりと僞り義實義秀義鄕と云ふ三人の作り名を以て己が先祖と稱し其の事を實にせんが爲に卅卷の大系圖幷に江源武鑑その外數品の書を著述して彼の三人の作名を書き加へて諸人を欺き己貴種の家と稱せられて是をもつて祿を求めんと欲して此の姦計を成せり大賊と謂ひつべし源内が在世の頃は武士の風俗各家の貴賤を論じ大名高家みな貴家の後胤を召しかゝゆる事を好む故源内も佐々木六角の嫡流と僞りしなり享保の末元文のころより以來武士の風俗賤しくなりて今時に至りては氏種姓を論ずる事なく唯富福を論じ家筋も系圖も賞翫せざる今時の人情より見れば源内が謀計ははなはだ迂遠にして拙きが如し源内今時の人ならば僞系圖などをば作るべからず別に又姦計を巧むべし今の人の姦計よりみれば源内が姦計は淺し

イクヂナシ　承久記（上卷）に云く故法皇の御時木曾義仲勅命を背きて振舞けるを賴朝に仰せられて不レ被レ亡壹岐判官知康と申すイクヂナシのすゝめにつかせ給ひて院中に兵を被レ召合戰候ひしかば淺間敷事ども出來たりき（德大寺大臣の詞）○貞丈按にイクヂナシとはイクバクの智もナキと云ふ略語なるべし

褌　和名抄に云く方言の註に云く袴而無レ跨謂二之褌一（音昆）註に云く和名須萬之毛能一云知比佐岐毛能とありて史記に云く司馬相如着二犢鼻褌一韋昭曰今三尺布作レ之如二牛鼻一者也と云ふ文を引けり○袴而無レ跨とは袴の如くなる物にて跨なきなり袴にマチを入るる故跨あり褌はマチを入れず故に跨なしと云ふ唯輪の如くなり如二牛鼻一とはスソの所兩足の入るやう分れて牛鼻の穴の如くなるべし後代四幅袴は其の遺制歟又同抄同條に唐韻に云く袛は小褌なりと云ふ文を引きて註に職容反與レ鍾同揚氏漢語抄云袛子毛乃之太乃太不佐岐一云水子とあり是れ褌の下にはく小袴なり唐にては小袴なれども此方にては手綱なるべし俗に云ふシタオビ又フンドシなり（義を以て文字を當てたるなるべし）

歌無法式　歌うたふものなる故ウタフと云ふを略してウタと云ふ心に思ふ事の思ひ餘りて口より溢れ出づるなり法式有りては思ふまゝにいはれざるなり上古の歌は言の數だにも定まらずたま〳〵素盞嗚尊の八雲立の御歌三十一言なり此の言數口ビヤウシのよきによりて此の三十一言を學びて作るなり三十一言に數を合するより外の法式はなし後代はさま〴〵むづかしき法式出來たり亦上古の人は我が心をなぐさむる爲に歌よみしを後代は人をなぐさめん爲によむなり又上古と後代とは詞違ひたり上古の詞を以てよむなり上古の詞をよく知らざれば助語（テニハノコトなり）つかひ違あり上古の詞をえらみ用ふる事だにも法式に拘る事なし況や制の詞主ある詞其の外樣々の制禁秘傳口訣などあり是れ歌を翫び物として心に思はぬ事を强ひて作り我が才智に誇り人に褒められん事を好む心より法式を守るなり古今歌の主意違へり又後代題詠を專とす是れ虛言を巧みに云ひ習ふなり虛言をよく云ふものを歌人と稱する事になれり又今は堂上の歌地下の歌などゝ云ふ事あり位によりて善惡あるには非ず歌は人の才智にて善きも惡きもあり歌は公家の物に究りたるもをかしき事なり

殂馬　俗に死にたる馬をソマと云ふは殂馬なり殂は字書に死也とあり（忠寄の說）

吉日凶日　日に吉凶はなき事なり吉日にも惡事をすれば刑罰免れがたし凶日にも吉事を行へば褒美せらる吉凶は己が身より招くものなり又婚姻の願など主君に申し上ぐるに主君より願の如く申し付けらるゝに凶日に申し渡さるゝ事有り其の日凶日なりとて申し渡を受くまじきとて辭する事はならざるなり是れにて考ふべし曆

にH の吉凶を記すは吉凶もなき日に強ひて吉凶を付けたるなり吉凶に拘る事勿れ予が相知りたる人の所にて小兒病ありしに今日は朔日なれば藥を呑ましむる事いまはしとて醫師を招かざりしに病急に成りて其の日に小兒死しけり早く療治せば死すまじきものを物いまひして却りてかくの如く不幸にあへり

ひちぐりと云ふ詞　蕘集類抄にまづ沈と丁子とを合せて次に甲香次に白檀次に麝香次に藿陸さてひとつ（土老）にひちぐりて合するがよきなり云云（今昔物語にもあり同文なり）又宇治大納言物語にいまひとつの物はどころをたきものあまつらなどにひちぐりてかき合せて云云○按ずるに古歌に袖を水にひたす事を袖ひちて結びし水のなどよめりひちては浸すなりひたす事をひちてといふ名にいへるたき物にひちくりてと云ふは色々の香の具を密にひたす事を云ふなりひちはひたすにてぐりは助語なるべしさぐりかゝぐりあなぐりなどの類なりあなくると云ふ詞　今昔物語宇治拾遺などにあなぐると云ふ詞ありあながちにさぐるの略語なり犯人などの罪を僞り陳じ云ふをきびしく強くさぐり尋ぬるなどを云へり

あげつらふと云ふ詞　論の字アゲツラフ（アゲツラヘル）とよむ諍論の論には非ず字彙に論の字の註に議（ハカル）なりとあり議論するなり擧列の意にて事を云ひならぶる義なり

諡の字の音　諡の字俗に誺に作るは誤りなり音ジなりオクリナとよむ音エキとも云ふエキは笑ふ貌とあり玉篇に伊昔切笑貌とあり諡號をエキガウと云ふは非なり

女房の髮衣にきこむ　宇治大納言物語に母をめしいでゝさすがにかはらかなるさましてさやうのもの、女（大傾の妻を云ふ）と見えたりわが色の衣にかみきこめて乘りぬ云云是れ髮をきぬの中にきこめたるを云ふ此のきぬと云ふは小うちきを云ふなるべし髮きこめずして外におく事もある故髮きこめてといへるなり

不植菓樹　予が同僚なりし故土方行曹草木の花を賞すべき物を植るて愛し菓實の食ふべき物をば植うる事なし予に謂て曰く菓樹を植うるは惡し菓なりたる時は人菓を盜む時必ず怒る菓の爲に人を憎む故に菓樹をば不植と云ひき常に酒を好み小節に拘らざる人なりき今は三代になりぬ

シダラテン　拙齋問ひて曰く俳優の歌曲忠臣藏に曰く鐵砲雨のシダラテン云云シダラテン如何答へて曰く書言字考に曰く震動雷電（シンドウライデン）註曰三河國俗謂二逆雨一爲二設樂田一從稱レ有二本據一〇今按にシントウライの三言各下略すればシトラなりトとタと音相通故に轉じてシダラと云ふなり三河の方言のみに非ず京大阪の人も又同音なり

父子不相似　子の顏面容貌父に似たる人あり似ざる人あり顏面容貌似たれども心志の似ざるあり心志は似たれども顏面容貌の似ざる人あり是れ何の理なるか知り難し菊の種を蒔きて花を愛する人あり其の苗生じ其の花開くに至りて年々異形異色の新花あり人の父に似ざるも此の類なるべし菊の種は父の如し園の地は母の如し同種同地に生じて色々樣々の新花を生ず其の變化する理は知り難し理學者流の徒は是らの類を理外なりと云ふ何ぞ理外と云ふ事あらむ理内なれども限ある人智を以て限なき天地陰陽廣大微妙の理を悟り得ざるなり此の理を悟り得る事を能くせずば理學と云ふ事をやめよ所謂格物窮理と云ふは修レ身齊レ家治レ國平二天下一の上に就きて人情人事の格物致知窮理を云ふなるべし修身齊家治國平天下は人事人情を通達せざれば叶はざる事なり他事他物致知窮理は無用の辯不急の察なり雷は何の理にて鳴るとも雪は何の理にて降るとも是らは人情人事に關らぬ事なり

武藏鐙　武藏鐙伊勢物語夫木抄庭訓往來源平盛衰記新猿樂記等に見えたり天明元年辛丑十二月四日予古鐙

を求め得たり甚だ古くして地肌荒れたり鐵色紫にて鍛甚だ堅し全體は作の木鐙に似て小形なりカコクビあふのがず大にそらず鳩胸の中少し高し大に突き出でず肩より柳葉の通り外の端にキテウメンありサスガは佐々木掛の如く無左右なりサスガの出入の穴はヘウタン形にすかしたりタコ頭の下より舌先の外稜まで五六の矩に合ひたり總體無紋の鐵地にて内は朱にぬりたりタコクビの正面に金澤住と銘あり今方片の鐙も銘同じく金澤住とあり金澤は武藏國の地名なり是れ古いはゆる武藏鐙なり○別に加州金澤掛の鐙にてタコクビの正面に加州金澤住とありて象眼を入れたり總體さま〴〵の文を象眼にしたり全體大形にしてタコクビあふのき反りて鳩胸の中大に突き出て見惡しサスガ無左右に非ず武藏の金澤とは大に違へり

鎧威毛　鎧のオドシゲと云ふ文字威毛と書き來れり俗用には是れにてもよきなり本字はオトスには綅の字を用ふべし玉篇に綅七林切綫なり詩絟曾頌に具胄朱綅以來綫綴レ貝而飾レ胄なりとあり朱綅はヒオドシなりオトシゲのケは系を用ふべし綫は思箭切線と同じ又系の字はなく綅の一字にてもオトシゲとよむべし

侍大將足輕大將　大將と云ふは總軍の主將なりされば侍大將足輕大將とは云ふまじき事なれども右の如く云ひ習はせり侍隊長足輕隊長と云ふべき事なり

鐙名所　鐙の頭の輪をタカ頭ともタコ頭とも云ふは皆誤りなりカコガシラと云ふ事本なり鉸具頭と書くなりカコクビの頭と云ふは本なり鉸具はサスガともミツヲガヲとも云ふ鉸具の在る所の頸をカコクビと云ひ又ミツヲカヲと云ふをビヂヨカヲビトウガヲと云ひ誤るなりミツヲガヲと云ふはミツヲ革へさすカヲなりミツヲ革とは力革の穴あきたるを云ふミツとは穴の事なり針の穴をミツと云ふに同じミツヲのヲは緒なり又サスガといふはサスガヲと云ふ事なりヲを略するなり又鐙の端廻りをヤナイハと云ふは柳端なり端の左右へ折れ曲りたる形がシダレ柳の枝のたわみたるに似たればなり又鐙をふみながら馬の腹に鐙をあつるをカクを入ると云ふは脚の字なり

業平櫻の歌清濁　古今集卷上になきさの院にて櫻を見てよめる在原業平朝臣「世の中にたえてさくらのなかりせば春の心はのとけからまし」飛鳥井榮雅卿の抄に此のうた斷（タエデ）と不斷（タエデ）との二つの意ありといへるは誤りなり榮雅卿は歌に精しからぬに似たりたえてのて文字濁りては歌にならぬなり必ずにごるべからずすみてよむにきはまりたる歌なり曾て二つの意あるべからず清濁をうたがふべからずいかで此の歌に清濁を論ずべきノトケカラマシのし文字なりすみてよむとにごりてよむとにて花を愛する心淺深ありし文字濁りてよむ時は歌の心世の中に櫻が絶えてなくば春の人の心はのとけく有るまじ櫻を見ればこそ人の心のとけくはあれと云ふ心なり是にては櫻を愛する心淺し又し文字すみてよむ時は世の中に櫻が絶えてなくば春の心のとけく有るべきものを櫻がある故心がのとかならぬといふ心なり何故櫻がある故心がのとかならぬぞといふにさくらのいまだ咲かぬ時はけふやさくあすや咲くと待ち兼ね待ちごほに思ひやゝ咲き初むれば今日や盛りになるあすや盛になると待ちわび既に盛りになればけふや色のおとろふべきあすやうつらふべきとうしろめたく思ひやゝおとろへゆけば雨やふるべき風や吹くべきと心もとなくおもひやゝちり初むればけふやちりつくすあすや青葉になりかはる今年はやこれぞ限りなると思ひなげき春はさくら故に心をなやます故心のどけからぬなりされば世の中に櫻のたえてしなくば春の心はのどかなるべきものをといへる歌の心なり是れ櫻を愛する事なり又甚だ深き故に如斯よめるなりこれ作者の本意なりされば古歌をよむには清濁に心を用ふべしみだりによむべからず（鎌滿云くのどけからましのし文字の清濁を論せられたるも誤りなり何々からまじと云ふ詞は世の中に絶えてなき事なり）

古今集正本　細川玄旨詠歌大概抄にいふ故禪閤仰せられし貫之が奏覽の古今とて正本と思へり至寶ながら望なきよしの給へり其の故は定家卿本を定むる時正本を取捨して了簡を加へて將來の家に證本と奥書分明に見えたり二條家を習はんともがらは京極黄門以前の本は用ふべきにあらざるにや云云○貞丈云く集の撰者貫之を輕んじて後の定家を重くす家を立つる者の偏執我慢かくの如し諸道みな同じ如斯にては正理に違ひ其の本道にあたりがたし

貞宗作鞍　天明三年辛丑十二月廿二日得之由岐に永正五年四月三日とあり又貞宗の花押あり永正五年は義澄將軍近江國に出奔の年なり永正五年より當年まで二百七十四年を歷て吾が先祖の手作の鞍の再び我が家に歸りたり（貞宗は伊勢伊勢守なり京都將軍の政所職御所奉行從四位下侍從依之貞宗朝臣と人稱ゞ之卒後金仙寺）

だにと云ふ詞さへと云ふ詞　だにとさへとは同じかからざる詞なり古歌を考へて知るべし然る處近世だにと云ふ詞を制の詞と定めて用ひずだにの代りにさへと云ふ詞を用ふるは古意に違ひて誤りなりだには唯にの略語なり唯の字又曾の字に當るなりさへはあまさへの略語なり（俗にアマッサヘト云フ）あまりそへと云ふ事なり事のあまりてそひたるを云ふたとさと音相通なりさへは剩の字に當るなりさればだにとさへと同語に非ず後代の俗語にだにと云ふべきをさへと云ふに依りて紛れて歌にも用ふるは誤りなり（だにをさへと云ひかへたるたり）

事は定家の比より以來の歌にあり古代は二品に云ひわけたり

金銀私考　諸國金山より出づる生金の義は何方より出づる金にても石中に交り有之候間玄翁にて打ち碎き粉に致候て水にてゆり分る所則ち砂金にて御座候是往古目方をわけ包候て通用仕候是は金の位に上下は無之一統に交りなしの正金にて御座候其後板金に相成切候て通用致候事に相成候節は右の砂金に鉛を加へ寄せ申候て

夫より吹分鉛を抜き燒鍛候て幾篇も燒き返し候程金の位宜敷相成候尤も其度々に目方減候事右通用金は其位相用不申其上銀を少し加へ相用申候尤板金も銀少し入候哉其段は往古の事故相知不申候へども先年戸隱山より出申候辨定と申候印御座候金は慶長より五雙倍も金位宜敷よし申候へば定て銀入候事至て少き事と被存候慶長金乾の字金享保金は銀少し入候故古金の位と申候元祿金は銀多く入候故か位惡敷御座候當時通用文の字金は金銀交り候事金目の内へ六割半入候よしに御座候此交合候義は金座方の家傳有之候事故外々へは傳へ不申候大切の事に御座候

細工金　細工金に致候金位は十八より廿五迄に御座候（十八とは金目壹匁に付十八匁かへに御座候右の割合にて廿五匁づゝに調候樣子御座候）其位の見分樣は金銀下金買致候者ども所持致候檜扇の如く細く致候板金有之夫に位をわけ金の色分け有之候て見分申候金を付け石と申紀州那智の濱より出申候ナチクロと云ふ黒石へ金をすり付け右の板に合申候て夫々の位わかり申候故何兩替と直段極り申候金の位も廿五より上の金は先々當時無之事に御座候

當時の砂金　と申候は山出の砂金にて交りは無之候へども鍛無之物故金の位は宜敷無之尤鍛候程目方減じ位宜敷相成候事に御座候尤金位は廿匁ほどの位に御座候故刀劒の飾には相成申候

甲州金　乾金の位程のよし是は武田家の節吹候金故慶長金同樣少し劣り候哉其段は相分り不申候やはり其時代吹候儘にて其後は吹不申候事故段々減じ申候由其國の者申候

生銀の事　山より出申候を灰吹と申しさく〳〵と申候銀にて細工銀には相成不申候夫を鍛候て段々後宜敷相成申候尤金と同樣にて鍛候ほど減じ申候右鍛候うへ宜敷銀を南鐐と申候銅の中より出申候銀は同樣にて銅を

吹拔候程位宜敷和らかく相成細工に相用申候銀に御座候但馬國より出申候南鐐判は銅を吹拔候事相殘り候故宜しく御座なく候て正の南鐐にては無御座候勿論金の位と違ひ銀の位に吹拔候へば銀の位宜敷相成候事故位品々は無御座候通用銀幷に細工銀兩樣にて御座候其外は無御座候

金位　極上々を印子（インス）と申し候是は隨分度々きたひ扱候廿五位より上の金子にて御座候由天竺にて閻浮檀金と申す金は銅交り候金にて位悪敷御座候故に金銅と唱申候又銀の位極上に南鐐と申候は是は銅を吹拔鍛候細工銀に相成候和らかき銀に御座候

下金　に相成候屑金は鉛を入寄集候て其上にて鉛を吹拔鍛候て細工金に相用候又屑銀をば銅を入寄申候右金銀ともに吹拔候義は細工人の傳物にて外の者には知らせ不申候其道に入尋可申事（貞丈云く金銀に銅鉛を交へたるを吹き分くるには金銀を火にて沸し硼砂を交へて銅の盤に流しかくれば自ら分る、となり）

右金銀之義委敷義も相知不申候へ共御尋之荒增相考記申候　天明元辛丑年晩冬　仲慶子謹誌

相手　我に對する向の人をアヒテと云ふ俗には相手と書くなり本字は敵の字なり敵と云ふは合戰の敵に限らぬ詞なり古語にはアヒテの事をカタキと云ふ小兒の遊び相手をアソビカタキと云ふ類なり源氏物語に見ゆ

支證　物の證據を古書に支證に備ふなど、書きたるあり是れ俗語なり本はたとへば所領の地などを爭論して奉行所へ訴へ出づる時其の相手の所の趣を支へんが爲に古き證文などを出すを支證と云ひたるが一轉して訴に非ざる事にも證據を支證と云ひ習はせり俗語には如斯の轉語間々あり

和讒　京大坂などの詞にワンサンと云ふ古書にも和讒と云ふ詞あり本は兩人の間を他人讒言して相手と不和に成りたる時我が實情を述べて人の讒言なるよしを明らかに云ひほどきて相手と和睦するを和讒と云ひたるが一轉して讒言になき事にも事を明らかに云ひほどく事を和讒と云ひ習はせるなり是れ又俗語の轉用なり如斯轉用傍通を悟らずして只字面に泥みては昔の俗語に通達しがたし

安齋隨筆卷之十三 終

安齋隨筆卷之十四

鷹飼犬牽帽子　鷹飼綿帽子を著る事西宮記江家次第等に見えたり犬牽帽子は定家卿鷹三百首に「狩人のおそろしげにも見えつるはふるき松波しつるはゞきに」註にいふ犬飼のぼうしを松波ぼうしと云ふなり但しこしらへは不定物也となり不知可尋とあり鷹飼犬牽帽子の體は榮花物語の繪に見えたり別の古畫にも見えたり今畧之(又按に西宮記押帽子犬飼所用見縫殿式)

緒の志部　物の緒の飾に志部(シベ)と云ふ物あり古書に志部或は蘂(シベ)の字を用ふ志部に二品あり金のシベと絲のシベとなり金のシベは緒の端の總の付け際に用ふ金の管を入る是シベなり糸のシベは緒の端の總の付け際に糸の中に心(シン)を入れて鷄卵の形に玉をなす是シベなり餝抄に鞦に有レ蘂と云ふ此の糸のシベを云ふなり

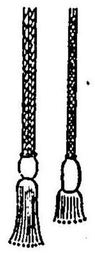

金のシベ　アゲマキナドニシベヲ入レ幷ベアリ

絲のシベ　マゴシリガイノ古物ヲミシコトアリ如斯

菓脛巾　イチヒハヾキとよむ菓一名カラムシとも云ふ麻の如く其の草の皮を剝ぎて糸にするなり色枯れて赤黑くなる少し黄ばみもあり菓の皮にて編みて脛巾(俗に云ふキヤハン)を作りたる菓脛巾と云ふ近衞府の官人のハキモノなり

此の所足の甲に懸りて足見えず

是をはきたる體年中行事の繪賀茂祭繪等の卷物に見えたり今見なれざる物故しらぬ人は不審するなり

天平記八幡行幸ノ條ニ看督長十六人云々イチヒハヾキニ亂レ緒ヲハヒテ列ヲ引クトアリ

亂れ緒の沓　舌地沓(六葉沓とも)是も衞府の官人のハク物ワランジの餝なり

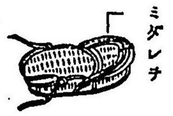

亂緒沓(ミダレチノクツ)
ワラミゴヲ細クサキテ如此鼻緒ノ向ヨリ付出スナリフトクフサノ如クスルナリ
亂緒ヲハク時モアリ舌地ヲハク時モアリ菓脛巾ノ時ハ常ノ草鞋ト見ユ
此の二品の沓の名古記錄に見えたり古畫にもみゆ

舌地沓
一名ロクヤウ沓
長サ五寸五分計
ワラミゴヲ折曲ケ連ネテ笹ノ葉ノ如クスルアリ
鼻緒ノ向ニ付クルナリ

ケバヤ　源平盛衰記卷十七石橋山合戰の條に與一すでに打ち出でければ佐殿義忠が裝束ケバヤに見ゆきかへよかしとの給ふ云云ケバヤは花榮なるを云ふ今江戸詞にケバ〳〵シキと云ふに同じケは氣なりケシキを云ふなりハヤはハエなりエとヤと音相通なりハエは瑩の字なり花の夕ばえなどゝ歌によめるも同じ色はえてなど云ふも色うるはしきなり

手鼓　壹岐判官知康手鼓の上手なりし故に鼓判官と云ふ名を得たり東鑑源平盛衰記平家物語等に見えたり手鼓とは今の小鼓なるべし鼓とは革を張りて鳴らす物の總名なり太鼓羯鼓等は撥(バチ)をもつて打つなり小鼓は手を以て打つ故手鼓と云ふなるべし盛衰記に知康は究竟のシテヾイの上手にて鼓判官と異名をよびける云云シテヾイと云ふは鼓打曲にシテヾイと云ふ事あるなるべし(鎌滿云く吾鄕にてをさなき兒に手打〳〵などをしふるにシテヾイと云ふ事を敎ふ肬を曲げて手を肩にのせて肬尻を左の手にて打つなりこは鼓を打つ眞似なるべしいとふるき習らはしなるべし○ツヽミは革を以て胴をつゝむ故つゝみと云ふよしなり包みの意なりとかや)

什物　什物を寶物と心得るは俗の誤りなり寺の什物と云ふより誤り來るなるべし史記の什器の註に索隱曰什數也人家常用ノ之器非ノ一故以ノ十爲ノ數漢書の註に師古曰古者師（イクサヲヤルヒ）行二五爲ノ什食器之數必具ノ之故曰ニ什物什具ニ今人通爲ニ生生之具ニ爲ニ什物ニ亦猶從軍作ノ役若干人爲ノ火共畜調度（以上小補韻會）古軍兵の人數組合の法に五人を一組にして是を名付けて伍と云ふ此の内一人組頭あり是を伍長と云ふ右の五人組を二組合せて都合十人組として是を名付けて什と云ふ是に頭付けて伍の二組を支配さする其の頭を什長と云ふ什より以上の組合千萬人も皆此の法に准ずるなりさて陣中にては十人一火とて十人に竈一つ立て、鍋も釜も其の外諸道具を十人相合せてつかふなり一人別々につかはず什の一組十人が相合ひてつかふ故其の道具を什物と云ふなり什物とは一人の物にあらざるを云ふなりそれに准じて佛寺に前々よりして其の寺に付きて渡りて前住の僧より後住の僧へ譲り渡す諸道具は當住の僧一人の物に非ざる故これを什物といふなり其の什物の中には寺につきたる寶物もあるを什物と稱して人に見する故俗には什物と云ふは寶物と云ふに同じ事と思ひ誤れるなり

交割物　俗に寶物の事をカウカツモノと云ふ交割と云ふは佛寺の什物の事なり堂陰比事に見えたり是も俗に寺の什物を寶物と云ふ事と思ひ誤れるに依りて交割をも寶物の事と思ひ誤りて寶物を交割物と云ふなり

八道行成　和名抄雜藝の具に八道行成讀ニ夜佐須賀利一（ヤサスカリ）とあり今も田舍にてはスカリと云ふヤサを略して云ふなり江戸にては十六ムサシと云ふ十六は早馬（コマ）の數十六あり親馬（オヤウマ）を除きて云ふなりムサシハ馬指（ムサシ）なりマヒムと音相通ひて十六の馬を指すと云ふ事なり將棊をさすと云ふに同じ將棊のコマも馬と云ふは古き詞なり又ヤサスガリと云ふはヤススガリなるべしヤスはヤスシの畧語にて八道スジを盤に畫くなりスガリは子馬を以て親馬にスガリ迫るなりスガルと云ふは縄の字にて縄を付けて離れざるをスガルと云ふ是れ親馬を追ひて放れざる意にてスガリと云ふなり（鎌滿云く吾郷にて蜂の事をスガリと云ふ前條に似たる事なり人へスガル意か）

文書一通　文書の數を一通二通と云ふは俗語に非ず字彙に書首未全曰ノ通後漢崔寔論二通置ニ坐側一

正月寶舟繪　古代の書に正月寶舟繪を枕の下に敷く事所見なし京都將軍の頃は既に此の事ありき釋巽阿彌（將軍家の同朋大永天文永祿の頃）題書に云く貞孝の御調進節分御舟繪所は一兩年上京小川扇屋にて被書之歟又其後狩野法眼弟子に峠右近と申す仁御被官人御扶持人に其峠にか、せられん又その、ち公方樣光源院殿御代に某福山新五郎時御舟の繪の事公方樣朽木より御上洛二條妙覺寺に被成御座候其時貞孝樣は御宿妙蓮寺と申所に御座候公方樣と御臺樣は大引合御舟二つ又御造子御所々樣は小引合上臈中臈御末女迄は杉原に入次第おょそ調進或時節分御伺公候て御入候得ば御所々樣の御舟不足にて俄に禰山繪付持て參れと御使被下二條春日の御局さま御るんにて御舟を書申候彼節分御舟圖相阿彌昔繪圖あり夫にて調候事も候ひし云云右の文を見るに昔は節分の夜寶舟の繪を用ひたると見ゆ貞孝は伊勢守貞孝なり將軍家の政所職なり貞孝より寶舟の繪を獻せしなり貞孝は予が先祖なり御造子は御曹司なり

ジョサイ　俗語に事を粗畧にするをジョサイにせずと云ふ此のジョサイと云ふ文字詳ならず俗には如在の二字を用ふれども非なり如在の二字は論語に祭如ノ在祭ノ神如ニ神在一とあるより出でたり然れどもこの語は神を祭る時に神體は其の場に在す目にはみえねども其の場に神體目に見えて在る如く尊び敬ひて祭ると云ふ事なりされば如在の二字は俗語のジョサイには當らず用ふべからず按に俗語のジョサイには常裁の二字を用ふべし裁は字彙に裁度也とあり裁度とは事を取り計らふ事にて裁判裁斷裁許などゝ云ふも皆事を取り計らふ事に裁の字を用ふるなり常裁と云ふはタヽヨノツヲの取計ひにて格別に身を入れ

て取計ひをせぬなり是れ粗略なる取計ひなり故に事を粗畧にするを常裁にすると云ふ粗略にせざる事を常裁にせずと云ふなりジヤウサイを約めてジヨサイと云ふなり如在の字を用ふるは甚道理に當らず誤りなりされば世人用ひ來る字なれば如在の字を用ひて通用にはすべし本義をば辨へ知り置くべし凡俗事みな如斯心得べし

森字俗作　森字俗に叢に作るは森を寫し誤りたるなり

鷹飼無禮　攝政殿鷹三百首の註に鷹飼に禮なしといへどもさりとては一天の君なり君おはします處なれば禮をなし心に由斷すべからずとなり云云鷹飼鷹をするをては人に禮をせぬ事故實なり

寶舟繪　壬寅正月予が家に賀客來り床に禁裏にて用ひ給ふ寶舟の繪かけおきたるを客見て寶舟納予は不用なり此の繪を用ひたればとて福の來るべき理なし無益の物なりと云ふ貞丈云く天下萬國の人情凶禍を惡み吉福を好む事は一同なり故に年始には吉福を祝すべきものを用ひて賀事に備ふるものなり寶舟の繪實に無益のものなりといへども是を用ひたりとて人道の害にならざるものなれば禁止するに不及用ふるも捨つるも人の心に任すべし凡人道に害あるものは世俗に用ふる物なりとも固く禁止すべし世間に正月は棟蒲（カルタト云フ）を打つ事あり是れ博奕なり是れは人道に害あるものなり固く禁止すべし寶舟を無益と云ふ意にては門に松竹を立つるも無益なりといはんか松竹を立つる事人道に害なし都鄙貴賤ともに是を以て治世を賀する祝物とする事吾國の風俗なり凡人道に害なき事は其の國其の世の風俗に隨ひて戻る事なきは聖人の敎に叶ふものなり理學を好む人は寶舟を惡む如きの偏見あり理に落入りて理を以て我が見識をしばり屈める故偏見出づるなり

鷹のせき緒　攝政殿鷹三百首の註にせき緒と申すは鷹をつなぐ緒なり又云く鷹のせき緒を忩きてするゑて鷹をつかふ云々然らば大緒（オホヲ）の事なり大緒は鷹の足革をゆひ付くる緒なりこぶしにするにも架（ホコ）につなぐにも大緒を用ふるなり大緒の一名せき緒と云ふなり

守宮神　榮花物語花山の卷に花山院宮中を忍び出で給ひし事を記したる章に中納言は守宮神かしこ所の御前にてふしまろび給ひてわがたからの君はいづこにかあからめさせ給へるぞやとふしまろびなき給ふ云々按に守宮神はミヤモリノカミとよむべしかしこ所をさして云ふなるべしたゞにかしこ所と云ひてもあるべきを守宮神かしこ所とつゞけていひたるは其の時宮中を尋ねさがし奉る時なれば守宮神の三字をかしこ所の上に冠らせしならむかしこ所は廣く天下を守り給ふなれば宮中におはしますからに宮中を守り給はん事は云ふにや及ぶ守宮神とかしこ所と二つになすはよろしからぬ歟（右奈佐氏の問ひに答ふ）

假の隨身　源氏物語あふひの卷に大將のかりの隨身殿上のそうは藏人將監なり）云云源語秘訣に云く長和五年十月廿三日後一條の御祝の行幸に攝政（御堂殿）供奉し給ふ府生以下十人本よりゆるされて一員とも又かりの隨身とも云ふなり凡そ行幸の時は左右の近衞の官人はみな本陣に供奉するにこそ私の隨身にめし渡す事はなきを攝政關白は別段の事うへは鹵簿の圖にはなれて陣外に供奉し給ふによりて一員を具せられしなり（鹵簿の圖とは行幸の供奉の行列を書きたる札の事なり鹵は盾なり盾板に書きたる簿なり）

鳥隹字　玉篇に鳥丁弓切說文に長尾禽總名と有り鳩鵲等は長尾なるゆゑ鳥に从ふを正とすべし隹字玉篇に之惟切鳥短尾總名とあり雁雀等は短尾なる故隹に从ふを正とすべし又鳥字の註飛禽の總名とありこれは尾の長短に拘らず羽有りて飛ぶ鳥の總名を鳥と云ふ依之短尾なる鳩雁を鳥に从ひて鳩雁に作るなり

梅谷澁木蘭地　染草に梅谷澁と云ふものあり是は紅梅の木の根を切りて濃く煎じ出だしたる汁也染むる時

明礬を少し交へて染む其の色赤く黄を兼ねたり狩衣直垂などの色に木蘭地と云ふ是なり木蘭は梅花の異名なり

上樣　太平記卷十一先帝船の上臨幸の條に上樣（カミザマ）は未知召候也云云

光源氏の大將　三條右大臣左大將定方公美男なり世に光源氏と稱したり延喜十三年三月十二日薨紫式部が光源氏物語は此の稱を取りて借り用ひしなり

天孫　博物志に云く恭山一曰三天孫一言爲二天帝之孫一なり本朝にては天子を天孫（アマツミマ）と稱す天津神の子孫なりアメミマとはアメノカミの御孫の略語なり

白帥黑帥　基高卿色白し時人稱二白帥一季仲卿色黑し時人稱二黑帥一帥者官號太宰の帥なり（稱號錄）

經史古讀俗讀　たとへば論語雍也篇曰子謂二仲弓一曰犂牛子騂角雖レ欲レ勿レ用山川其舍（ステ）レ諸と云ふ文を犂牛の子騂して且つ角あらば用ふる事なからんと欲すと雖も山川其舍んやとよむは俗讀なり騂してまた角あらば用ふる事なからまく欲すと雖も山川其すてめやとよむは道春點にて古讀なり道春は業を惺窩先生より受けられたり惺窩は公家の人なり（藤原爲純の子にて定家卿十二世の孫なり）惺窩の讀は大學寮の讀を傳へ受けられたるを以て道春に授けられしなるべしされば其の讀古雅なり今時は其の讀迂遠なりとて改めて俗讀にする人あり讀の雅俗は文義にあづからぬ事なれども俗讀は賤しく聞ゆ古雅なるこそ文道にはよけれ又詩經文選千字文など音訓を一度に並べ讀する事も古の大學寮にて教授の法なるべし今時は如斯の故實は廢れて只唐人のまねだにすればよき事になれり何ら讀みたりとも文義だに違はざればよしと云ふ人あり吾が國を輕しむる學者はさもあるべし

交野　是をカタノとよむは交の字カタミとよむを略せるなりちぎりきなかたみに袖をしぼりつゝ末の松山波

こさじとはと云ふ歌のかたみは交の字なりかたみとは是も彼れも交る事を云ふなり右の歌は我と彼と交るなり（鎌滿云くかたみはたかひになり互の字なり）

鷹ナブリ　近衛龍山公應百首歌の註に應のむちを應なぶりと云ふ云云定家卿の應三百首に「くちるひきはしをすらする應なぶり腰にさしてはむちかとぞ見る」むち又ふちとも云ふされば馬を打つ物を云ふなり應をば打つ事なし羽なみを撫で直し或は餌に餌の付きたるを餌をそらせて付きたる餌を落さしむるなり專ら羽をなでまはす爲のものなる故應なぶりと云ふなり應のむちと云ふは誤りなり定家卿の三百首の註に長きを應なぶり短きをむちと云ふよし註せるは誤りなり又俗說に馬にはむちといひ應にはふちと云ふと覺えたるは誤りなり古書には馬にむちともふちとも兩樣に書けり應を打つ事はなき故むちともふちとも云ふべからず應ナブリは藤蔓を直にほしかためて先の方を楊枝の如く打ちひしぎたるものなり其の打ちひしぎたる所を菊形といふ其所にて應の羽を撫で羽をつくろふなり

無乃の字寧の字　經傳に無乃の二字も寧の字も共にムシロと訓を付けたりムシロと云ふ詞は日本紀幷に萬葉集古今集等にも見えず是古の大學寮の博士家の古語なるべしされどもムシロと云ふ訓の意義は何故と云ふ事詳ならず按に無乃は俗語に何彼（ナンノカノ）と云ふ事はナイと云ふ詞に當るなり寧は論語朱熹の註に願辭とあり俗語に何とせよかしくれよかしの類のかしと云ふ詞に當るなり

蓋の字　蓋をケダシと訓ずるは氣出（ケダシ）なれば發語に用ふるにはケダシの訓にてよし又物事を推量して云ふ所に蓋の字を用ふるはオホカタと云ふ語に當るなり俗語にオホカタカウデアラウと云ふ詞のオホカタは蓋の字に當るなりオホカタの意に用ひたる蓋の字にケダシの訓はわろしオホカタとよむべし萬葉集に蓋（ケダシ）の詞あり

新曰古今長歌の誤は古くよりの事にて俊成卿も千載集に誤りの説に從はれたり定家卿の所爲にはあらず定家卿も長歌の説は誤と思はれたり

長歌短歌　古今集の部立の標題には短歌と記して其の歌の事書にはながうたとあり眞字にては短歌と書くに即ち其の短歌の事を假字にてはながうたと記せる事不審なり是に付きて樣々の僻説あり貫之は右の如くなる事をば必ず書くべからず貫之は眞字にても長歌と書きしなるべし然るに後人かの僻説を好む人短歌と書き改めて其の僻説を實にせんとの所爲なるべし藤原濱成の歌經標式喜撰の和歌作式等には幾句も長く連ねたるを長歌と記せり又濱成式に三十一字の歌を短歌と記せり共に是れ正直なる名稱にて秘事も口傳もなし又古今集俳諧歌の俳の字も誹の字に記したり是も貫之は如斯書くべからず後人の書き誤りなり貫之奏覽の本にみだりなる事書をなし定家の本を尊信する事と成れり右の書き改め書き誤り等は定家の所爲ならむか定家を尊崇する餘りに其の誤りを改めずして却りて横ざまに僻説を作りて秘事奥儀とするなるべし如斯き事は予は信服せず

子細　子の字を用ふるは俗書なり仔細と書くべし仔は玉篇に則之切字彙に任なりとあり任は堪なり仔細は細なるに堪へたりと云ふ事にて至りて細なるを委細と云ふに同じ俗語に事理の事として其の子細は如斯など、云ふは非なり是其の事理の仔細なると云ふ意なるが仔細に看るなど、云ふは物を委細に看る事を云ふなり

うたかた　うたかたと歌によめるを抄物には水の泡の事なりと云ふ又詞にては寧（ムシロ）の字の意なりといへり（寧は願詞なりウタカタには當らず）按にうたかたはうつかたなりつとたと音相通なりうつかたを文字に書けは空形（ウツカタ）なり水の泡は丸く玉の如く形はあれども中は空（ウツホ）なり是にたとへて實ならず空しき事をば詞にもうたかたといふ也古歌に伊勢「思ひがはたえず流る、水のあわのうたかた人にあはできえめや」と云ふ心は戀の歌にて常に絶えず思へども其のかひもなくこの思ひは水の泡の如くにて思ふ人に逢はずしてきゆべき事かやと云ふなり思へども空しくきえめやと云ふ事をうたかたと云ふなりうたかたはむなしくと云ふ事なり寧の字の意とするは誤りなり註者の推量なり用ふべからず又水の泡のうたかたとつゞけたれば直に水の泡の異名に非ざるを水の泡のかたちをうたかたと云ふなり萬葉集のうたに

「鶯のきなく山吹うたかたも君が手ふれば花ちらむかも」と云ふも君が手ふれば花のむなしくちらんと云ふなり古歌に水の泡の事を直にうたかたとよめるもうたかたといふ語意をしらざる人の歌なり

あぢきなし　文字には無端とも無道とも書きてせんなきと云ふ心又はかなしくはかなき事を云ふといふ説あり皆非なりあぢきなしとはあぢけなしなり無二味氣一なり（氣の字音キ訓ケなり訓を用ひて音はとらず）あぢけ轉じてあぢきと云ふたとへば食物の味を味ふるけもなき事の如く思慮なき事をアヂキナシと云ふなり事柄を味へざる心なり今世俗語にあどけなしと云ふに同じ（ちトとト音相通なり）歌に

「咲花に思ひのく身のあぢきなさ身にいたづきのいるもしらずて」「味きなくいかに嵐の聲しるしなど夕ぐれにまち習ひけむ」「宿近く梅の花植しあぢきなく待人の香に誤たれけり」「人もをし人もうらめしあぢきなく世を思ふ故に物思ふ身は」いづれも思慮なきとなり俗にあどけなしと云ふに同じ如斯のことば後人しれがたきを歌の抄物などに語意を辨へずしてみだりに其の歌の大意に依りて推量を以て註を作りたる事多し其の歌を以て直に其の歌の註としたる事有りさかさまなる事なり亦俗語に物のかみわけもないと云ふも食の味をかみわきまふ事なきなりそれより出でたる詞にてあぢきなしと云ふも同じ意なりあどけなき事なり

オモシヤル。オシヤル。ギヤアル　是れ田舍人の詞なりオモシヤルは御申しあるの約なりオシヤルは仰せあるの約なりギヤアルは御意あるの約語なり約語と云ふ事あるを知るべし

チヨボイチ　下賤の者の博奕を打つ事をチヨボイチと云ふは樗蒲打（チヨホウチ）の訛なり雙六を打つ事を樗蒲の戯と云

ふなりヌゴ六は博奕の本なり故に古へ是を禁制せられしなり

掛鏡爲神體一　諸神祠に鏡を懸けて神體とする事は八咫鏡は天照大御神の常に持たせ給ひし鏡なるを御孫瓊々杵尊に譲り授け給ひ此の鏡を見る事吾を見るが如くせよと宣ひし故に其の鏡を太神の神體と崇め祭るなり是れ其の故あればなり諸祠の神體とする鏡はその神の常に持ち給ひし物にも非ず此の鏡を見る事吾をみるがごとくせよとの神語もなきに伊勢の神宮のまねをして鏡を以て總て諸祠の神體とする事は當らざる事なり或説に鏡を以て神體とする事は神德は鏡の一圓相にして稜（カド）なり光明清淨にして一點の曇りなく萬民を照し守り給ふの表相なり拜禮する人其の鏡に向へば其の人の形うつる是れ神は即ち汝が身なり心を正直清淨にすべしとの教の爲めに何の神の神體にも鏡を用ふるなりと云へり○貞丈云く此の或説は佛法の説に朱儒の理學などを附會して理説を述べたるなり上古に如斯むづかしき説はなし朱儒の心學理學は鎌倉の北條が末つかたよりはやう出でしなりされば其の以前は右の如くなるむづかしき説はなし天照太神は此の鏡を見る事吾を見るが如くせよと宣ひしより外にむづかしき奥深き理説をば宣はざりしなりむづかしき事なきは神の心なり神の事を奥深くむづかしき説を述ぶるは皆後代の作り事なり用ふる事勿れ

立幣爲神體　小祠の鏡をも懸けざる祠には幣を立てゝ神體とするもあり是も又當らぬ事なり按に漢土は云ふに及ばず萬國ともに風俗は異なれども其の國々に上古より傳はりたる禮義あるものなり我が國上古神代には人に謁見するには必ずヌサを持ち向つて進物とす是れ上古の禮なりヌサは杜仲（ハヒマユミ）のアマ皮又は麻苧等を串の頭に狹みたるものなり是れ何の用にも立たざる物なれども是を禮物とする事上古の風俗なり後に紙を漉き出してより紙をも切り裂きて串に挟みても用ふるなり此のヌサを用ふる事漢土にて謁見に用ふる進物を幣物と云ふに當る故にヌサに幣の字を用ふるなり又漢土にて幣物に絹帛をも用ふる故ヌサに絹帛の二字をも當て用ふるなり右に云ふ如くヌサは禮物なる故後代に至りても神を拜するに人は上古の禮物を神に奉りて禮を行ふ事也手を拍も上古の禮也故に神に向つて手をうつ是又上古の禮を行ふなり右の如くヌサは禮物なり神體とすべき物に非ず又云く白ニキテと云ふは白ヌサ杜仲麻等のアマ皮の白き所を用ふるなり禮物に精粗の差別ありしなるべしニキテは則ちヌサなりニキテと云ふは謁するに是を以て手をニギハス意なるべし又ユフと云ふもヌサの事なりユフシテは垂れ下る事也又ユフを木綿と書くは杜仲の一名を木綿と云ふなり杜仲を折れば白糸の如くなる物ありアマ皮なり故に木綿と云ふ杜仲麻等のアマ皮も木綿の類なればヌサには通じてユフと云ふなり又ヌサを持ちて左右と振るは上古の禮なるべし謹上再拜々々と唱ふるは後代の事なるべしキンジャウサイハイと云ふは字音也上古は漢字なしされば字音を唱ふる事は上古はなき事と知べし又今世神社へ參りたる人に神主が幣を持ち出てイダヽカスル物には非ず神拜する人の方より持ち行きて神に奉るものなりこのたびはぬさもとりあへず手向山もみぢのにしき神のまに〳〵と云ふにて考ふべし

カキヒタシ　白柿（エタカキクシカキの類）を刻みて酒に浸したるなり菓子なり昔は砂糖なくて甘き物は甘葛（アマヅラ）煎の入りたる物又は柿などを用ふるなり今も堂上衆鞠の會などにはカキヒタシを供するなり萩原宗古の説（榮花物語にカキヒタシ見えたり）

天下治本亂本　貞丈云く治本在二上惠下富一也富則人情正直而孝悌忠信禮義廉耻行矣亂本在二上虐下貧一貧則人情邪曲而貪諂欺賂奪盜諂訟行矣富世多二善人一貧世多二惡人一百代何違二予言一哉又曰富世以二德行人一爲二賢者一

以二謀レ利人一爲二賊者一也貧世以二謀レ利人一爲二賢者一以二德行人一爲二愚者一〇又曰く富世萬民於レ君爲服信服威レ恩也爲服恐レ威也

總海の鞍　古作にも總海は少き故人見知らず總海と云ふは無海で表裏なり前後輪ともに山形の上より鰐口の際まで淺く窪く彫るなり磯なし雉服より爪先に至りては上の方より少し深く彫るなり輪の內の方は常の如く平なり總海は輪少し薄くなる故木目の宜しきをえらびて作るなりと淨齋が談りき

あさで　古歌にあさで小ぶすま又あさでほすなどゝよめり鳴長明奥義抄にあさでとは麻の葉人の手に似るなりと荻のし折と云ふ書にみえたり又堀川次郎百首に俊頼「君こそはにふのこやの床のうへにあさでこぶすましきてこそをれ」此のあさでは手になる歟あさつこふすまなるべしつは助船なりつとて音相通なり此の助語或は實字にとりなして麻手になる歟

修羅車　節用集に修羅（註云）引二大木材木一也軍器考に大友が家の事を記せる所に天正四年の夏宗麟入道が領せる肥後國に滯より大の石火矢來れるを入道やがて彼の國より修羅を以て豐後國臼杵の庄舟生島まで引きよせたるを云云楢村長高が室町殿日記卷二十に天狗の籌の中大佛殿造營の事と云へる章にいふ石垣の大石を鹿か谷より引かれけるに蒲生飛彈守承りて六疊敷の大石を引くに三千五百人にて引きけりと聞ゆ楠木松の虹梁を以て修羅車を作り是に引きのせ道筋には丸太を敷きで其の上にアラメをまかせてヌメリを以てやりにける云云今世地車と云ふもの、大なる歟

字音與和訓相似　氣の字音キ訓ケ蟬の字音セン和訓セミ錢モ同シ

字音與和訓相同　菊の音キク和訓キク蝶の音テウ和訓テウ死の音シ和訓シ轉ノ音爲ノ訓　蘭の音ラン訓ラン芭蕉の音バセウ訓バセヲ紫苑の音シヲン訓シヲン桔梗の音キツキヤウ訓キキャウ此の類多し

吉田家神道　吉田家は卜部氏にて其の始祖は天兒屋根命十二世の孫跨耳命なりと云ふは僞なり其の祖は知らず遡の後兼治と云ふ人あり其の嫡子兼英其の次に兼從と云ふ兼從家號を荻原と稱して兩家となる（兼英の子兼記兼俱の子兼敬初兼連幼少の時兼從後見）抑吉田家の神道中頃より神佛兩部習合となれり是其の家職を取り失ひて佛法をとり交へたるなり荻原兼從の頃より改めて佛法を交へず唯一の神道と成る其の說神代卷中臣祓等太極陰陽の消長五行の相生相克の理を以て說と成せり是を理學の神道といふ是れ漢土宋朝に始まりし理學を以て本として造作したるなり宋朝は本邦にては後鳥羽院の御代の頃に當るべし宋の理學の本朝に渡り來りしは鎌倉北條の季世の頃なるべし夫より以前は理學なし況や神代卷の本文をば曲言なりと云ひて樣々の理を附會して謎を解く如く說きなすに祕傳口訣多し夫日本紀の神代卷は國史なり謎本には非ず何ぞ曲言を用ひんや神代上古の風俗は萬事やすからにして巧にむづかしき事はなしと見ゆ且神代卷は諸家の舊記を集めて諸說異同ありて孰が實孰が虛とも決定しがたきに依りて一書曰と云ひて諸說を其儘に載せて舍人親王一言も私意を加へず記し給へりされば一書の說の中には實もあるべし虛もあるべし舍人親王の時代すら虛實辨へ知り難かりし也況や後代をやされば神代の事は明ならず其本書の儘にて理を述べて牽強附會すべからず神代に文字なし後代文字渡りし後に書きしなれば諸說區々也神代の卷は國史なるを史とせずして天照太神の人倫の道を敎へ天下を治むる法を傳へ給ふ書也とて神道と云ふは道の本程を立んとする故其趣に說きなさむとて神代卷の本文を謎の如くし佛說の譬喩の如くして理說を以て曲げて說く故む

新云修羅の事梅園日記に委しく云へり

一たびは兩部如此心任せに變改することこれ時代よりの相承に非ざる證なり

づかしくなりて其の曲げ樣に秘傳口訣など出來たるなり吉田家の神道は神佛兩部習合の神道なり後に改めて唯一の神道となる其の唯一も理學神道なれば神儒兩部習合の神道なり如斯なる事神代より相承くるに非ず後代の造り事なりもし神代よりの正傳とあらば外國儒佛の兩道を借り用ふる事はあるべからず

理學神道　荻原兼從朝臣門弟吉川惟足傳に（上卷）曰く紀伊亞相賴宣卿問ひて云く社人神を祭り所作を行ふを神道と云へりしかあれば神道は所作を本とするにや惟足答へて曰く神を祭り所作を行ふをば社人の神道と申し侍り是を行法の神道とも申し侍る天下を治むるをば理學の神道と申し侍る更に行法を用ふる事侍らず理學の本は國天下を治むる所にして所作は武藝に侍るざれば天兒屋根命の御子代々道を附屬し代々政務に預かり四海を治めしと侍る云云○貞丈云く此の說どるに足らず造言なり（行法修治など云ふ詞は佛家の詞なり）

詠神歌　右同書に（下卷）神と云ふ事を云ふ惟足「いのれどもしるしなきこそしるしなれおのが心の誠なければ」○貞丈云く此の歌はよくよめり然れども佛說理學を以て神の事を樣々に說きなすは心に誠なしといはむ

義輝公滅亡　楢村長高が室町殿日記を按ずるに三好筑前守義長命を奉じて泉州備前入道幷に同伊勢守を誅罰す然るに賞を行はれず義長依りて備前入道が關所を賜はりて從卒を扶助し其の功を賞せんとて所望申せども賜はらずして彼所を一圓に伊勢加賀守に賜ふ故に義長公方の御料處の代官を私に罷き替へて年貢を押へんとす公方より役人を下して三好家人を追ひ拂はんとす三好之公方より度々討手を向けたる每度討手敗北す終に三好御所を圍み攻む義輝自害し給ふ永祿八年五月十九日なり曾氏將軍の嫡流十三代にて滅亡せり義輝公恐弱に依りてなり

あらましと云ふ詞　古語にあらましと云ひ又あらましき事などいふはあらまほしきの畧語なりあらまほしきと云ふは如斯ありたきと云ふねがひ思ふ事なり今俗に大畧と云ふ事をあらましと云ふは誤りなり

軒轅氏土德稱王　王子年拾遺記に曰く軒轅出ル自ニ有熊之國一母曰ニ吳樞一以ニ戊巳之日一生故以ニ土德一稱ル王云云據ル之則某帝土德某帝火德之類以ニ其生日支幹一稱ル之也○土德火德など云ふ事五行家の詞なり無用の事なり

上古之事　漢土にては黃帝の時始めて文字を作れり黃帝以前は書籍なし故に上古の事は唯古老の談り傳へ聞き傳へのみにてたしかに分明なる事はなし語り傳へ聞き違へ覺え違へあるに依りて諸說區々相違有りて疑はしき事もあり怪しき事もあるなり夫を正しく明らめんとすれども文字なかりし時の事は書籍に記したる事なければ詮方なくて古老の語り傳へ聞き傳への儘に後人書籍に載せて後代に殘したるなり漢土の文字早く出でし國すら如斯し況んや我が國十六代應神天皇の十四年までは文字なかりければ其の以前の事は分明に知れず唯古老の語り傳へ聞き傳へのまゝに後の人書籍に記したる書出來たり然れども語り違へ聞き違へ覺え違へ有る故諸說區々にて同じからず日本紀に一書曰ふと云ひて說々の不同を擧げられたるは是なり然るに今世の神道者と云ふ蛮神代の事を近年の事の如く我が物にして詳かに明らかに說かんと欲するは大愚の至り其の說聞くに足らず晉人著書晉の干寶の搜神記陶淵明が續搜神記張華の博物志王子常が拾遺記等奇怪妖妄の事を載せたり又仙人方術の事を云ふ其の世には如此事を好みしと見ゆ漢土の書すら然り況んや我が國神社佛寺の緣起野夫の俗語をや信ずるに足らず

翔鳳詩妓王歌　王子年拾遺記に石季倫が愛妾翔鳳と云ふ女寵衰へて退けられて怨を懷きて作れる五言の詩に曰く春華誰不ル美、卒傷ニ秋露時一、突烟還自低、鄙退豈所ル期、桂芳徒白蠹、失ル愛在ニ蛾眉一、坐見ニ芳時歇一、憔悴空

自嘆、この詩平家物語に見えたり 妓王が歌「もえ出づるもかるゝも同じ野べのくさいづれか秋にあはではつべき」といへるに似たり和漢似たる事あり人情はかはらざるものなり

常世郷　トコヨノクニとよむ常世の二字は訓を借りて書くなりトコヨはトコユなり遠クコユルの畧語にて遠越なり遠國を云ふなりヨとユと音相通なりトコヨの長鳴鳥と云ふも遠き所までも聲の聞えて長く鳴く鷄なり少彦名命の常世郷にゆき給ふと云ふ事も田道守が常世郷に行きしと云ふなり（トキハノ國とは別なりトキハノクニは日かげのかづらに記す）常世の二字に拘り泥みて常住不變の國仙境を云ふとは誤りなり我が國の詞は文字に拘りては誤るなり

勉强　此の二字なりがたき事をしひてしとげるを云ふなり俗にやう〳〵の事でと云ふをヤウヤクとも云ひて漸くの字を用ふるは非なり漸の字はスヽムと訓みて物事の段々に進み來るを云ふなり漸の字は俗語にソロ〳〵と云ふに當るなり

彼是　此の二字俗語にドチコチと云ふに同じ又物を二つ並べてドチラカヨイなどゝ云ふドチラは兩の字なり又何の字なり

堅塊　物のかたくなるをカタマルと云ふは堅固確等の字を用ふべし別々に放なれてありし物の一つに寄り合ひてカタマリたるには塊の字を用ふべし

射心　凡そ武藝は心を練るを肝要とする中にも特に射藝は尚心を練るを至極とす夫れ心肝腎肺脾を五臟と云ふ五臟の中に心の臟は常に靜ならず動くものなり甚緊めて有る時も樣々の事を思ひ夜寢て有る時も樣々の事を思ひ夢をみる動くは是れ心の臟の常の用なり又氣は臍の下の氣海と云ふ所にありて是れも動くものにて升り降りするものなり出入る息は氣の伸屈するなり氣の動くに隨ひて血進みて總身を運る事水面に風吹きて小波のするが如し血の進み動くに隨ひて脈跳るなりさて心の臟は物により事に觸れて動き躁ぐ事あり心躁げば隨ひて氣躁ぎ氣躁げば隨ひて血躁く血躁げば隨ひて脈躁く脈躁げば隨ひて手足總身躁ぎ狂ふものなり故に弓射る者は心を靜めてさわがざる事を修練すべし心躁げば氣躁き血躁ぎ脈躁ぎ手足總身躁ぎ狂ふが故に的に當る事なしたとへば常に能く的にあたる射手なれども貴人の御前にては今能く中て、御目に懸けばやと思ひて心躁ぐ故氣血脈躁ぐに隨ひて手足總身躁ぎ狂ひて常に替りて中らざるなり此の心の修練はわざ上達したる上の事なりわざ未熟にては叶はざるなり

包狀包やう　包狀包樣京都の包やうと江戸の包やう違あり京都堂上方にては左をまづ折りて次に右を折るが如斯すれば衣服の前を合する如く右なり江戸地下の包樣の如く先右を折りて次に左を折れば左まへになりて逆なりといへり

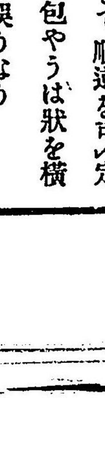

上圖の如し左まへ右まへの順逆を云ふは誤りなり狀は横に置きてよむものには非ず人に進するも横にはせず何れも竪にするものなり竪にして見れば

狀は竪にするものなれば竪にして順逆を可レ定江戸の包樣は實に叶へり京都の包やうは狀を横にして左まへ右まへを論ずるは誤りなり

馬頭觀音　佛經は呉音にてよむなればメヅ觀音と云ふべしバタウとよむは漢音なり弘法大師も呉音にてク

ハフ大師と云ふべしコウボフは漢音なり冥土もメウドとよむべしメイドは漢音なり馬頭觀世音の像頭上に馬頭を戴くより馬は馬頭觀音の化身なりとて騎術家にて尊崇するなり馬頭觀音は畜生道へ落ちたる佛歟

神寶鞆　神寶（大神宮）鞆の大さ圍八寸廻りほど高二寸餘ばかり（其の形等別に記す）

番匠　大工を番匠と云ふ事飛彈國は材木多き所なるゆゑ飛彈には工匠多し是を飛彈匠と云ふ其の匠の者共番替りに上京して木工寮に入りて造作の役を勤む故に番匠と云ふ俗に飛彈の匠を一人の名と覺えたるは非也

掎の字　字書に据なりとあり手曲り屈まるを云ふ又挿なりとありサシハサムなり此方の俗にコシラヘルと訓みて物を造る事を掎と云ふ其の義詳ならず若し直にあるべき事を曲げ屈めて事をトリツクロウ意歟古き物語の書などにコシラヘテと云ふ詞あるは皆右の意味あり其詞の一轉して器物などを造る事をコシラヘルと云ふなるべし俗語には轉用傍通の詞多し

賴朝童名　鎌倉大日記（天文八年記之）賴朝童名鬼武者従二位右大將三十四追考源平盛衰記　卷十九に云く（文覺賴朝對面の條）此の下野守には子息あまたおはしませし中に兵衛佐を鬼武者とて十ばかり迄も膝の上に居ゑて愛し給ひし

義經首埋藤澤　同書に云く文治五年巳酉閏四月卅日義經於二衣川舘一自害五月十三日首上二鎌倉一被レ埋二藤澤一（東鑑などに義經の首藤澤に埋め事見えず珍說なり）

養育の字古訓　養の字育の字を古の訓にヒタスとよむはヒトヽナスの約語なりトナの切タとなる（錄滿云くヒタスは日足（ヒタス）なりと本居宣長いへり）

ガテラと云ふ詞　古歌に「我が宿の花見がてらにくる人はちりなむ後ぞ戀ひしからまし」がてらはカタハラの約語なり旁の字をカタハラとよむなりタハの切音タとなるカテラはカタハラなりタとテと音相通なる故轉じてガテラとなりたるなりたとへば花見がてらと云ふは花をみるは本意にて其のかたはらに宿の主を訪ふなり俗語にいはゞ花見かたく〳〵にと云ふに同じかたく〳〵は則ち旁の字なり

鏡面佛像現　新編鎌倉志に其の制あり種々の藥を合はせ其の藥にて畫きて燒きて研ぐ事ありむづかしき制なり予考を以て生漆（ヒジノウルシ）を以て鏡に佛像を畫きてよくからし明蓼に五日浸して研ぎて見れば佛像明らかに現はれたり簡易にてよし畫きたる漆をば烈火にて灸りて莖にて削り落して研ぐべし某寺の寶物なりとて鏡面に佛像の現れたるあるをこと〴〵しく緣起などを作りて欺く事有り造物なり

爲渡十高名　細川山名歷代記卷四舍利寺合戰條に見えたる感狀の文に云く去廿一日於二天王寺一合戰の時銷突太刀打御手前頭二被二打捕一候條言語同斷粉骨之働太以神妙也　去年芥川合戰以來爲渡十　高名都鄙無二其隱一對二政國一別儀之御忠義希代之名譽御浦山敷次第候感悅の餘鎧一領太刀一腰（國綱）三神左近太夫跡式進置ものなり全御知行不レ可レ有二相違一候仍感狀如レ件七月廿九日遊佐河內守長敎判

三木內匠殿遣之候　右爲渡十の三字。ヲキットテとかなを付けたる本もあり又。ヲキットテとかなを付けたる本もあり何れを本とすべきか詳ならず何れにもほめ詞と聞ゆれども此の詞古代聞えず例なし東鑑保元平治物語盛衰記太平記にも曾て見えず後代戰國の時武士のいひ出して遣ひ習はしたる俗語なちむ歟正しき詞ともきこえず又右の感狀の外所見なし今世軍家者流右の詞故實ありげにいふ例の妄說なるべし又云く右のかな付は心得がたき事なり只文字のまゝにて十に渡りたるとよむべし一より十までゆきわたり殘る所もなき高名と云ふ意なるべし

稻城　イナキとよむ日本紀六垂仁紀に云く五年冬十月（中略）命二上毛野君遠祖八綱田一令レ撃二狹穗彦一時狹穗彦興レ師拒レ之忽積レ稻作レ城其堅不レ可レ破此謂二稻城一也踰レ月不レ惰○卷十四雄略紀に云く十四年夏四月（中略）將レ斬二使主一逃匿至二於日根一造二稻城一而待戰遂爲二官軍一見レ殺○又卷廿一崇峻紀云（用明二年也）二年秋七月（中略）大連親率二子茅與二奴軍一築二稻城一而戰

庄　本字莊也俗作レ庄又作レ荘日本紀卷二十五孝德紀二年正月（中略）所々田莊とあり莊と云ふ事久しき事なり

細馬　右同紀同條に官馬中馬細馬と見えたり

刺頸死　日本紀卷三神武紀八年春正月壬辰朔日蝕三月悉擒二其渠帥一皆罪レ之是時三輪君小鴨鵠苦二其推鞫一刺レ頸而死○古代自殺は多くは自ら縊れて死する事日本紀所々に見えたり刺首は右に見えたるのみか紀に自經の字を用ひたるは自縊なり

神祇伯　同卷廿四皇極紀に曰く三年春正月乙亥朔以二中臣鎌子連一拜二神祇伯一五三同辭不レ就退二居三島一

忌レ名不レ忌實　正月元日天子屠蘇白散屠嶮散を召しあがられ次に千齡萬病膏と云ふ膏藥を御額と御耳の後に付け給ふ事あり膏藥と云ふ名を忌みてタウヤクと稱するよし江家次第に見えたり膏藥の名だに忌み給はゞ膏藥をば付け給ふまじき事なるに其の實をば用ひて其の名を忌まゝは筋なき事なり民間の俗に四十二の二つ子は親を殺すとて四十二歳の年其の子二歳になるをば我が氏を名のらせず他の氏を名のらせ氏もなきものは他人の子分にしてそれにて心易しといへり是れ又かのタウヤクの類なり何としてまぎらかすとも血脈の續きは絶ゆる事なきを氏を違へ他人の子とよぶ事恐かなり父の四十二に子の二つを合せて四四と重なるを死ととりなしてなりかゝる物いまひは女はさもありなん男は其の程知られて淺ましコマルと云ふ詞　コヤマルと云ふ詞を畧してコマルと云ふなり文字は屈の字なり事に當りて思按屈して伸び出でざるなり古き物語草子などに思ひクンジテと云ふ事にて思ひ屈してなり則ちコヤリたる事を云ふなり又俗語にクツタクと云ふなり

唐音　土井紙禎子（攝津國大坂儒士字祥甫號蘭洲）瑣語に曰く輟耕錄曰今中州之音入聲似二平聲一又可レ作二去聲一（止此）蓋自二五胡之亂一胡人多入二中州一隨併陣南人又多入二中州一是以音語相轉而然況元清奄有二中州一之後乎今長崎人操華音者云今音不下與二上古一殊上余不二敢信一○此說奇なり予嘗て謂ふ所と符合せり漢唐の正音は傳へて日本に遺れり此の論別冊に委敷記しぬ今世の庶儒の知らぬ事なり

生子の面似二先祖一　右同書に世間有二生兒一絕不レ肖二父面貌一者肖二其先祖一也其父又不レ及レ知レ之唐蕭穎士面似二八代祖鄱陽王一是也○按するに八代の祖に似ると云ふ事信じがたし八代先の祖の面を見知りたる人はあらじ若し畫像に似たる歟像は必としがたき歟

騎馬　右同書に曰く孔顏達曰古人不レ騎レ馬故經典に不レ見至二趙武靈王一謀二胡服騎射一以敎二百姓一李牧殺レ牛饗レ士習二騎射一始見二於此一（止此）按論語孟子不レ伐章皇侃義疏曰六籍唯用レ馬乘レ車無二騎馬文一唯曲禮云前有二車騎一是騎馬耳今云策二其馬一不レ知二爲レ馬爲二乘車一（止此）弟子傳曰結レ駟連レ騎吳起傳行不二騎乘一據レ之則騎馬亦尚矣

山海經　此の書は漢土の昔禹と云ふ聖人天下の洪水を治めんとて諸方を經回せられし時に記されし書なりと云ひ傳へたれども後人の妄作と見ゆ西王母の事あるを見れば漢の代に道家の說行はれし世の人僞作せし物と

新云又コヤシテと云ふは因レテなり

見ゆ僞書なれども古きもの故歷代の學者も惑ひて多く引き用ひたり信ずべからざる事多く見ゆ

倭文布　シヅリ布とよむ神代紀に倭文神建葉槌命云云倭文神此云二斯圖利哉一古語拾遺に天羽槌雄命（倭文遠祖なり）織二文布一といへり倭文を日本紀萬葉集等の古歌に多くよめり延喜式にも見えたりいとも上つ代よりの物なる故に萬葉集にすら古へのしづはたとよめり且又皇朝の古へ文ある布はたゞ是なる故に或は文の布ともいひつらむ其の文の樣は釋日本紀にかの古語拾遺の文布の事を擧げて次にいはく建久に諸祭與行の時大藏省の年豫の申狀に有二青筋之文之布一也とこれぞげに古への物と覺ゆその筋とは後世に島織といふ物のさまなるべし云云以上は加茂眞淵が冠辭考の說を摘記す（鎌滿云く脫文多くあるべし）○貞丈按にしづりはすゞおりの約語なりすじの二音を約むれば音しとなる（スシの切シなり）又すじのしとおりの上のおと合せて約れば音そとなる（シオの切ソなり）ソとツと音相通なるゆゑしそりを轉じてしづりと云ふなり此の約語の事は眞淵もいまだはざりき其のしづりと云ふは白地に青き筋を交へて織りたる布なり

つとめてと云ふ詞　つとめてと云ふは勤の字又務の字なり事をいとなむを云ふ又力を入れて勤むるをば努力の二字をも用ひし亦古語に早朝の事をつとめてといへりつとゝ云ふは夙の字晨の字なり朝の事なりそのつとゝ云ふにめてと云ふ助語をそへたるなりはじめてなめて又たしなめてたのめてなどのめての如し

朝夕の語　古語にあしたと云ふは朝の事なり俗に明日の事をあしたと云ふは非なり明をばあすと云ふなり亦古語にゆふべと云ふは夜の事なり俗に昨夜の事をゆふべと云ふは非なり昨夜をばよべと云ふなり（田舍人の詞に昨夜の事をよんべと云ふはよし田舍には古語殘りて有り）

折櫃　古書に見えたりヲリウツと云ふなり檜の薄板を折り曲げて筥に作るなり是は餅類肴などを盛りふたをして四隅に作り花などを立てて飾るなり俗に折と云ふも同物なり然るに高橋家の傳なりとて形を繪圖にして寸尺を書きたるあり田舍人の所爲にて餘りに頑恐なる事なり如斯の雜物に何ぞ法式寸尺の定めあるべきや形は四角にも六角にも心任せにすべしふたもあり蓋もあり箱の身に合せて作るべし箱に直に足を打ち付けたるは略なり此の折ウヅ一つを一合といふなり折ウヅに不限すべて筥物の數をば一合二合と云ふ又折樋の類を胡粉にてぬりみがき緣靑などをぬり或は金銀の箔にてダミ繪かき彩色などすれば穢はし古風に非ず食類を盛る物なれば白木にてこそ淸淨なれ且古風にてよし鳥魚の肉など炙りたるは短き串をさして本を白紙にて卷きて餘りをひねりて澁くなり此の卷紙の形に庖丁家に色々の品あり此の紙も金銀紅紙は淸からず白紙こそよけれ如斯調べたるは自ら食ふにも人にあたふるにも箸を不用して串を持ちて御前へ出づるにはふたを取りて出づるなりふたともに出すは略なり然れば作花はふたにはさゝず筥のシタにさしてあるなり是も二重筥にして其の合せめの間に作花をさすも今樣なるべし作花の莖を長くして底板に貫き立つべしふたをしたる時は紙ヒヂリを底の下よりかけてふたの上にて結びおくなり盛るもの、下には檜の葉をカイシキにす

百敷　もゝしきの大宮とつゞけて古歌に多くよめり普通の說には禁中には百官の座をしく故百敷と云ふといへり恐按にしかはあらじ大宮と云ふ枕詞に百敷と云ふは大宮を營み建つるに地を廣くをり敷く事を云ふなり百とはかぞへて百あるには非ずいく十町も多く廣きをいはむとて百敷と云ひたるなり大宮の地を廣く敷くと云ふはやすらかかなり百官の座を敷くと云ふはそれもさる事なれども大宮と云ふにはうとく聞ゆるなり古語はやすらかにてむづかしき事をふくめる事なし（加茂眞淵が冠辭考には百敷なし）

眞淵が文詞　是れをと云ふをこをと云ひそれをと云ふをそをといふ何かと云ふを何でふと云ひ何々よりと

云ふを何々ゆと云ふ類みな萬葉より出でて古き詞なり然れども歌には詞の言數あまる時は二言をつゞめて右の如く一言に云ふ事なり歌にあらざる詞には言をつゞめていはずともよろしきを必言をつゞめていふは異を好めるに似たり

御の字訓　オホン。オ。ミ。又音にて。ゴ。ギョ。是なり百姓（「萬民同じ」オホンタカラ）御即位（オホンクラヰ）御元服（オゲンブク）などのオはオホンの略なり御位（ミクラヰ）御門（ミカド）などのミはイミの略なりイミは厳なりイミジキを云ふ御後（ゴコ）御倚子（ゴイシ）などは吳音を用ふ御旨（ギョシ）乘御（ジャウギョ）御宇（ギョウ）などは漢音を用ふ如斯事により物に依りて古より云ひ馴れたる詞あり是又名目の習ひなり理を以て一様に云ふべからず我が國の詞如斯類多し漢土樣にては合はざる事あり亦是外にも多し又オホンを略してオンとも云ふ意はオホンに同じ御の字はもとは天子の事に限りたる詞なり

シナガ鳥　萬葉集にシナガ鳥イナ野亦シナガ鳥阿波どもつゞけたり眞淵が冠辭考に級長戸邊命科戸風などを引きニホ鳥は息長き故水中に久しく在るなどの說は落ち着かず詳ならず（神樂歌にはしながとりゐなのとあり鳥には非じ階香取と題に書きたり）或說に尻長鳥と書くを尾長鳥なりといへどもサナともアハとも續くる由なし一說に馬なり猪なりなどいへども獸を鳥とはいかゞ上古なりとも取りたがふべからず外に說あらむ啓發の期あるべし

屈系　保元物語に爲朝が鎧の名所をかたる所にクッケイと云ふ事あり未詳新撰類聚往來（慶安元年板行三冊あり古き書なり正寬國師第四世仙陀院丹峰和尙撰とあり）鎧の名所を書きたる所にも草摺綿紙相曳屈系弦走と書くも同意なれば屈系と書くも同意なり

ツヾと云ふ詞　衣のツヾ扇のツヾなどのツヾはツヾリと云ふを略したるなりツヾリはツキキハマリ盡極を略したる語なり物の形のつき極りたる所をツヾと云ふ則ち端の事なり

袖袂の訓　ソテは衣手なり衣の字ソとよむなり袖はフなり手に纏ふ物なり故にタマトと云ふモと音相通なる故タマトを轉じてタモトと云ふなり

人麿畫像彩色　土佐家の人麿の畫像の彩色直衣の總色は薄青くしてえりと袖の端の半幅は白し是は白き直衣に縹色の裏を付たるなり裏の色表へすき通りてうす青に見ゆるなりえりは表を裏へ折り通して縫ふ故裏も白くすき通りて表も白し袖も端袖（ハタソテとよむ鰭袖と書くは誤りなり袖口の方の半幅のことなり）も表を裏へ折り返し半幅にして縫ふゆゑ裏の白きが表へすき通りて表も白く見ゆるなり是れ高倉門人嘉樹が說なり○貞丈云く土佐家の人麿の像の烏帽子折れて前の方へ上のトガリ出でて柔かなる體なり直衣も柔かなる體なり烏羽院の御代衣文と云ふ事始まり强裝束になり冠烏帽子も紙にて張りぬきにして堅くなりたるなり彼の畫像年齡五十八計髮髭黑くして少し白髮交りたり或人云く人麿の像を白髮に畫くは粟田讃岐守衆房と云ふ人の夢に見し形

なり其の事は十訓抄今昔物語古今著聞集等に見えたり夢は正體なし古人は慾にて夢を信ずる人多かり若し人丸を夢に女の形に見ば女になして書くべきや夢形は信ずべからず

玉來　續日本紀に曰く神龜三年九月庚寅內裡生二玉來一令三朝野道俗等作二玉來詩賦一云云伊藤長胤（東涯）が秉燭譚に事文類聚に宋宣和の時に王將明といふ者の家の梁の上に靈芝生ひたり嘗て其の宅に臨幸あり其の時梅雨の時分にてかの靈芝地に落ちけり當時京師に無名氏ありて十七字の詩を作りて是を嘲りて曰く相公新賜茅梁上生二芝草一爲レ甚脫玉來膠少とあり又增續韻府皓の類の所にもあり然らば玉來と云ふもの靈芝の一名なり心ずく古典に此の名あらんを世に通行の書にはあらはれずといへり橘嘉樹曰く事文類聚の唐本和本共に見增續韻府も唐本を見る其の外大中記五車韻瑞佩史韻瑞佩文韻府等も各唐本をみる又事文類聚を約略せる事類全六と云ふ書をも見るに右の秉燭談にいへる故事を載せて十七字の詩もあり然るに何れの書にも爲甚脫下來とありて玉來とはなし脫下來にては句調へり脫玉來にては句不調なり（以上嘉樹が考書を摘みてしるす）貞丈曰く嘉樹が說よく研究したり長胤が說誤れりさて玉來と云ふものは何ぞと云ふに知れず爰に貞丈無據の暗推ありかの內裏に生せし物は蓍草ならん蓍の草の事を記すに拾ひ書きにして筮木（メドギ）と書きてありしを轉寫の誤りにて玉來と寫し違へたるなるべし筮木と玉來と文字相似たり

靈芝　本草綱目芝揷類芝の條下に時珍曾疑芝乃腐朽餘氣所レ生正如三人生二瘤贅一而古今皆以爲二瑞草一又云服食可レ仙誠爲二迂謬一云云貞丈曰く此の時珍が說甚愚意に違へり凡道家者流の丹藥食類皆常の食物に非るものを服食するを以て不老不死壯健輕身の術とす妄說を以て人の生命を害せん事可レ恐勿レ用

中古以來書　我國の俗書は詞を本にして文字をば音訓をかりて書きたる事多し唐櫃を辛櫃と書き行器（ホカヒ）を外居とかき頭圓（クビカミ）を首紙とかき蒲葵（ヒラウスヒリヤウ）を檳榔とかき薄青を薄襖と書き辨官を弁官とかき參議を三木とかき姓（カバネ）を戸とかき髻を本鳥と書き狩衣を雁衣と書き竹尺（タカバカリ）を鷹秤とかき五倍子（フシ）を附子と書き鐵醬を金とかき白張を白丁と書き几帳を木丁とかき衣を絹と書きたる類多し心を用ひて見るべし

ハヤスと云ふ詞　モテハヤス取りハヤス見ハヤス歌をハヤスホメハヤスなどのハヤスと云ふはハエサセルと云ふ事なりハエハ花の夕ばえ色のはえあふ衣のキハエなどのハエに同じハエは螢の字なりヒカリともよむ字にて玉をみがきて光うるはしきをいふハエサスルの五言なりエサを約むれば音ヤとなる（エサの切ヤ也）スルを約むれば音スとなる（スルの切スなり）如斯ハエサスルの五言をつゞむればはやすの三言となるなり

日本書紀文詞　日本紀は皇朝の書籍の第一にして御前に於て講讀せられ貴重盛なるものなり其の文詞は舍人親王漢土の文章に長じ博學英才の餘りに漢土の故事成語を以て我が國上古の事を漢土の文章をうつして書き給ひし故我が國に上古無かりし齎物も有りしがごとく紛れて惑ふ事あり是れ其の瑕なり古事記の如く文詞を傍らず正直に書き給ふべき事なるを可惜々々されば日本紀のよみ樣心得てよまざれば文字に拘り泥みて義を誤る事あり（神代紀に胡床あり胡床は胡國の物なり何ぞ神代に胡器を用ふる事あらんや是にて全篇の書きやうよろしからざるを推考すべし）

天子御革帶の圖左の如し

貞丈云く天子御帶無文巡方なり裝束諸抄に見えたり高倉家門人橘嘉樹が談に天子の御革帶は諸臣の所用とは異なり此の圖の體なるものなり是れ古制にて唐風なるべしといへり今の上手は裾をかゝぐるのみの用なり此の圖の體は帶の卷とめのしまりなり古書の小野道風の像など此の體とみゆ古は天子に限れり

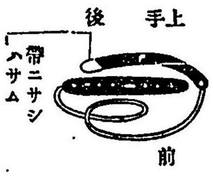

裾　裾はもと下襲の尻なり上古は纔着（ワツカバカリ地を曳くを云ふ）にて長く地に引く事はなかりしが後代大臣は一丈八尺其の以下も准じて長く引く事になりしなり下襲より續きて長く曳くは下襲の領下へ引きつられて惡しき故別に切り放して用ふるなり是れを裾と名づく

成柄　建武年中行事春の除目の章になりからと云ふ事あり傍註に成柄とあり谷村光義が首書に一に作二成束一とあり按に柄の字をカラとよむべきを誤りてツカとよみて束の字に書き替へたるなりナリは成にて官を任じたるを云ひカラは殼の字にて貝のカラ卵のカラなどのからに同じ諸人申文はもはや官を任じ成したれば其の申文はからに成りたる意なり今も書簡の用事すみたる後を文がらと云ふにおなじ

モハヤと云ふ詞　俗には最早と書くなり俗の通用には是にてもよし本字は既の字又已の字なり二字ともにステニとよむモハヤの義なり亦すべて俗語と雅語と辨へざれば古書をよみて義を取り違へる故處々に俗語を記し置くなり

スデニと云ふ詞ホトンドと云ふ詞　スデニと云ふは右に云ふ如くもはやと云ふ義なり俗にスデニ川へ落ちんとしたりなど、云ふは非なりホトンド川へ落ちんとしたりなど、云ふは本語なりホトンドは古書にはホト〳〵とあり殆の字をホトンドとよむ殆の字アヤウシとよむなり俗にアブナクと云ふに同じ

スコブルと云ふ詞　俗にヒトヘニと云ふに同じ偏頗とつゝく字なり頗スコブルとよむなり

トテモと云ふ詞　請益の二字なり迚と云ふ字は俗の造り字なり

國造之號永停止　三代實錄卷五清和天皇貞觀三年十一月辛未朔十一日辛巳の紀に曰く孝德天皇世國造之號永停止

放免（ハウベン）　檢非違使廳の下司車賤雜役のものなり是を放免と號するは加茂の祭の日鉾持の役を勤むるより常の號ともなるべし江談抄に曰く隆家卿問齊信卿云放免著二用綾羅錦繡服一爲二檢非違使供人一何故乎戸部答云非レ人之故不レ憚二禁忌一也云云貞丈云く非レ人とは甚賤みたる詞なり至極の下司にて人に非る者なれば美服を憚らず放免はホシイマヽニユルスとよむ是れ祭の日ばかりの事なり是れを推して常の號となりしなるべし平家物語に方便の二字を用ひしは例の借字なり正字にあらず

ワリゴサヽエの繪　石山寺緣起の繪に見えたる左の如しワリゴハ破子又破籠とも書く檜にて折り曲げてふたを一枚板にしたる白木の素略なる箱なり食物を入る其の日限に用ひてかけながしに捨つるなりサヽは篠枝にて青竹を切りて筒にして酒を入れて口にせんをさし紙にて頭をつゝむなり後代はワリゴに不レ入辨當箱に入るゝなり又サヽエを用ひずしてスイ筒又德利を用ふるなり又ワリゴサヽエなど用ひし時代食をもり酒を呑むも土器を用ふるなり古代は質朴にして清潔なり

食器　古代は食物を土器に盛る也是れ一度用ふれば其の土器は捨つるなり清潔を貴ぶなり其の食盤も檜の白木を用ふるなり是れ亦一度用ふれば其の食盤は捨つるなり是又清潔を貴ぶなり後代にも式正の時は檜盤土器

を用ふれども土器も盤も金銀の箔にてダミ紺青綠青其の外色々彩色をなせり是れ古代質素の風に違ひ清潔を貴ぶ意にそむけり色々彩色の具には毒物もあり又膠水に和して彩色すれば清からず毒の恐れもあり折櫃などにても彩色せざるこそ清けれ今は禁中へ獻ずる折櫃なども彩色を用ひらる高橋家などにも故實を取り失ひたるなり此の一事に限らず奢侈りて華飾を專らにして故實を失ひ本意を違ふ事多し

入調（ジュチヤウ）　樂家に入調と云ふは手法なり琴なれば其の琴曲の手なり彈物にも吹物にも擊物にも曲に依りて手あり今俗に三弦の手と云ふと同じ歌聲にてはフシヅケなり○譜と云ふは手の圖なり其の手を覺ゆる爲に合文の形を書きたるものを云ふなり

正八幡宮　古き軍談の冊子等に武士の誓語に正八幡宮も照覽あれと云ふ語あり八幡の本地は阿彌陀なりとて八幡大菩薩と號するに依りて神と佛と交り紛らはしき故本地をとりて正眞の正八幡大神宮と云ふ意なるべし觀音も三十三身に變化すると云ふによりて變化せざる時の正體を正觀音と號するに同じ

署名用官位唐名　たとへば天正二年と記したるを見れば日本の年號なる故日本の人の書きたる物と見ゆ其の年號の下に黃門侍郎序と書きたるを見れば漢朝の人の書きたる物とみゆ日本か漢人か疑はし且漢の世と天正と大に時代違なり此の外衆官多きは唐の代の官號もあり宋の代の官號もあり漢の人と思へば唐の人なり唐の人かと思へば宋の人なり年號は日本の年號なり是れ疑はしき人なり我が皇朝の人朝廷の官名を捨て、外國の官名を用ふるは外國の臣となるに同じ我が朝廷を蔑如するなり然れども古代僧尼に賜はりたる度牒を見れば廷臣の連署皆異朝の官號を用ひたるあり上古にはなき事なり中古已來の事なるべし朝廷漸く亂れたる事をしるべし

素絹の衣　僧衣に素絹の衣と云ふは織文なき常の絹にて縫ひたる僧衣の總名なり素は白の義に非す織文なき義なり（海人藻芥に云疱絹衣者山門三井寺方用之無機袖も衣の單衣なり云云疱絹素絹同じ機袖は耳袖なり又縮袖とも書く）高位の僧は文紗文羅などの衣を着するなり夫れに對して文なきを素絹の衣と云ふ是總名なれども後代は織物なき絹にて縫ひたる裘代（或は裘袋とも宮體とも書く）の事を素絹の衣と云ひ習はせり素絹の裘代と云ふ事なり素絹は裘代のみに限るべからず又裘代にはえり立あり素絹の裘代にはえり立なし素絹は裘代のみに限るべからずえり立を僧綱領ともその領（くびとよむえりの事なり）の形 ⟩⟨ 如斯なり

器物の古名副新稱　たとへば古に的と云ひしものを後に小的出來しに依りて古の的を大的と云ふ古へは木弓を只弓と云ひしを後に木竹合せたる弓（マヽキ弓と云ふ撓木弓と書く）出來しに依りて木弓を丸木弓と云ふ古に笠掛と云ひしを後に小笠懸出來しに依りて古の笠掛の事をば遠笠掛と云ふ如斯の類猶多かるべし後に出來し物に依りて先に有りし物にとなへを添へ加へて差別を云ひ分つなり當將軍を御所樣と云ふに依りて先の將軍をは大御所樣と云ふも同意なり

種子嶋鐵炮　種子島にて鐵砲製し始めし事南浦文集に委しく見えたり始は筒の底をチヂにする樣をしらずして只底を張りふさぎたるなり此の事も彼の文集に見えたり薩摩人丹生兵衞恒好が談に今鹿兒島の城下に昔の種子張の鐵砲もち傳へたる者間々有り其の筒の底はチヂに非ず作付に張り塞ぎたる物なりといへり

根矢　今世の武家根矢と云ふを何物ぞと思へば征矢鏑矢雁股などの類を云ふなり又征矢根矢と並べて云ふ人もあり是れは征矢の外鏑矢雁股などを根矢と云ふ歟然れども根矢の名目古へより曾てなき唱なり武士たるもの武器の名をも辨へしらず根矢など云ふは淺間しき事なり常の心がけも思ひやられていたましきなり

用膠　膠を用ふるに砌砂を少し交ふれば強くねばりて物を繼き合するに放る、事なし亦漢土の書に漆膠と云ふ事あり漆に膠を推し交へて用ふる歟用ひて試むべし

陪從　ベイジウとよむ加茂八幡春日などの祭の日勅使に連れて舞人歌人樂人其の社に參りて歌舞有り舞人は近衞の將曹府生なり其の舞人に從ふ琴彈笛吹歌人などを陪從と云ふ舞人に陪り從ふ義なり東遊び求め子陵河舞等の歌舞あり（地下の樂人をいへりと宣長いへり）

淺黃色　延喜式縫殿式雜染部に深黃淺黃あり共に苅安草を以て染ゝ之黃色の深きと淺きとなりされば淺黃は黃色の薄きなり後代ウス青色をアサギと云ひて淺黃の字を用ふるは誤りなり縫殿式淺縹はウス青なりウス青とアサギと云ふには淺葱の字を用ふべし葱字ヒトモジとよむ葱の莖色の淺きなり無品親王の黃袍の說淺黃を以て淺葱と紛れたる古例あり

蝶鳩の文　京都將軍時代に書きたる武家の記錄に判官（撿非違使の判官）又彈正の官に成りたる人は直垂の紋に蝶鳩（テウコとよむ）を付くといへり室町記宗五大雙紙等に見えたり天正十四年の寫本の節用集にも四判官（佐々木、赤松、中條、小原）紋何れも蝶鳩なりとあり又長谷川宗仁聞書（弓馬の聞書なり）に蝶鳩の鳩はつばめにてはなしといへり此の說に依りて考ふるに蝶鳩と云ふ紋は今世に云ふ所の蝶鳥と云ふ紋なり其の鳥の形つばめに似たる故つばめにてはなしと斷りたるなり鳩の字鷓鳩（シャコトヨム）と連ね用ふる字にて唐鳥の名なり何の故に依りて彈正判官になりたる人蝶鳩の紋を付くるや詳ならず裝束の諸抄にも其の事見えず京都將軍の時の武士は武家に在りながら官に依りて禁中の役を勤むる事もあり彈正判官などは禁中の役を勤めしなれば蝶鳩の役も私の好に付けしにはあるべからず必ず其の故ありし事なるべけれども詳ならず蝶と鳩と一具につ

がひたる事も如何なる故か是も不詳

氣色並目　古書に氣色す氣色を伺ふ氣色に隨ふなどゝいふ事あり氣色とは人を使ふに言語せずして顏を以てつかふを云ひ或は目つかひし或はかへり見或はうなづき或は願をサシムケなどして意をしらせ使ふを云ふなり又目すりと云ふは目づかひにて意をしらするを云ふなり又天機を伺ふと云ふは天子の御氣色を伺ふを云ふなり天機を天氣と書きたる事もあり理は通ずれども天機と書くにはしかず天は天子を貴ぶ詞なり

挿頭花　建武年中行事（八幡臨時祭）にかざしは巾子のまへあげ絹のちがひたる所を見てさすゝきなければたゞとらず手づからさゝしむあげをのさきにさすはひが事なんめり云云

サスと云ふ字　西をさして行く又人をさすなどは指の字なり（ユビサスの義なり）使をさす夫役にさゝるゝなどは差の字なり（ツカハスの義なり）矢を腰にさす刀をさす笄をさす楯をさすわきざし扇をさすなどは挿の字なり（サシハサムの義なり）串をさすさしこむさしころすなどは刺の字なり（ツキトホスの義なり）盃を人にさすと云ふは擬の字なりさしあひさしつかひなどのさしは障の字なり（サヽユルの義なり）さしこすさしこゆるさしまたくなどのさしは差の字にて只詞なり月日の影さすは映の字なり傘をさすは捧の字なり捧はサシアグルなり如斯差別あれども常の俗用には差の字にても指の字にても俗に從ひて用ふべし本字をば知り置くべし

御引直衣　主上の御服を云ふなり御直衣（姫下の如し）に紅の張袴（女房の袴のごとし）をめすを御引直衣とも御下直衣とも云ふ三條裝束抄幷に三光院內府記等にも見えたり傍抄にも有りしと覺ゆ

薄色濃打　裝束の色に薄色と云ふは緋紫經白を以て織りたるをいふ其の色ウス紫なり又濃打と云ふは蘇芳

染を黄濃くして黒く成りたるを砧にて打ちたるを云ふ其の色黒し今は蘇芳を用ひずして黒染にするなり

丈の字　尺丈の丈もとは點なし俗書は點あり點なければ文書の文の字に紛る、故點を加ふるなり珠玉の玉の字本は點なし一畫正中にあり帝王の王の字は中一畫上の畫に近し王（珠玉のキョク）王（帝王のワウ）如斯紛れ安き故珠玉の玉には俗に點を加へて分つなり是同例なり此の類猶あるべし

惣の字　總の俗書なりまを生となし囪を勿となし心を下に大に書きたるなり

蠟燭　太平記卷四俊明極參內の條に夜中に蠟燭を傳へて禪師被二參內一云云（右忠寄考なり）蠟燭の名和名抄にあり令義解主殿寮に油火爲レ燈蠟火爲レ燭とあるの義解なり（ロウソク上古より用ふるを知るべし）

印花布光輝　柿澁をラン引にて蒸し其の清液清澄になるを取りて阿蘭陀の印花布に引くなり故に光輝ありと忠寄の談なり阿蘭陀の彩畫に光輝あるも是なるべし試み用ふべし

帛御裝束　建武年中行事（六月十一日御神事）いぬのはじめ出御はくの御裝束をたてまつる內藏寮てうず又はすゞし冬はねり云々

安齋隨筆卷之十五

琉球人稱二日本一　薩摩人北郷氏丹生氏共に談じて曰く琉球人日本國を稱してヤマトと云ふと貞丈云く我が國の名を常の詞にヤマトと稱せしは我が國に於ては至りて上古の詞なり後代ニッポンと稱せり然るに今琉球にてヤマトと稱せるは薩摩より彼の國を征伐せしより以來の詞にてはなく上古より彼の國に云ひ傳へたる詞なるべし彦火々出見尊の鹽土翁の導に從ひて海宮に入りませしと云ふは琉球へ渡り給ひしを云ふなるべし日本紀の一書に木花開那姫の火明命火酢芹命火々出見尊等を産み給ひし時竹刀（アヲヒエと云ふ）を以て其の兒の臍帶をきり其の竹刀を棄てし處竹林になる彼所を名付けて竹屋と云ふ（竹屋は今薩摩の阿多郡鹿屋天日向の肝付郡鹿屋と云ふ所なり）又火々出見尊崩じ給ひて日向の高屋の山上の陵に葬りまつる又瓊々杵尊日向襲之高千穗槵日の二上峰に至るなど、あるはみな今の日向國の地名なり日向より琉球は向崎の國なれば出見尊の海宮に到りませしと云ふは琉球の事なるべし其の時代より日本に通じ始めて神武天皇大和に都し給ひし以來我が國をヤマトと云ふを聞き傳へて彼の國人もヤマトと稱したりしを改めずして今に至るまでヤマトと云ひ習はせるなるべし

帛御裝束　建武年中行事（六月十一日御神事）其の後（御湯の後なり）帛の御裝束をめす內藏寮のたてまつるをぬがせ給へれば又綾殿寮の奉れるをうるはしき齋服にはたてまつるなり（是は冬もすゞしなり）

御幘　（右の文の次）內藏寮の奉れる御幘を御冠の巾子の根にむすぶかたかぎなり御腰の下よりまへに引き

まはすなり御冠無文御帶無文の巡方とり〳〵御用意あるなり○江次第曰童帝無二供膳之儀一

あまの羽衣　同書（同條）御船に御ゆかたびらをいふなり）舟の中にぬぎ捨て更に又内藏寮の御ゆかたびらをめしてあがらせ給ふ

明衣　（アカルと云ふ）今支（イマキとよむ）同書（同條）頭もしは五位の藏人の中是も山蔭の末御湯殿に參るうへのきぬぬぎてうへに明衣をきたり○同じ事を雲閣諸役抄には各着二今支一とあり明衣も今支も同じ事なり今支或は今木とも云ふ（東鑑にも今木とあり）禁秘抄紫式部日記榮花物語侍中群要等には湯巻とあり皆同物なり御湯殿に奉仕する人のうへに着るものなり男女ともに同じ湯巻の事別書に委しく記すイマキユマキ音相通なり

タテマツルと云ふ詞二　貴人へ物を進獻するなどを奉るといふサヽグル事なり是一つ又衣服を着用する事を奉ると云ふ伊勢物語の歌に

是やこの天の羽衣うべしこそ君がみけしとたてまつりけれ

とあり此の外源氏物語其の外古書に衣服着用の事をたてまつるとあり其の例多くあげ盡しがたし是二つなり

拔簀　伊勢物語に昔男女のもとに一夜いきて又もいかずなりにければ女の手あらふ處にぬきすをうちやりてたらひのかげに見えけるをみづから

吾ばかり物思ふ人は又もあらじと思へば水の下にも有りけり

ぬきすと云ふ物はちひさき籠をたらひの上にうちおほひて手水をかくるなり如斯すればはんざうにて水をそゝぐとき水飛びちらずぬきすよりもれて下へ水ぬくるなり古へのぬきすは如何ありけん不知近ごろ桃園院大嘗會の時用ひられしぬき簀を見しに竹を丸く削り八十五本ならべて白き緒糸四筋を以て五所あみたり竹の長さ一尺四寸五分ふとさ經り一分半なり

このぬき簀を角たらひの上に打ちおほふなり古は角たらひの角を手洗ふ人の方に向けて置くなり角にて裝束の袖をおさへる爲なり○扱簀のたてやう手洗ふ人の方をばたらひのふちにかけて一方をばたらひの內へ落し入るなり是古風なり水の向へ流る、爲なり今は角たらひの角を横にして簀も横にして兩端ともにたらひのふちにかけて置くなり古風は用方を專とす今風は見體に拘る故違ふなり又云ふ古へのたらひは曲物にて角を付けたり

主上着御、指貫幷沓　建武年中行事に云くその日五節舞姫まゐる（中略）主上御なほし御指貫にて御沓をめさる事は此の外はなし但し御鞠の時は帳臺の試にめさるなり○貞丈云く常には紅の引袴をめすなり（女の袴に同じ）されば御沓はめさず長袴なるゆゑなり御束帶御禮服には御沓めすなり（又大槐秘抄に委し）

刀のゑみ　奈佐氏問ふ衣笠內大臣「何事を思ひけりともしられしなゑみのうちにもかたなやはなき」權僧正公朝「手にとれば人をさすてふいかゞりのゑみのうちなる刀おそろし」とあり刀のゑみと云ふはいかに答へて曰く人のゑむ時は口びる開くるものなりされば武藏鐙の鳩むねの中高く左右ひきく其の外又高くあるに其のひきくして又高くなるをゑみと云ふなり是をおして思ふに刀のゑみと云ふは刀の樋の事なるべし

押出し　建武年中行事（加茂臨時祭）中宮のぼらせ給へばうへの御局のおし出しひるのまゝなり○貞丈云ふ押出しとは晴れなる日女房の座席の簾の下より女房の多くゐこぼれたる時の女房の衣のつまをおし出して外へ見ゆる樣に置くなり着たる衣には非ず別の衣なり車の時は出衣と云ふ（押出の事桃花藥葉に見ゆ）

差几帳　右同書（十二月內侍所御神樂）內侍所の御神樂主上行幸あり先典侍掌侍まゐるすけは童二人に几丁をさゝせたり○貞丈云ふさし几丁は女房の行く時左右に童女を立てゝ几帳をさゝげもたせて几帳にて顏をかくして行くなり歩障の類なり

吉の字　萬葉集には吉の字の訓をエの假字に用ひたり日吉はヒエとよむなりヒヨシとよむは俗なり住吉はスミノエとよむなりスミヨシは俗なり年々のエホウは吉方（エホウ）なり

折松　建武年中行事（十二月御佛名）出居の前に火櫃にをり松せさす女孺是れをつとむ○貞丈云ふ松を折りくべて燒火をするなり寒を防ぐなり

衣はこのふた　同書（同條）かつげわたの事あり衣ばこのふたに綿を入れてすの子の北の方に內侍の簾下といひてみすをかけて出だす藏人御導師の肩にかつぐるなり○貞丈云ふ衣箱は衣服を納る、箱なり箱のふたに物をするて出だすなり後代はふたばかり別に作りてひろふたと號して用ふ

穗觸　（クシブル山の名なり）又穗日（クシヒ同山の名）日本紀神代卷穗觸を一書には穗日とあり共に日向國高千穗の峯なりクシビと云ふはクシブリの約語なりフリ切音ヒとなるなりフリをフルと云ふは音相通なりクシフルはクシビの延語なり

さう〳〵し　凡そ古き物語の草紙かな本にさびしき事をさう〳〵しといへる詞あり抄物等にも文字をうめずさう〳〵しは蕭條の字音を轉じたるなり又は蕭々の字音なるべし蕭條亦蕭々盖しさびしきなり又今の俗語にさわがしき事をさう〳〵しと云ふは躁々又騷々なり二字共にサワカシとよむ

韓紅　カラクレナヰと云ふは韓國より渡りたる紅染の絹帛の事と思はるれどもさに非ず此方にて染むるなり延喜式縫殿寮式に韓紅の染式の分量見えたり韓をもつて稱するは其の色の美なるをほめて此の國の物とは見えずと云ふ意なるべし古今集在原業平朝臣の歌「上略からくれなゐに水くゝるとは」此の歌紅葉を韓紅とよめり其の色にて可考

湯桶讀　湯は訓にてゆとよみ桶は音にてとうとよむ如斯音訓を交へてよむべからず凡て是を湯桶よみと云ひて儒者などは甚だ笑ふ事なり儒書をよむには湯桶よみは笑ふべき事なれども我が國上古よりいひ馴れたる詞には湯桶よみ多くしてそれを云ひ違へざるを古實の習事とする故東山左大臣實照公名目抄を撰び置き給へり湯桶讀も讀法の一つなり儒者をまねて笑ふ事なかれ今世の儒者は偏に漢土を貴びて吾が國を賤しめ我が國の風俗をみな漢土の風俗に變じ改めん事を欲するは國體をしらざる鼻先智慧なり聖道の實をしらざるなり

冠額　厚額薄額半額今世群ならず今は薄額を用ふる事なり古畫を見るに

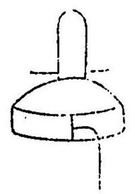

此處高きあり是厚額か同じく低き有り今の薄額の體なり厚額半額薄額ともに鳥羽院以來冠を紙にて張扱にしたる時より此の差別も出來たるなるべし

阿彌陀經語の誤　經に曰く彼佛之國常作二天樂一黄二金銀地一無二晝夜六時一而雨二曼雜華（フラスマンダラゲヂ）一云云この晝夜の二字釋迦の口より所出歟抑又彼の經を翻譯せし鳩摩羅什が誤り歟晝夜の變易ある國ならば萬物萬事變易して盛衰榮枯あるべし然らば此の娑婆世界にも異ならざる國なり何ぞ極樂國と謂はんや凡そ晝夜四時事物變易なきを極樂國と云ふべし此事無用の辯なれども彼の經をみて其の僞言の拙きを笑ひて記すなり

唐花唐鳥の文　物の文樣に奇花を畫きて唐花と號し異鳥を畫きて唐鳥と云ふ然れども唐に其の畫の如くなる花鳥はなし其のカラと云ふは唐にあらず空の字なるべし（貝殼卵殼皆空なるをいふ）空の字カラとよむ器物の內に物を納めざるをカラモノと云ふは空物なりかの花鳥はなき物なるを形を作りて畫くゆゑ空花空鳥と云ふなり又唐草も前に記す如く唐の草にはあらず是はカラミ草の略語なり又空草といはむも理にそむかじ

妄作太刀　糸にても革にても太刀の柄卷を鞘の口より二の足のはづれまで柄の如く卷くを渡り卷と云ふこの太刀を卷太刀と號して武士鎧の上に佩ぶる太刀にて古より定まれる制なり總て公家の衆裝束の上に佩る、太刀は何太刀にても柄卷かず渡り卷もなし是又古より定まれる例なり然るに今天明二年壬寅四月將軍家若君（家齊公）御元服御官位任叙の事に就きて勅使院使等江戸へ參向ありき其の公家衆みな太刀を倍從にもたしめらるその太刀の制いづれも皆糸を以て柄を卷き渡り卷をばせざる太刀なりと精しく見たる者予にかたりき其の太刀の制柄をば卷きて渡り卷なければ武家にも非ず朝廷の制に如此の太刀は曾てなきものなり是妄作の太刀なりせめて太刀の類は故實を尋ねて本法を以て制法せられよかし今は公家にも古實しりたる人なしと見ゆ

衾の宣旨　源平盛衰記卷卅に（廿丁ウラ）云く白井法橋幸明と云ふ惡僧ありて衾の宣旨を深りて山門には安堵しがたしとて當山千佾供の料所胡桃の庄に忍び居たり云云この衾の宣旨の事或說に冬夜禁中夜居の僧を憐み給ひて衾を賜はる宣旨なりと云ふは妄說なり信ずべからず此の宣旨の事を橘嘉樹が滋井公愚卿へ問ひ申しければ綸旨抄を手づから抄寫して給はりたりし如ㇾ左

綸旨抄衾宣旨事

乾元元年十二月七日　宣旨

延曆寺住侶賴存猥荘二本社祭禮一奉ㇾ射二大宮神輿一科條不ㇾ輕罪責有ㇾ重歟二仰門主一雖ㇾ召二其身一忽二諸　朝威一剩構二虛病一勤之舊規一先儒未難擯後訪之事左史未ㇾ記早仰二檢非違使幷武略張等一宜二搦進一

乾元元年十二月七日　宣旨

延曆寺住侶辨豪猥荘二本社祭禮一奉ㇾ射二大宮神輿一爲二其罪一雖ㇾ召二其身一擲二止觀稽古之業一既有二叡山逐電之聞一早仰二五幾七道諸國邊山一宜ㇾ搦二進其身一縱倒二跡台嶽外一誰家全ㇾ命縱隱二形於率土之中一何處容ㇾ身緯因綸綍敢莫二怠慢一

藏人右京權太夫平仲高奉

右橘嘉樹が藏本を寫す本書字體行草相交疑字如ㇾ本寫之今按に衾の宣旨と云ふ名目國史令式等に未ㇾ及ㇾ見蓋中世の俗稱歟僧のみにかぎらず俗人にても稱するか衾は被りて身を覆ふものなる故罪ある者を刑せんが爲に上より罪人を被ひ給ふをもつて衾とは云ふか今俗に天のあみがかゝると云ふ如くの意か未詳

片衣　きぬかつぎの日記に爲遠朝臣直衣に紅の片衣をきるとあり其の下の文に爲遠直衣紅帷とあり然れば片衣の二字カタビラとよむべし外の書に帷をカタギヌと書きたる例を覺えず故に是を記し置くなり片衣をカタキヌとよまば大に誤なるべし○カタビラと云ふは總じて單にて裏なき物を稱する總名なり裏なく片方にてヒラメク故カタビラと云ふなり絹は平絹のかたびらなり麻の單は麻のかたびらなり

押紙掛紙　古書に押紙とあるは紙を切りて何にても書きて本書に糊にてはり付けておくを云ふ掛紙とは常の狀にても文書にても卷きたる上を別の紙にて包むを云ふ包紙なり表卷と云ふ

裏書　古書に裏書と云ふ事あり古書は鳥の子紙の卷物に書く依りて表の本文に漏れたる事或は拠物などを卷物裏の方に書くといふなり

大明神　悲華經に曰く我滅度後於二惡世中一現二大明神一廣度二衆生一○大明神の號佛經より出でたり○文德實錄卷三文德天皇仁壽元年六月甲寅詔以二近江國散久雜度神一列二於明神一云云此の文を見れば以前より明神の號あり來りし故列二於明神一と云ふ事もありしなるべし然れども前々の國史には見えず延喜式神名帳に名神と云ふ稱あり又公式令の詔書式の發言に明神御宇とあり（アカラカミトアメノシタシロシメスとよむ）

續日本紀の宣命には顯神とあり明神と同じ總じて大事の宣命には明神御宇の詞を發言とせり帝德の清明神聖なるを自贊し給ふには非ず清明神聖ならむ事を欲し恭敬して宇內を統御し給ふ意なるべしされば○アカラカミトアメノシタシロシメス云云との助語あり是れは大明神とは異なり

通天文者　三代實錄卷十八清和天皇貞觀十二年十二月廿五日壬寅制に云く又聽二六位已下着一鳥犀帶一但通天文者不レ在二聽限一○是を俗本に天文に通ずる者有らばと訓點したるは大誤なり　如斯にては義を害するなり通天の文有る者とよむべし通天とは犀角の文の名なり委しく本草綱目に見えたり

人始　天地開けし時國常立尊始めて唯一人出で給ひて外に人はなかりしと思ふは愚なり其の時天地の間に一度に男女幾百萬人生れ出でたらんも知らずたとへばもの腐れて蛆の出で生ずるが如し其の蛆幾百萬も一度に出で生ずるが如くなるべし人の始は一度に男女幾百萬人出生したる中にも國常立尊は才智大に秀で聰明叡智にて人事生業の營みに曉くして近き人には其の營みを敎へ遠き人は見習ひて其の德澤を蒙りし故自然に國常立尊を崇敬し諸人の爲に推し擧げられて人の上に立ち給ひしなるべし其の功の大なる故に其の名高かりしに依りて其れを語り傳へ聞き傳へ末世に至るまで其の名聞えたり然れば古史に國常立尊一人の名のみ記して名の聞えざる常人をば記さゞるなるべし夫より以後の神も皆此の趣なるべし推して可レ考俗傳に國常立尊より以下諸柱の二神の前の神までを無形とし五行の異名の如く云ふは日本紀古事記を會得せず理說を以て作りたるなり亦諸柱の二尊に至りて男女ありと思ふも愚なり蛆の出生する如く幾百萬人も一度に出生するなれば國常立尊の時男も女も出生したるなれども女には名高き者なかりし故語り傳へず伊弉册尊は女なれども聰明賢才ありて伊弉諾尊と共に大八洲を經營し夫尊を補佐し給ふなどの事なる故女なれども其の名高く末世に傳はりて其の時始めて女出生したるには非ざるべし凡天下の人多き中に名も聞えざる常人は今の世に至りて其の名を知る者なきが如し

生飯　生飯或は俗に散飯と書く是をサバと云ふなり是れ佛家にてする事なり僧徒の飯を食する時この生飯を取りて別器に置きて咒文を唱へて訶利帝（カリテイ）（天竺にて食物を作り始めたる人とかやいふ）に供へ祭る是れ佛家の習俗なり然るに吾が朝廷御飯に生飯を置く事あり是れ代々天子佛法を崇敬し給ふ故佛家の習俗の移りたるなり（生飯の事禁秘抄に見ゆ）又神供の御飯にも生飯

をおく事あり是れも行基弘法傳教慈覺智證等の僧本なり聖跡の說を造り出だしてより神佛混雜する事盛に行はる、故佛家の習俗いつとなく神社へも移りたるなり（齋宮神供生飯の事左經記に見えたり）是のみならず神社に佛家の習俗交りたる事あれども神職等も心つかず知らぬ事あり

舊事紀　尾張國東照宮の神主吉見左京太夫源幸和朝臣（從四位下なり）は博覽豪傑にして國學辨疑五部書の說辨其の外神道の書著述數篇多しみな俗傳の差誤を辨明せり然るに其の篇書に舊事本紀を引きて證據とせる事多し舊事紀は古き僞書なり明眼の吉見氏舊事紀を用ふる事不審なり或說に舊事紀正しき古書なれども聖德太子馬子宿禰の薨後の事を後人加筆せし故僞書の如くみゆ加筆を捨てて正文を用ふべしといへり吉見氏も又この說の如くなる見識か然れども舊事紀に太子馬子の薨後の事を載せたる外に僞書の證多くみゆ其の證は恐遖の舊事紀剞僞等委しく記したれば今茲之且舊事紀に載する所の神名日本紀古事記にも見えざる者甚多し是れ又怪しむべきの一つなり彼の舊事紀は古き僞書なる故古きをもつて惑ひて古今の學者引用したれども予は信用せず

小口袴　大槐秘抄に云く君は五節の參りの夜ならぬかぎりはおほんさしぬきたてまつる事候はず昔はめしけるにて候なり今は大かたさる事候はず御まりあそばす時はこぐちの御はかまと申ものをめしてあそばすに候こぐちの御はかまはこあふのあやの紅の御はかまにくゝりをさゝれたるに候○侍中群要云小口御袴如二指貫一者紅深綾也或入綿○紫式部日記にいはくうへは御なほしこぐちたてまつり云云壺井義知の註に曰く御直衣は御引直衣なり小口は紅の小口の袴なり　○西宮記に云く小口袴冬時主上着レ之染紅入綿或は打之○桃花藥葉に云く小口御袴紅梅顏濃色指レ据如二指貫一冬練夏生

神名稱命稱尊　神名を某の命某の尊と稱せり命も尊もミコトとよむなりミコトは御事なりミコトと云ふは神を貴び敬ひて云ふ詞なり今世の詞にて御方と云ふが如く又某殿と云ふが如しされば神自身に我が名にミコトを付けては稱じ給ふべからず日本紀古事記などは後世の人上世の神の事を記すゆゑ悉く命の字尊の字を付けて書きたるなり日本紀に君神には尊の字を用ひ臣神には命の字を付けて其の差別をなせり古事記には其の差別なしみな命の字を用ひたり是れは記者の心まかせにするなり神代には文字なければ文字の事は曾て沙汰なし近代神道者の中に自身吾が神名を付けて內々にて某の命と號する者もありと聞き及べり神にしたらば大に恐鈍なる神なるべし誰か貴ぶ者あらむ大タヾグノ命などゝも名のれかし天の逆矛を天のシヤチホコと云ひかねまじきものなり又近世神道者の死にたるを其の門人其の死人を神にするとて社を立てて祭る事あり其の社を某の靈神と稱す靈社號を贈る事國史古書に見及ばざる事なり神にすると云ふは佛法にて死人を佛にすると云ふをうらやみてまねをする歟後代に及びたらば儒者の死にたるを聖人にすると云ふ事も出來まじきものにも非ず醫者の死にたるを神農にする歟

練薄物　西三條裝束抄（小直衣の事）練の薄物とは堅は生絲は練織やうは殺の如くもとりて織るなり○貞丈按に練の薄物とある練の字の下に絣の字脫したるなり練絣の薄物なり又本文堅の字を經の字とすべし（又按にチリヌキノウスモノヲ練の薄物と云ふ事は異語なり）

武士武家　武士と云ふは朝廷武官の人の總稱にて上古の書にも武士と云ふ名目あり武家と云ふは鎌倉頼朝將軍以來の事にて上古の書には武家と云ふ名目なし近世板行の俗書に多田滿仲義家頼政等の事を武家と書きたるあり誤りなり皆武士と云ふべし又或書に頼朝以來の事を云ふとて武家の世となりてと書けり是れ誤なり武家より天下の政をば出せども王位を奪はずされば武家の世になりてとは云ふべからず武家の政になりてと云ふべ

し

散し物　凡そ諸の調度に打ちたる金物に散し物といふ事古書に見えたり桃華薬葉車の簾廂車の章に散物とはメッキをさしたる金物を云ふなりとあり（又古書に金物を云ふに塗物とあるも散物に同じ）

烏帽子の眉　烏帽子の前正面に内よりおし出して大に尖りたる處あり此の尖りたるヒダの下に少し押し出たるヒダを眉と云ふ左にあるを左の眉又左り上りとも云ふ右にめるを右の眉と云ひ又右上りとも云ふ兩方にあるを諸眉と云ひ又諸額とも諸上りとも云ふ諸眉の小さきは小諸眉と云ふなり野宮定基卿の新井筑後守君美が問答に左眉右眉諸眉などの名目舊記に不レ及レ見左上り右上り諸額と云ふ事は一條家抄故實諸譚に見えたる由宣ひき○貞丈按に野宮殿の誤りなり西三條裝束抄に左眉右眉諸眉小諸眉の名見えたり彼の抄は逍遙院は三光院の作なり逍遙院は三光院の祖父なり時代遠からず然れば眉と云ひ額と云ひ上りと云ふ此の三つの通稱にて新古差別なき事としるべし○又云く烏帽子眉もサビも烏羽院衣文を始め給ひし以來紙を以て張拔にして作るより如此事なりそれより以前紗絹などを漆塗して用ひし頃がサビも眉もなかりしなり

野摺　新野問答野宮定基卿曰貴布摺レ柏稱二之野摺一由見二永治宇治左府記一云云○貞丈云く是は褐衣の文の名なり隨身の着る服なり

大口の袴　今世猿樂の業能をする時着する大口の袴を高倉山科などの衣文師などは今堂上にて用ひられたる袴なる故猿樂の私に作り出づる物のやうに心得ていやしむる輩もあれども夫は古實を知らぬゆゑなり京都將軍家の頃の記錄をみるに大口を將軍家も諸侍も直垂の袴の下に重ねて着たるなり亦大口ばかり着る事もありし平家物語盛衰記などにも見えたり清少納言枕草紙におほくちながさよりくちひろければはかまいとあしきなりといへる是れなり大口の袴うしろの方大にはり出でも、たちの所大に口明く故大口とは名付けたるなり今時束帶の時衣の袴の下に重ねて着る赤大口は着したる體大口と名付けたるには違ひて口大に明く事なし是は昔は別の名ありしを唱へ違へて今赤大口と云ふなるべし是はさし貫の下に重ねて着る下袴と云ふ袴にして似たるものなり下袴は白きを用ふるなり下袴と赤大口とは少々かはりたれども昔は一つものにて赤き下袴なりけんもしらず又小口の袴と云ふもあり前に記しぬ大口に對して小口と云ふなるべし裝束の事もすべて鳥羽院の衣文を始め給ひしより一變して又世々を歷るに隨ひて違ひたる事有り又云く嶺世機神皇正統記などを考ふるに鳥羽院と有仁左大臣とは美男にて好色にふけり給ひければかたちつくりよそほひ給はんために兩人仰せ合されて衣文といふ事を始め給へるなりされば大口の袴着たるかたち尻のほどなどさし出て見ぐるしなど云ふ事にて大口めす事はすたれたるを武士などは捨てずして着用せし故武士猿樂などのみの服のやうに成りしなるべし昔は公家にも大口用ひられし事は枕草紙に見えたり是にておしはかるべし

鮑貝佛像現　池上本門寺の僧來りて談話の序手に本門寺に鮑貝に南無妙法蓮華經の文字現れたるあり貴き事なりと云ふ予聞きてそれは細工物なり予作りて見すべしとて作り燒きて他日僧來りし時見せたり其の制作鮑貝に佛像にても佛名にても生漆（セシメウルシ）を以て書きて鮑の穴を蠟を以てふさぎ漆を能々からして酢を十分に入れて廿日ほど置きてさて酢を入れてあるを捨て、砂を以て能く磨けば漆の付きたる所高く現はる、なり是れ無益の戲なれども如斯事も知りおけば僧などにたぶらかさる、事なし奇妙不思議は皆作事なり

武家記錄　昔の武士多くは學文なき故武家の事記し置きたる書少し然れども文才を生れ得たる人も在りて

學文有りしに依りて書籍を著したるもあり其の書は古き武家の家にも傳はり他家にも傳へ寫したる本世にあれども甚だ少し古の實錄なれば考證に備ふべし今世小笠原流と稱して武家の禮式を敎ふる者あり往年浪人水島傳左衞門と云ふもの後剃髮してト也と云ふ此の者彼の小笠原流を弘め敎へたりしが彼のト也淺智なるものにて樣々古實なき造り事を書きて傳書とし世に弘まれり僞說妄作甚だ多き故識者は彼の書を甚だ賤しめて武家の記錄は皆此の類にてとるに足らずとして古き武家の實錄をも一樣に心得て見るものともせず歎くべき事なり公家古實を學ぶ者は彌武家の書を賤しむる事甚し公家の書にて絕えたる事知れざる事の武家の古書にて知らるゝ事有れども偏見にて益を得ざる人有り可惜哉彼のト也が僞作妄說の上に其の徒年々猶又僞作妄說を增補して其の說盛に行はる諺に目クラ千人目アキ千人と云ふは昔の事歟今は目クラ千人目アキ一人あるかなしかなり他國の事は知らず江戶は延享の頃より文學廢れて行はれず貴賤暗愚貪慾になれり

竹刀　小兒產生の時竹刀を以て臍帶をきる事（ホソノヲを切るまねをするなり今はきると云ふを忌みてツグと云ふ）神代よりの習俗なり日本紀の一書木花開耶姬の兒を產み給ひし時臍帶を裁ちし竹を捨てし所竹村となる彼の地を號して竹屋と云ふと見えたり日本紀に竹刀アヲヒエと云ふは古言なり又竹カタナと云ふもよし

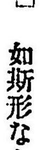

如斯形なり或は　如斯作りてヘラと號するは故實にたがへり

如意助老　如意は脊の痒きをかく物なり俗にいふ孫の手なりこれを助老とも云ふは非なり助老は別のものなり古事談に鳥羽法皇登山御幸の時前唐院寶物御覽の時（中略）今一つは木の十文字に差たる物人不レ知レ之通憲申て云ふ是は助老と申す物なり老僧などのよりかゝる物なり大略脇足體の物に候云云

三位稱卿　續日本紀卷八元正天皇養老五年冬十月癸未大政官處二分唱考一之日三位稱レ卿四位稱レ姓五位先レ名後レ姓自今以後永爲二恒例一○貞丈云く姓は後代に尸の字を用ひ古は姓の字を用ふカバネとよむ朝臣宿禰眞人の類なり名とは名乘なり四位は稱姓とは三位某卿と云ふ如く四位をば某朝臣某眞人と云ふなり五位は先レ名後レ姓と云ふは本文名の字姓の字轉倒歟本文の如くにては四位に同じ五位先レ姓後レ名とありしならむ藤原朝臣名某如斯なるべし又本文四位稱レ姓とあるを名をは不レ稱して唯藤原朝臣など、唱ふる事として見るに考撰の人數多ければそれにては紛るべし前に云ふ如くなるべし五位先レ名後レ姓の名姓の二字上下倒置轉寫の誤りならむ

陵碑　續日本紀卷八元正天皇養老五年十月丁亥太上天皇召二入右大臣從二位長屋王參議從三位藤原朝臣房前一詔曰（中略）朕崩之後宜下於二大和國添上郡藏寶（サホヤマヨラノミチ）山雍良岑一造レ竈火葬莫レ改二他處一謚號稱二其國其郡朝廷馭宇天皇一流中傳後世上（下略）又庚寅太上天皇又詔曰（中略）其轜車靈車駕之具不レ得下刻二鏤金玉一繪中餝丹青上素薄是用卑謙是順仍丘體無レ鑿就レ山作レ竈芟レ棘開レ場即爲二喪處一又其地者皆殖二常葉之樹一即立二刻字之碑一○太上天皇は元明天皇なり其の碑は寫本別にあり

神代之文字　藤原忠寄云く巫覡家に神代の文字なりとて藏むる者あり往古文字渡りし時書を學ぶ事諸國邊鄙は遍からず筆記する事は知れども文字を知らず故に各方圓尖曲等の類の形を作り一己の記付に用ひ畫きしもの、殘り傳はりしを後に神代の文字と誤りいふならむ往年家僕の書を解せざる者右の事をなす者ありき又芝浦の漁人の帳又然りと○貞丈按に蓋し然らんか然るに神祠古家等傳ふるもの竹簡漆書なりと云ふ然らば好事の徒漢土の故事を聞き設けて造りたるなり

日本帝祖爲二吳泰伯一　釋圓月と云ふ者（東海一謳集の作者）日本史を作りて朝に獻ず其の書に吳の泰伯をもつて日本の始祖とす此の故に議ありて行はれずと云ふ事詳に蕉了子が史記抄の跋に見えたり圓月は建武年中

の人蕉了子は文明年中の人なりと井澤長秀が俗說辨にみえたり或儒者の說に晉書に日本の事を記して其國人自謂二泰伯後一と見えたり證とすべしといへり○貞丈云く按に凡そ漢土の書に日本の事を載せたるに大に違ひたる事どもありされば漢土の書に載せたる事は日本の證には用ふべからず日本の國史古記に符合したる事は漢土の書に載する處も信用すべしさもなき事は信用すべからず近世儒士の中に此の日本に生れながら日本を自ら夷狄と稱して甚だ賤しめ漢土をば中華と稱して大に尊敬する不義不禮の國賊あり吳の泰伯を日本の始祖とする說は彼の國賊等が心に適ふ故幸にして其說を主張し牽強附會し潤飾を加へて著述するもの多し秦の徐福が始皇の命を奉じて仙藥を求めむとて船に乘りて行方知れずなりしを歐陽永叔が日本刀の歌に 徐福行時書未レ焚經書百篇今尙存と作りたるを證に取りて徐福日本へ渡來し熊野の神に祭りしと云ふ俗語も又同日の談なり信用する事なかれ

南瓜　カボチヤと云ひ一名ボウフラと云ふカボチヤは其の出處の地名にてボウフラは其の瓜の俗名なるべし遐羅と云ふ國の東南に占臘國あり又眞臘とも書く一名東補寨とも云ふガンボチヤとよむ採覽異言にみえたり此のカボチヤ瓜予が幼少より弱冠の頃享保年中までは市にて賣らず無きが故なり稀に人の園に種うる者もありし長崎などより其の種を傳來せしにや常に見なれざる者なれば毒物ならんかとて食せざる人も有りし元文の頃より所々にてうゑ弘めて今は市に多く賣り夏秋の菜物となれり又薩摩芋も本は琉球國の物にて他國にはなかりし享保の頃上意に百姓の粮食を助くべきものなりとおぼしめし處々にて作るべきよし命せられてより今は諸國に多くなりたり民の食を足らしめ給ふ賢慮可レ貴

文字四聲　梁武帝敬二詳臣一問四聲調子朱异進忽答曰天子萬福（出所を忘れたり）天平子上萬去福入

神籬瑞籬齋籬　神籬ヒモロキとよむ神社のある所の外廻りの垣なり此の垣の中には必ず神社ある故神籬と云ひて神社の事に用ふるなり其の垣は杭を幾つも連ね幷べ立て、杭と杭との間に柱ありて物の漏りて透き通るゆゑヒマモルカキと云ふ事を略してヒモロキと云ふなり（ルとロと音相通）然るに或神道者の說にヒモロキは日守（ヒモルキ）木なり神靈を社に祭りて日の神天照太神の敬を守る事なり人の體にては心に正しきを守るを人身の日守木と云ふなど、例の附會を云ひて心學理學に引き落すなり何ぞ垣壁の雜物の名に至るまで奧深き理をとりて名付くる事あらんや○瑞籬ミヅカキとよむすべて水氣をふくむものはミヅ〳〵しく潤ありてウツクシキ故神の物をば何物にもミヅの何といふはホメ詞なり瑞の字に泥む事なし是も或神道者は萬物の出ては一元水に起るなど、理學に引き落し樣々附會を云ふは聞もうるさし○齋籬はイガキとよむイミガキを略してイガキと云ふイミはモノイミにて穢を忌みて神を畏れ敬ふなりされはイミジキカキと云ふ事なりイガキもヒモロキの事なり凡そ神の事にイミ何と云ふはみな同事なりイミと云ふはうやまひ詞なり（御の字をみとよむもイミの略にて敬ひ詞なり）

古史通　此の書は白石翁（新井筑後守源君美）の撰にて世の學者信用する書なり然れども齋事紀伊勢外宮の五部書等を引用せり彼の書は僞書なり證とするに足らざるものなり故に予は古史通をとらず白石翁漢學に於ては豪傑なれども本朝の事に於ては漢學の片手わざにしたる事故精しからず軍器考も誤りあるは其の故なり

軍器考　是も白石翁の撰なり此の書は恐得隨筆を本基にして自見を加へて潤飾して書きたるものなり表には顯はさざれども武用辨畧も少し摘みとれる所も見ゆ彼の恐得隨筆は白石翁の妻の父朝倉孫右衞門日下部景衡と云ふ者浪客にて樫原流の鎗術を教ふるをもつて業とせり景衡武器の古實を好み古書幷に近代の諸書武器の事を

拔書して十冊とし恐得隨筆と號す予白石の孫新井源太郎邦孝と知音にて彼の隨筆を借り寫して熟覽するに是より軍器考は出でたり彼の隨筆の中に引書の名を書き違ひたる所は軍器考にも同じく書き違ひたり鞍橋鞍瓦の條に敏達紀を推古紀と誤り毛沓の條に餝抄を雲圖抄と誤るが如き兩書相同じ是にて考ふべし是又片手わざなる故精しからざる所あり其の外の誤り所々に見えたり可レ惜可レ惜

俗說辯　細川氏の家臣鐵炮頭伊澤十郎左衛門長秀（號を蟠龍子と云ふ）が撰なり古今の俗說誤り傳ふる事を委しく辯論し和漢の群書を引きて證とす豪傑英才誰か又及ばん然れども舊事紀幷に倭姫命世記已下の伊勢外宮五部の書及び度會家の神書等の僞書を引きて證とせり是其の瑕なり可レ惜可レ惜何書にも一つも誤なきものはなけれど正しき上にも正しく撰ばんと欲してだに不慮の誤ありて人を惑はしむる事有り然るに好みて僞書を作りて人を惑はしめん事を謀るは如何なる意ぞや凡そ博學先生と予が如き淺學小虫と是を比するに鴻鵠と燕雀よりも猶大に違へり然るに彼の先生等の誤りを小生が見出す事のあるは怪しむべきの甚だしきものなり彼の先生等のあやまりあるも怪しむべきの甚しきものなり

日蔭蔓　さきに日蔭蔓をサガリ苔の事なりと書きしは兼良公の說に惑ひて誤まれるなり今發明したる故こゝに記す兼良公の三ヶ重事抄に云く日蔭のかつらと云ふは白き糸をあげまきにして左右八筋或は十二筋など冠の左右の角にまとひて垂るる事あり是は蘿といふ草をば日蔭草と云ふ神代に此の草をかつらにしたる事日本紀に見えたりさがり苔と云ふものなり云云○貞丈按に蘿を日蔭草と云ふは正說なりサガリ苔は別物なり和名抄唐韻云蘿女蘿也註云魯何反日本紀私記云蘿比加介玉篇云蘿盧多切抗レ松而生女蘿也古訓ヒカケ今訓ヲナシカツラ是れ蔓草陰濕を好みて日陰に繁茂す故に松葉の蔭を賴みて延蔓（ハヒコル）なり依之ヒカゲと名づく蔓草なる故日カケカツラとも云ふサガリ苔は深山の松枝に生じて垂れ下る細くして色白青し糸の總を掛るが如し是をサルヲガセと云ふ神代に此の草をかつらにしたる事日本紀にみえたりとあるは誤りなり日本紀に天照太神天の岩窟戸へ入り給ひし時天鈿女命俳優したまふに以二天眞坂樹一爲レ鬘以レ蘿爲二手襁一云云古事記にも天宇受賣命手次繫天香山天日影爲レ鬘天眞折云云古語拾遺にも天鈿女命以二眞坂葛一爲レ鬘以二蘿葛一爲二手襁一云云右三書ともマサカキ（畧してマサキとも云ふ）を以てカツラとしヒカケを以てタスキとするなりとあり日蔭を以てカツラとしたる事なし舊事紀は僞書なれども是も右の三書に同じ冠に結び垂るゝ糸は天鈿女命の古事を學びたるものならばサカキのかつらとこそ云ふべけれ日カケのかつらと云ひては古事に不叶彼の糸をアゲマキに結ぶ事もアケマキの兩方のツナはマサキの葉にカタトルにや何れの世より冠に垂るゝ糸を日カケのかつらとは唱へ誤りけん詳ならず○又按に日本紀に蘿を以てタスキとすとあり自註に蘿此云二比訶礙一とあれば疑もなくヒカゲと云ふは蘿の事也是を捨てゝ他物を求むる事なかれ蘿の蔓はタスキになるべき物なりサガリコケハたすきになるまじき物なりサガリコケを日カゲのかつらなりと云ふ說は冠に結ひたるゝ糸の體サガリ苔に似たるを見て後よりの推量にて云ひ出だせる說なるべし○神事の冠に糸を結び垂るゝはマサキをかつらにしたる體赤紐を肩にかくるはヒカゲをたすきにせし體なるべし

歌題の文字　棣棠花を款冬（ヤマフキ）と書き信鳥を千鳥とかき鷓鴣を鴉（ニホ）と書き燕子花を杜若とかき黃鸝を鶯とかき告天子を雲雀とかき鸂鶒を鴛鴦とかき山茶花を椿とかき楮を梶とかき楝を樗とかき柏を栢と書き柁（舟の具）を梶と書き暴風を嵐とかき牽牛花を槿とかき楊櫨花を卯花とかき機樹を楓と書き瞿麥を撫子とかき芒を薄とかき芭芒を荻とかき蘆を芦とかき天竺花を萩と書き石長生を葱とかき地錦を蔦とかき山煙を霞と書きたる類皆誤り

なれども古より歌に用ひ來たる字なれば其のまゝにして改むべからず假令ば今白きを云ふに黒を用ひ黒きと云ふに白きを用ひ世に弘まりて四五百年も用ひ習へば終に黒の字シロシとよみ白の字クロシとよむに定まるなるべし是れ一人正字を知りて改めんと欲するも天下悉く改むべからず久しく凝り固まりたる事は變せざるなり

青白橡赤白橡　青白の橡一名青色とも云ふ麹塵の事なり天子御袍の色なり赤白橡は赤色とも云ふ太上天皇の御袍の色なり青色赤色ともに禁色なり橡は櫟の實なりツルバミと云ふは鶴好みてこの實を食むと云ふ義なり俗にドングリと云ふ物なり昔この實を搗潰したるを搗橡とて國々より貢せり延喜式にみえたり此の實は黒染に用ふるなり延喜縫殿式に橡染の染種の分量見えたり青白の橡赤白の橡の染式も同じく縫殿式にあれども是には橡を入れて染むるに非ず然るに青白橡赤白橡と名付けし事は如何なる故か知れず壺井義知も不審のよし云へり○貞丈按に青白の橡赤白の橡と云ふ此の橡の字は借訓にて櫟の實にてはあらじ何橡と云ふ色は一色に非ずして他色を雑ねたる色の名と聞ゆ僧尼令義解に木蘭者黄橡なりとあり是れ黄一色に非ず黄に少し赤黒を雑ねたる色なり俗に云ふ梅酢の色なり是らの橡は借訓にてツレバミなるべしツレとは本色に連り交ふる意バミは食むにて本色に含ム他色…の意ケシキバミキバミクロバミなどのバミに同じかるべきにや

烏帽子名所　高倉家門弟橘嘉樹説（尋常に所ノ稱如ノ左古書には所見なし）

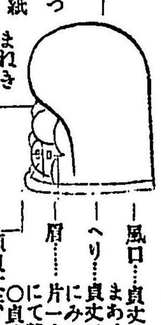

高倉家門弟橘嘉樹説（尋常に所ノ稱如ノ左古書には所見なし）

貞丈云くえぼしの惣體の皺をサビと云ふ

—風口…貞丈云く風口はエボシノ尻の頭よりあまりて後ろへ出てたる所を云ふ下にすきまありて風入るなり
—へり…貞丈云く左眉右眉を左上り右上りとも云ふ諸額を諸上りとも云ふ裝束かれこれにみゆ
—眉……片一方にあるは左眉右眉と云ふ圓の如く兩方にあるは諸眉と云ふ小諸眉名のみにて譬りなし
額貞丈云く○貞丈云くもさゝ小き紋の字なり眉は内より高くさし出すを云ふ
此まはりのくぼみたる所を折くぼと云ふ
—髪
さびは大形にてさびを打つなりエボシノチ、掛緒と云ふ紙捻なり組掛は式の外なり
まれき
纒頭

貞丈云く七十四代鳥羽院衣文と云ふ事を始め給ひてより裝束強くなり冠烏帽子も固くなりたるなり續世繼海人藻芥神皇正統記等に其の事見えたり衣文いまだ始まらざりし昔は冠もえぼしも紗絹に漆ぬりて作りし故柔かなり雨に逢うてひしげたる事清少納言の枕草子に見ゆ茨田の重方が妻の烏帽子越しに髪を捕へし事今昔物語にみえたり柔かなる故頭へシカト引き入れてかぶりしなり折りてかぶれば折りたる所のうごくをひれと云ひたるなり平礎の字なり（ヒラと云ふにレをそへたるなり）後代へイライとよみて衙府長のえぼしに限りて云ふは故實を知らぬ故なり衣文始まりし以後は冠もえぼしも紙にて張りぬきにして固くなりたりむかしの柔かなるえぼしのしめて皺のよりたる體を木形にて打ち出してサビと云ふなり木形にてサビを打つに隨ひて様々のサビを作り出だしたるなり冠もえぼしも頭に引き入れずあやふき故掛緒を用ふるなり烏帽子は頂のうへにたゞのせ置く故えぼしの内に竹の輪などを入れからくりてかぶるなり是をえぼしトゞメと云ふ額世繼に冠烏帽子の尻は雲をうがちたればさらずば（カブリトゞメエボシトゞメセズバト云フなり）落すべしと嘲りたりすべて冠服上古にかはりたる事多し裝束抄と云ふ書多けれどもみな衣文始まりし以來の事を記すものなり其の故實を說く人もみな其の流を逐ふのみにて其の源に溯る事なし源を尋ねざる故詳ならざる事多し

あふひ作の太刀　高館草紙に三尺八寸候ひしあふひ作りの太刀はいてとあり此のあふひ作りの太刀と云ふは太刀の金物に葵をほり物にしたるなるべし吠丸の太刀一名鳴作りと云ふ其の圖を見るに鍔も目貫も其の外の金ものもみな鳴をほり上にしたるなり夫を鳴作りと號す然らば葵作りと云ふも金物に葵をほりしなるべし

よせかけめゆひ　同草子によせかけめゆひのひたゝれとありめゆひと云ふは今世かの子と云ふものなり絹を糸にてくゝり結ひて目の如くなる形を染むる故目結と云ふよせかけては片方高く片方ひきくく物をよせかけ

たる如しよせかけめゆひ諸家紋様と云ふ書に其の紋の繪みえたりたとへば

如斯なり直垂にこの紋をちらして染めたるを云ふなり

やうはいたうりのさうのこて　同草紙にやうはいたうりのさうのこてとあるは楊梅桃李の左右の籠手なり源平盛衰記にやうはいたうりとかざられたると云ふ事ありたゞうるはしきをほめたる詞なり楊梅桃李の四品を籠手の紋にしたるにはあらず

くまの皮のもみたび　同草子に熊の皮のもみたび白かねにてへりかねわたしあくち高にふんこうたりとあり熊の皮のもみたびは則ちつらぬきと云ふ書の事なり柔かなる故もみたびとも俗に云ふなりへりかねは足をふみ入る所の口にへりをとりたるなりあくちはあくとともきびすとも云ふチとトと音相通なりあくちは踵の字なりくびすみこむなり

めてのわいたてをくりの板　同草子にめてのわいたてをくりの板とは脇楯のつぼ板の事なりつぼいたに穴三ッあり其の穴へ緒を貫きてわいたてを骸に結ひ付くるなりをくりは緒繰なりからだに結ひ付くる緒をくる意なり

ながえのてうしもみぢのかはらけ　同草子に長柄の銚子もみぢのかはらけするてとありもみぢの土器とは赤き土器の事なるべし赤き土器は常のかはらけなり白かはらけもある故もみぢの土器と云ひたるなり赤板のはしを紅梅のはしと云ふに同じ意なり

くろがねの厚さ五分にきたはせたる桶川胴　同草子に黒鐵のあつさ五分にきたはせたる桶かは胴と名付けてかたなだまりにきたりける卵の花おどしの鎧ひおどしの鎧胴九二領かさねてざつくときとあり右の桶かは胴は三領の外にて鎧の下に刀どめに着たるなり刀だまりは敵の刀をうくるなりおけかはどうは鐵にて打ちのべにして桶のかはの如くなるなり總じて胴と云ふは胴ばかりにて袖も草摺もなき物なり四枚にして綴りたるを四枚胴と云ひ染皮どんすなどにて包みたるを包胴と云ひ一枚に打ちのべたるを桶かは胴といふ袖も草摺もなきもの故から胴とも云ふ總名をかな胴とも唯胴とも云ふ近世は右の桶かは胴に袖付草摺付けて鎧に用ふる者あり

きよれうしま摺の直垂　同草子にきよれうしま摺の直垂とありきよれうは魚綾と書きて綾の名なり此の事は平義器談に記すしま摺とは島の形なりすはまがたなり洲濱のかたちに草木などあり摺りと云ふは摺文と云ひて木形に紿をほりて絹布をうちおほひて色々のいろにてすりて紿を出だすなりきよれうに島の形をすりたるなり今世島と云ふは筋を幷べたるを云ふ是をばむかしは筋と云ひしなりしまとは云はず島ずりとあるは筋の事には非ず今世筋の事を島と云ふは八丈島なり又は外國より渡り來る絹布の類にすぢを織りたる物多ければ外國の島の紋と云ふ事にて筋を島と云ひならはせるなるべし

白綾の丹衣　同草子に白あやのほろかけてとあり綾はほろにならぬものなり拋じて厚くすき通らぬ物はほろにせぬなり其のわけは保呂をかぶりて矢を防ぐものなり厚くて透とほらねば向ふの方見えず進み行く事ならぬなり綾のほろ錦のほろなど云ふはほろの用ひ方を知らずして書きたるなりほろの用方中頃より絶えし故草紙などの作者心得ずして書きたるなり（鎌滿云く保呂の事貞丈先生はかぶりて敵の矢を防ぐ爲に保呂はかくるなりと云ふ此の説よしやあしや保呂をかぶる事は古書ども共にも見えず松岡行義などもこの説をよしとせざる由に

聞きぬ貞丈先生の家僕の在所にある古書はいかなりけん是は證據とし難くやされば綾のほろも決してなしとはいひがたし貞丈先生はかぶるものと云ふ説を立てん爲にかく古き草紙の詞をも破りたるやうに聞ゆかし猶博達の人に可ㇾ尋

草紙物語　さうしものがたりの類は實錄に非ず唯俗人の耳目を怡ばせんが爲に作りたるあり又其のさうしと云ふ物たゝよみ物に作るあり高館鎌田其の外舞の草子も品々あり古へ舞まひて兒にてえぼし直垂きて舞をまひて世わたりをせし者あり舞まひをよめる歌は甘露寺親長卿の職人盡歌合にありその兒の形を繪かれたるも右の歌合の繪にあり其の繪は土佐光信が畫きしなり草子類には時代相違あり作り名などもあり作り事あり正しからざる物なれども古きものなる故古き事を考ふるたすけになる事もあるなりされば新井筑後守源君美が軍器考にも高たちの草子田村ざうし秀郷ざうしなどを引用せり草紙類はとるべき事あり捨つべき事あり論語の素讀も濟なくよめる位になりたる人ははや草子物がたりなどをばかな草子は用にたゝず俗本は見るに足らずとあなどり手もふれず如斯にては智見の弘くなる事有るべからず書籍はえりきらひなく見るに益あり學者の名高き人に唐の事ばかりしりて我が住國の日本の事をば何も知らぬ人多し是れ和書なりとてあなどり嫌ひ見ぬ物とする故なり隣の家の事を苦勞にして吾が家の事にはかまはざるが如し夫にても才智あると云ふべきや

人のもとへ送る書狀心得　人のもとへ送る書狀をば書終りてのち始より終までよみて文言あしからずや文字書違なきや調べて見るべし或人養子をしたる事を賀して贈り物しける狀に今度御養生御引取被成と書きたり養子を養生と書き違ひたり凶事の狀の如くにていまゝゝしきなり又或人贈り物を得て其の返札に不錢恭奉存候と書きたり不錢を不淺と書き違ひたり人の贈ものを錢にならぬといふは失禮なり又いやしく聞ゆ笑ふべき事なり心を用ふべし

陸奥五十四郡　新安手簡（新井筑後守と水戸の儒臣安積覺兵衞との手簡をあつめたるなり）に曰く陸奥五十四郡の事年頃心に懸り候得共とかく知れ兼候仙臺衆に左樣の事好まれ候人に相尋候得共しれかね候事畢竟皇家全盛の時は一郡を置れ候とも必ず大小領等の官も又任せられ候べき諸所に見る所はみなゝゝ其頃の記載によられ候事に候鎌倉の代陸奥國は武家所領になる後の事には分置の事も出來候にやと存られ候せめて引用にも足るほどの書に五十餘郡と申事も見え候へかしと存候に節用集より外管見もなく何事もしとけなき事の如くに存じなされ候〇又曰く前にも申候歟俗書にて奥州五十四郡と申候事に付て印本の延喜式を見候には所管三十五郡有之候源順和名抄には最初に大沼郡一郡有之候を印本の式には闕候やの樣にみえ候尊藩に御寫本の式可有之候如何に候や奉承知度事に候次に拾芥抄には三十六郡候へ共和名抄とは異同有之節用集に至てはいかにも五十四郡候此節用集の事環翠の作とは申候へ共慥に據も不存候いかゞ候やの事又次に當時は公儀の御帳に五十二郡と載せられ候へども其內白河白川宇多宇多の四郡はいづれも一郡に候を領主のかはり候故に文字或は誤候事もかへられ候事と聞え候へば實に五十郡と見え候平家物語は阿古屋の松の下に出羽みちの國も昔は六十六郡が一國なりしを十二郡をさきわかちて後出羽國とは立てられしと有之候然らば五德冠者の頃には俗間に五十四郡の說有之候事は一定と聞え候然れ共後來までの證に引候はんに平家ものがたり節用集もいかゞにや可有之候もし證にも立可申物に五十四郡と申事しるし置候事御覽候歟此段思召を承度申述候事〇先師申候は若き時東鑑の講をせし人の奥は六郡を一組づゝにせし事なり御館を奥六郡の主といひしも此の故なり昔は六々三十六郡なりしを後に六九五十四郡にわかちて押領したるといひし是ら俗間にいひ習はせる事もあるかと申事有之候其講師の名

髮をそるさよむは惡しきる

も承り候得共久しき事にて色々案じ候得ども存出されず候多年心を懸候て大かた沿革は存あたり候へども建置の年代はとかくにしれ兼候三ヶ條の御尋御垂示に預り候はゞ可爲大幸候（以上新井氏手簡なり）○貞丈云く右に所謂先帥は新井氏の師木下順庵なり安積が返簡は見えず右に引く平家物語は信濃前司行長の作なり行長は後鳥羽院御代の人なり七德の舞を二つ忘れて五德冠者とよばれし人なり然れば陸奥國五十四郡と云ふ事後鳥羽院御代すでに有りし事なり

箋　除目箋と云ふ事あり又籤とも書く或書に云く除目の前に小折紙に任を書き付けてなし置くなり夫をちひさく紙札に寫し箋のさきにまきつけ箱のふたに入れ上くるを執筆卷物に寫し天子に奉るなり扨一人々々の口宣を職事書き出せば內衆の役人印鑰を請けとり殿上の庭に立ちて印を出だすなり箋と云ふ物は木を細く一尺ばかりに四角にしてもとを細くして先をときん形に削るなり則ち紙札とよませたり○除目の書に箋又籤の字あり

燒鯉　新猿樂記に云く七御許は食飲愛酒の女也所ㇾ好何物鶉目之飯蟇眼の粥鯖粉切鰯酢前鯛中骨鯉之丸燒と見えたり俗に鯉を燒きて喰はざる物と云ふ然れども右の文を見れば庖丁家に鯉を丸燒にする事あるなるべし

田舍人の詞　田舍の人の詞に何とギヤアルと云ふは何と御意あると云ふ祠の轉じたるなり又何とオモシヤルと云ふは何と御申しあると云ふ詞の轉じたるなり又何とスベイと云ふは何とすべきなりキとイと音相通なり源氏物語枕草紙にもベイと云ふ詞あり又何とシタツケと云ふは何とシタリキと云ふ詞の轉じたるなりイツタツケと云ふもいひたりきと云ふ詞の轉じたるなり又ウツチヤルと云ふはうちやると云ふ詞の轉じたるなり如斯みな訓轉じていやしく聞ゆるなり

剃髮　古事記垂仁天皇記曰爾其后有豫其情剃ㇾ其髮ㇾ以ㇾ其髮ㇾ覆ㇾ其頭ㇾ（下畧）○貞丈曰く女の髮を剃りて尼となる事は佛法渡りし以來の事なり此の垂仁の后の時はいまだ佛法渡らざる時の事なれば尼となり給ひしに非ず力士か髮をとりて城の外へ引き出したらん事を恐れて髮をきりて頭を覆ひ玉ひしなり此の時すでに髮を剃る事あり

さよむべし此の時かみそり刀はなかりしなり

堅魚木　古事記雄畧天皇記（上畧）有ㇾ上堅魚作舍屋ㇾ云云○貞丈云く堅魚はカツヲ木なり茅葺の屋上の上の棟に木を ╳ 如斯作りて置くを風木（チキ）と云ふ（風をチと云ふは東風をコチと云ひ疾風をハヤチと云ふチとは風なり屋を風に吹き破られざらん爲に置く所なる故チキと云ふ）此の風木の動かぬ爲に木を横にあてゝ風木を助け堅むる木をカツヲ木と云ふなりカツヲ木とはかたむる木と云ふ事なりムルの二言を約むればムとなるムとウと音相通する故カツウ木と云ふウとヲと音相通する故轉じてカツヲ木と云ふ堅魚木鰹木などゝ書きたるは詞に付きてアテ字に書きたるなり風木を千木と書くに同じカツヲ木は堅木と書くべし魚の字を書くに及ばざるなり古事記には堅魚とばかりあり木の字を略したるなり上古には堅魚とばかり云ひしなるべし上古には貴賤の家みな茅葺なり故に風木あり古事記に據ればカツヲ木は天子の御殿ならでは上げざる法と見えたり後代茅葺ならぬ神社に千木鰹木を置くは誤りなり千木鰹木上古には神社に限らざる事なり千木は風木なりと云ふは桂秋齋が發明なりカツヲ木はかたむるなり木と云ふ事は予が考なり

伊勢內宮外宮　古事記（上卷）曰次登由氣神者坐ㇾ外宮之度相ㇾ神者也とみえたり古事記は四十二代元明天皇の御代外宮の名あり外宮の名あれば內宮の名ある事は推して知るべし然れば內宮外宮の名は元明天皇よりも猶先代に始まりしなるべし和事始に內宮外宮と稱する事は村上天皇（六十一代）の御宇祭主公節の時皇太神は奥坐なる故に內宮と號し度會宮は外坐なる故外宮と稱するより始まるとは神名秘書に見えたりとあり○貞丈

云〳〵古事記の文を以て考ふれは神名秘書の說誤なり

秀吉器量　秀吉朝鮮を攻めて彼に大明を攻めとらんと欲したるは器量大なる人なりと云ひて稱美する人多し貞丈云く是れ器量大なるには非ず器量小さくして欲心深く大なる人なり器量と云ふは才智なり秀吉は無學文盲なる人にて惡才邪智あり善才正智なし唯虎狼の如く武威を張りて人を怖畏せしめて國を治めんとすたとひ朝鮮を扱きとりたりとも何の德有りてか其の後を能く治めん況や大明をや治術を知らずして大國を得んことのみを欲す是れ欲心は無ン限廣大にして器量は甚だ小さき人なり

龜卜　三代實錄廿一清和天皇貞觀十三年夏四月廿四日癸亥宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒是雄者壹岐島人也本姓卜部改爲二伊岐一始祖忍見足尼命始自二神代一供二龜卜事一厥後子孫傳習祖業備二於卜部一是雄卜數道尤究二其要一日者之中可レ謂二獨歩一〇貞丈按に右の文始レ自二神代一供二龜卜事一とある龜の字は誤りなるべし神代龜卜はなし古事記日本紀にみえず神代には天香山之眞男鹿の肩を全抜にして天香山之天の波々迦を取りてトなふ是を太占と云ひ古事記にみえたり龜卜は欽明天皇御代以來の事なり欽明天皇廿四年百濟國へ使を遣されし時詔してト書曆本種々の藥物可二付送一と求め玉ひし事日本紀に見えたり然れば龜卜は卜書渡りし以來の事なり神代にはなし

村　農民の住居する所をムラと云ふ人物の平均ならざるをムレと云ふ（ムレと云ふはムラの轉語なり）何れもムラと云ふはムラガルなり（群の字なり）ムラガルは物の多く集まるを云ふなり染めものに村濃と云ふも白地に何色にても一處を濃く染めて又遠く間を置きて濃く染むる幾所も同じ如く染むるなり是も其の色のムラガリて一所に集まりたる意なり村雲村雨なども一所に集まる意なり村雨も間を置きて一度に降り來るなり村千鳥も千鳥の集まり飛ぶをいふみな群る意なり推してしるべし又弓の村コキと云ふも一面不殘削らずして間を置きて所々を削る其のけづり目一處に集まりムラガルなり人の半は正氣半は亂氣なるをむら氣と云ふも正氣と亂氣と間を置きて氣の集まるを云ふなり

けしうはあらじと云ふ詞　古き物語の詞にけしうはあらじと云ふ詞有りけは萬葉に殊異などの字を用ひらる、ありあやしくことなる事なきを云ふなり（雨夜物語だみ詞藤原宇萬伎の說）

やんごとなきと云ふ詞　同物語にやんごとなきと云ふは何事に付けても惱ましき事なき惱事なきを云ふ（同上）

おほときはと云ふ詞　同　おほときは大人（オホト）めきたるなりおほやうなるを云ふ（同上）

をさ〳〵と云ふ詞　同　をさ〳〵といへるは長々と云ふ事にて專らなる意なり（同上）

かたはらいたしと云ふ詞　同　かたはらいたしとは傍ら痛なり俗にそばはづかしきと云ふに同じ（同上）

をこがましと云ふ詞　同　をこがましとはかましは酷にしてヲコは愚なりつゝしむべきをつゝしまぬは愚りなればおろそかなる事に云ひ心を用ふべきをうやまふべきをうやまはぬも愚りなればなめげなる事にもいふ古事記の歌にいやをこにしてとあるは心を用ひずおろかなる意なり（同上）〇尾籠の二字をヲコとよむ（字音にてビロウと云ふは誤りなり尾はヲのカナなり）

似の字　儒書にてノレリと訓みならはせり菅公の須磨日記にいはけなきかんなといふ事をゑんな文字につらねてさへみづからと、こほるべきを鳥の跡のむしえりたるにのりたらんをはしりにきさとありのりたらんは似た

らんなりノりの切ニとなるなりのりを約むればにとなりにをのばせばのりとなるなり古き詞には此の類いくらもあり

小忌　小忌と云ふは服の名に非ず服の名は青摺の衣なり大嘗會などの神事に小忌大忌とてものいみの差別有り大忌は大やうの齋戒なり小忌はきびしき齋戒に預る官人の着る物故小忌の衣と云ふ其のもとを知るべし大忌の人は別にきる服はなし昔は大忌小忌の人トにて定め分けられしとぞ大忌小忌の事は大嘗會便蒙にて考ふべし

欲の字　儒書にてホッスルとよむ本語はホルともホリスルとも云ふ萬葉に見えたりムサボルと云ふもムクホルなりホシキと云ふもホリシキなり

道路里數　撝者御伽雙紙に云く曲尺六尺五寸を一間とし六十間を一丁とし三十六町を一里とす或人云く伊勢道は四十八丁を一里とすと云ひ傳へたり近ごろ一算士の說を聞くに伊勢道四十八丁と云ふは僞なり馬子怨籠かきの頭が爲にする事ある故か、る事をいひなすなり東海道の里程は曲尺六尺を一間とし六十間を一丁とし三十六丁を一里とす伊勢道は只六尺五寸を一間とするのみたがひて餘數は東海道に替る事なしといへり然れば伊勢道は一里六尺間の三十九丁にあたるなり一里にて三丁多し伊勢道の十二里は東海道の十三里に當るなりいかなる故に四十八丁を一里とするぞといへるを考ふるに山田の外宮宇治の內宮の間四十八丁あり是を所の人一里と稱するより起るなるべしといへり又或儒者の云く西國はみな四十八丁を一里とすといへり又延喜式東西兩京の丈尺を記するにもとづきて算ふる時は一丁は四十丈なり若し是を六十間とみれば一間は六尺六寸六分有餘なり一間の尺寸和漢ともにいぶかし（右御伽雙紙は算術士中根保之進法艘所著）

白雉年號　白雉の年號をシラキヾス朱鳥の年號をアカミトリと日本紀に訓を付けたるは後人の所爲なるべし是よりさき大化の年號には訓をつけず訓の付けられぬ故なるべし異朝を學びて年號を建てらるゝうへは年號は字音を用ふべし國訓を不ノ可ノ用歌書の類其の外かなに書きたる古昔にも年號はみな字音を用ひたり近世の歌よみ俳諧師などゝ云ふもの年號を訓にかくは故實をしらぬなり大化の如きをオホバケと云はんは聞きにくし

齊明天皇紀　日本紀齊明天皇紀に曰く元年秋七月己巳朔己卯於二難波朝一甕二北（北は越）蝦夷九十九人東（東は陸奥）蝦夷九十五人一幷設二百濟調使一百五十人仍授二柵養蝦夷九人津刈蝦夷六人冠各二階一云云是は蝦夷國人亂を起したる時召し捕へたる者又自ら歸付したる者三韓の人も所々に配り置きて召し仕はれし事あり日本紀に見えたり

曆術不用新曆作略方　新曆を作る畧方（知曆大概）の事中根保之進法艘が著す所の撝者御伽雙紙に云く九年以前（タトヘバ亥ノ年ノ曆ニハ卯ノ年ヲ用フルソルイなり）の古曆をとり出して其の二月の十五日の支干が則ち當年の正月朔日の干支なりとて古二月の大小を新正月の大小とし古三月の大小を新二月の大小と次第にあつるなり又術に古曆正月朔日の干支を見て其の月大なれば干は五つめ支は九つめになれば干は四つめ支は八つめを新正月の朔日の干支とするなりたとへば古曆正月朔日甲子にて大なれば戊申小なれば丁未と心得べしさて二十四氣はたとへば古曆立春甲午なれば干は三つめ支は七つめの丙子を當年の立春としるべし俱に其の氣の入る時刻は古曆より六七刻先立故古曆午の二刻以前に入るならば一日前をとるべし如此して月の內に中氣なきを閏月と定むるなり亦別に閏月を推す術あり前年の冬至の日數をまつて定法二十九日の內を減じて餘りたとへば四日なれば四月に閏ありと知るなり尤前年の冬至十八日以後ならぬは求むる年同じ〇貞丈云く延享年中予が

同僚蜂屋小十郎源定章（天文算術に通ず）輟耕錄に九年以前の古暦を以て新暦を作る方あり其の事を俗解したりとて一冊の書を見せたりき見たれども今忘れたり今思へば中根が記せし趣を猶委しく記せしならむ乞ひて寫さゞりし事悔やしき事なり

多年數月數日數を連ね求むる事　右同書に云く神武天皇辛酉年正月朔日庚辰に位に即き玉ふ夫より享保十六年辛亥の正月朔日乙丑まで年月日の數を問ふ答へて曰く年數二千三百九十〇月數は二萬九千五百六十一〇日數八十七萬二千九百二十五〇閏月八百八十〇法に曰く前の辛より後の辛までかぞへて十一を得るを十八捨てゝ餘り一を左に置き又前の酉より後の酉までかぞへて十三を得るを右に置き右の數に十二を重ね加ふる事其のハシタ左と同數になるまで加へて（今四度加ふるなり）五十一となるさて神武天皇より太凡二千三四百なる事を前方に覺悟して先六十（甲子一周）づゝ三十九めぐり二千三百四十を加へて二千三百九十一年と知る又月數を考ふるは右年數の內一を減じて定法二百二十五をかけて五十六萬千六百五十となるを十九に割れば二萬九千五百六十（不盡はスツルなり）を得るに一月加へて月數をしる（但し二百二十五トナルトハ一章十九年ニ月數二百三十五アリトスルコト大率不レ差）又日數を知るは月數の內一を減じて定法二十九五三〇六をかけて八十七萬二千九百二十五日（不盡半月以上は一月に數ふ）を得る三日を加へて日數をしるなり〇さて合否を試みるに往古の正月朔日庚辰より後の正月乙丑までの數を前術に隨ひて四十六を得るさて右の八十七萬六千九百二十六を置き六十に滿つるはすて、不盡四十六を得る右と同數なる故合算を知るなり若し否算は是を相減じて餘り（前少く後多きを減とす前多く後少きを加とす）一か二かを得る者は是を以て日數を加減して日數とす又二十九及び其の前後の數を得る者は月數に一月を增損して（增損を定むる事別に前の如くして前年までの日數を求めて其の月數と求むる年月數と相減じ餘り十二を得る者は一月を增し十三を得る者は一月を損ずる所）答る月數とす是をもつて日數を求むる事前に同じ又閏月の數を知るは年數の內一を去り餘りに七をかけて十九にわり不盡は捨て、閏月の數をしるなり（但し前に增損ある者はその增損に從ふ）

神國　鮚餘雜錄に引く卓氏藻林に云く神洲中國之地也爲二赤縣神州一貞丈按ふに赤の字神の字褒美の辭なり吾が國を神國と云ふも褒美の詞ならば是なり神道と云ふ道ある故と云ふは非なり又天神神孫皇位を承け繼ぎて他姓の者奪はざる故と云ふも未レ可なり神國神道と云ふ稱は中古以來いひ出したる歟上古の國史令式等の書に見えず（神道一字出所別に記す）

要害　同書に十集を引きて云く要害子レ我爲レ要子レ敵爲レ害

敗北　同書に十集を引きて云く乘レ勝逐レ北北の字音佩敗なり云云〇貞丈按に補韻會にも蒲昧切音敗なりとあり然れば敗北とつゞきたらば其の音ハイとよむべしハイボクとよむは誤りなりキタとよむには音ホクなり玉篇に必勒切（音ホク）とあり俗說に云く武士は武器の頭を北方へ向けて置かず北に向けて弓射ず北の字ニグルとよむ故忌むといへり北の字ニゲルとの訓なしヤブルゝと云ふ訓を忌むなり中世以來武家の習俗なり

年忌　東鑑安貞二年戊子十二月廿五日故右大臣家十三年御追善なり

詩歌　貞丈曰く唐の詩も吾が國の歌も眞作あり僞作あり眞作と云ふは上古の詩歌なり上古は詩歌ともに師ありて敎ふるに非ず弟子有りて學ぶにあらず喜怒哀樂につけて其の事を心に思ひ其の思ひ滿ち溢れて口よりもれ出づるを詩といひ歌と云ひ人をして感せしめんが爲に作るに非ず唯おのれが情をのべておのれが心をなぐさむるまでの事なり至誠のこゝろより出づる詞なれば求めずして人おのづから感ずるなり其の詞はあやつり飾る事

なく直道に其の時代當世の辭を以て述ぶるなり巧を用ふる事なくしておのづからその時代の治亂盛衰善惡に隨ひて自然に辭は備はるなり故に後世に至りても其の時代の正體氣俗人情明らかに顯れ人をして感歎せしむる事なり僞作と云ふは後代の詩歌なり後代の詩歌は師有りてをしへ弟子有りて學ぶ題詠と云ふ事出來て夏日に冬景を詠じ春日に秋景を詠じ愁なくして愁を詠じ樂なくして樂を詠じ此の席上に坐して遠國他鄉の風景を詠ず先是れ僞なり辭は當時の近き詞を捨て、遠き古への詞を用ふ故に其の辭を作る事を第一とす虛情を逃べ虛辭を以て人を悅ばしめ人にほめらる、事をのみ好む僞を云ふ故僞と聞えざる樣に心を用ひて巧に云ふを善とす其の虛情を巧にして虛辭を飾らんが爲に詩學あり歌學あり是たゞ浮華のもてあそび事にして實用ならず國家の治亂盛衰善惡にかゝる事なし人是をほむるは其の虛を僞りて實のごとくに巧みたるをほむるなり是又浮華の稱譽なり今世は僞を巧に云ふ人をさして詩人歌人と云ふ天子より庶人に至るまで詩歌に僞言を巧にするをもつて譽とする事あやしくいぶかしき事なり詩歌の外の世事に僞言を巧にする者あらば刑戮まぬかるまじきにや

しきしまの道　貞丈云く神國の歌をしきしまの道と云ふ事上古には聞えず後代の詞なり敷島は日本の一名なり道と云ふは天下國家を治むるの道なり天下國家を治むるの道は人倫の道なり人倫の道は聖人の敎法なり應神天皇の御代始めて聖人の道渡り來りて以來代々の天皇聖人の道を敎へて我が國の風俗に隨ひて斟酌して天下國家を治むる法を立て律令格式等を定め給ひしをこそしき島の道とはいふべけれ神武天皇東征を始め代々の天皇天下國家を治むるに心を勞し給へり君臣ともにうか〳〵と歌ばかりよみてゐたればとて治まるべき道理なし

音聲　音聲に律呂と云ふは律は清み升る聲の調子なり呂は重く濁り降る聲の調子なり調子とは聲の色なり男の聲は呂なり女の聲は律なり男の呂の聲の中に又律呂あり女の律の聲の中に又律呂あり凡そ人聲のみならずよろづのなりもの皆律呂あり律にして呂を含み呂にして律を含むあり故に六律六呂あり

192
55

安齋隨筆卷之十五 終
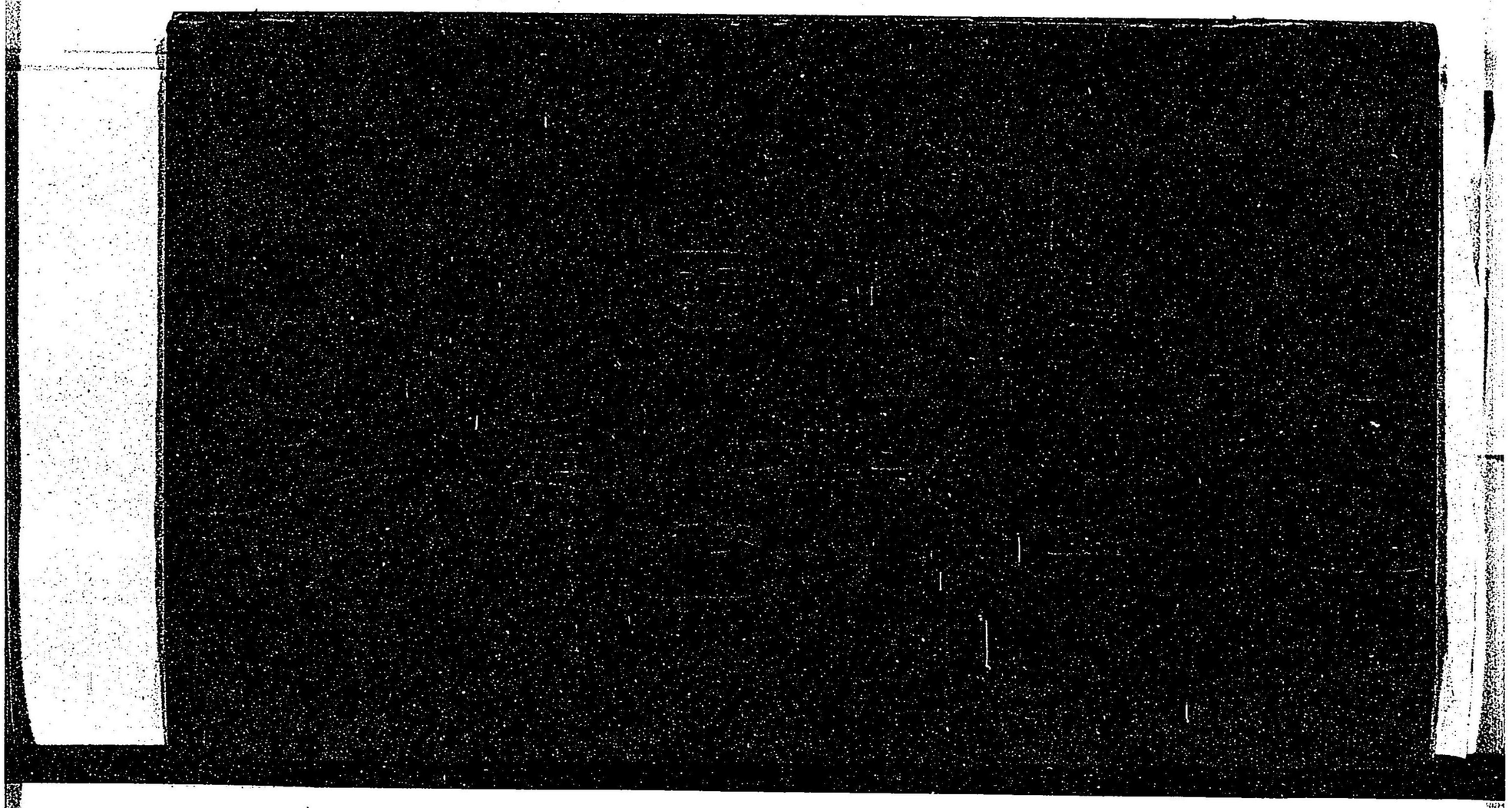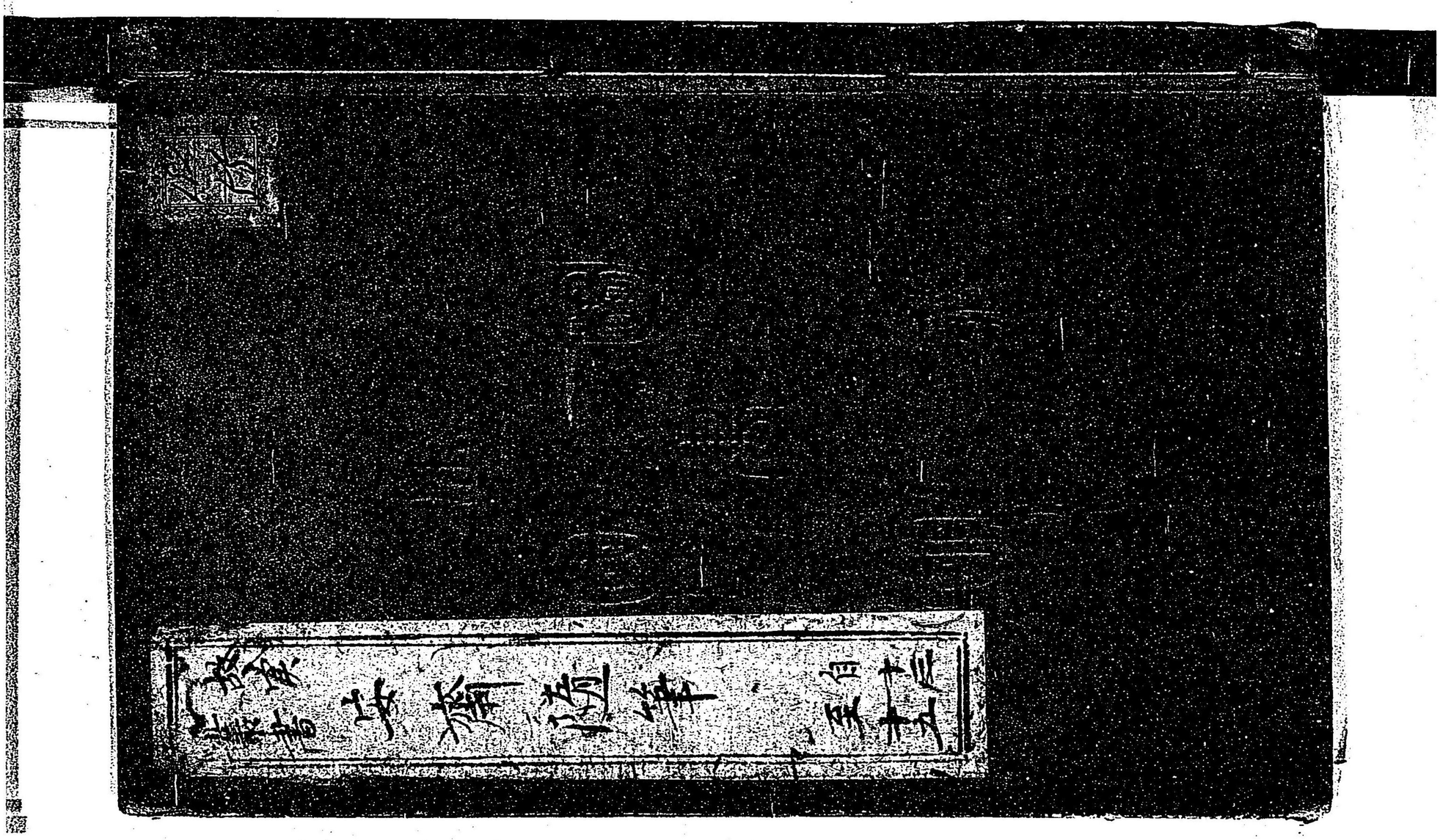
172
55